

令和7(2025)年度

総合福祉ガイドブック

みよし市

この総合福祉ガイドブックは、障がい者福祉、児童福祉、高齢者福祉、総合福祉施設、生活の支援、各種団体などの福祉サービスについて紹介しています。今後の生活がより豊かなものとなるよう少しでも皆様のお役に立てれば幸いです。

なお、このガイドブックは、令和7(2025)年4月現在で作成していますので、その後に内容や金額が変更されることがあります。

かくこうもく ないよう しめん かんけいじょうかんたん きさい
各項目の内容は、紙面の関係上簡単に記載しています。

くわ かくたんとうか といあわ
詳しくは、各担当課にお問合せください。

令和6(2024)年5月7日(火)から、市役所本庁舎の窓口開庁時間が9:00~17:00に変更となりました。対象は、市役所本庁舎の窓口および電話対応です。(市役所外公共施設等の開館時間に変更はありません。)

変更前	8:30~17:15
変更後	9:00~17:00

みよし市では、「障害」の表記を「障がい」、「子ども」や「子供」を「こども」と表記としています。

※ 一般的に漢字の「害」の字は、「そこなう」「わざわざ」などの否定的な意味があるため、障がい者の人権を尊重する観点から、原則、「障がい」の表記を使用しています。

※ こども基本法の基本理念として、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」の表記をしています。

目次

第1 障がい者福祉に関すること

目次中の※印は目次内で重複掲載されているものです。

○ 障がい程度別主要事業一覧	1
○ 個人番号（マイナンバー）の提供について	3
1 障がい者福祉に関する窓口	4
2 障がい者手帳の交付	
(1) 身体障がい者手帳の交付	6
(2) 療育手帳の交付	7
(3) 精神障がい者保健福祉手帳の交付	8
(4) 手帳の再交付・変更など	9
3 補装具・日常生活用具	
(1) 補装具費の支給（借受け・修理含む）	10
(2) 日常生活用具の給付	11
(3) 小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付	13
(4) 難聴児補聴器購入費等の給付	14
4 在宅支援	
(1) 居宅介護（ホームヘルプ）等（障がい福祉サービス）	15
(2) 障がい福祉施設サービス	16
(3) 障がい児通所支援	17
(4) 地域生活支援事業（障がい福祉サービス）	18
(5) 地域生活支援事業（相談支援事業）	19
(6) 計画相談支援事業	21
5 医療	
(1) 自立支援医療（更生医療）の給付	22
(2) 自立支援医療（育成医療）の給付	23
(3) 特定医療費（指定難病）の給付	24
(4) 小児慢性特定疾病医療の給付	25
(5) 障がい者医療費の支給	26
(6) 自立支援医療（精神通院）の給付	27
(7) 精神障がい者医療費の支給	28
(8) 心身障がい者（児）健康診査料助成	29
(9) 障がい児医療的ケア費の給付	30
※後期高齢者医療制度・後期高齢者福祉医療費の支給	128

6 手当・年金等

(1) みよし市在宅心身障がい者扶助費の支給	31
(2) 愛知県在宅重度障がい者手当の支給	32
(3) 特別障がい者手当の支給（国・県制度）	33
(4) 障がい児福祉手当の支給（国・県制度）	34
(5) 経過的福祉手当の支給（国・県制度）	35
(6) 特別児童扶養手当の支給（国・県制度）	36
(7) 難病患者等見舞金及び交通費の支給	37
(8) 心身障がい者扶養共済掛金助成	37
(9) 愛知県心身障がい者扶養共済制度	38
(10) 障がい基礎年金・障がい厚生年金・障がい共済年金の支給	39
(11) 障がい者手帳交付診断書料助成	40
(12) 障がい者施設入所者家族援護	40
※在日外国人福祉給付金の支給	119

7 交通・住宅の助成等

(1) 自動車運転免許取得費の補助	41
(2) 身体障がい者用自動車改造費の補助	42
(3) みよし市さんさんバス料金助成	43
(4) みよし市心身障がい者タクシー料金助成	44
(5) タクシー料金の割引	45
(6) 身体障がい者ガソリン助成	45
(7) 福祉有償運送	46
(8) 有料道路通行料金の割引	47
(9) 鉄道運賃等の割引	48
(10) 航空旅客運賃の割引	49
(11) 自動車税の減免	50
(12) 駐車禁止等除外指定車標章（除外対象者使用中）の交付	51
(13) 市営住宅使用料の減免	52
(14) 高齢者・障がい者住宅改修費支給	54
(15) 居住安全（バリアフリー）改修工事に伴う固定資産税の減額制度	55
(16) 視覚障がい者用録音物・点字物郵送貸出	56
(17) 車いす・携帯車いす・歩行器の貸出	56
(18) 福祉車両の貸出（たすけあい号）	57
(19) 障がい者グループホームの家賃補助	58
(20) みよし市更生訓練費の支給	59
(21) みよし市市外障がい福祉施設通所経費の支給	60

8 事業所への支援

(1) 障がい福祉サービス事業所運営費補助金の交付	61
(2) 障がい者の就労支援	62

9	その他	
(1)	職親委託制度	63
(2)	手話通訳者の設置	63
(3)	手話通訳者・要約筆記者の派遣	63
(4)	障がい者等の虐待防止	64
(5)	NHK受信料の免除	66
(6)	ケーブルテレビ加入一時金及び利用料金減免	66
(7)	障がい者ふれあい交流事業「ふれあいアート展」	67
(8)	療育体操	67
(9)	NET119緊急通報システム	68
(10)	家具等転倒防止器具取付事業	69
(11)	避難行動要支援者支援事業	70
(12)	特別支援学校等	71
	※成年後見制度の利用支援	110
	※日常生活自立支援事業	111
	※生活支援員派遣事業	111

第2 児童福祉に関すること

1	児童福祉に関する窓口	72
2	医療	
(1)	子ども医療費の支給	73
(2)	学生医療費の支給	74
(3)	ひとり親家庭等医療費の支給	75
(4)	養育医療の給付	76
3	手当・保健等	
(1)	児童手当の支給（国制度）	77
(2)	児童扶養手当の支給（国制度）	78
(3)	愛知県遺児手当の支給（県制度）	79
(4)	みよし市遺児手当の支給（市制度）	79
(5)	公正証書等作成支援	80
(6)	養育費保証契約締結支援	80
(7)	母子・父子・寡婦福祉資金貸付（県制度）	81
(8)	母子・父子家庭自立支援給付金	81
(9)	母子・父子・寡婦福祉資金償還援助金（市制度）	82
(10)	母子保健事業	83
4	子育て支援・保育園等	
(1)	保育園	84

(2) 一時的保育	86
(3) 特別延長保育	87
(4) 休日保育	88
(5) 病児・病後児保育	89
(6) 放課後児童クラブ	90
(7) 親子通園ルーム「ふたば」	91
(8) 児童発達支援事業所「よつば」	91
(9) こども相談窓口	92
(10) 子育て支援センター	93
(11) ファミリー・サポート・センター	94
(12) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	95
(13) 母子生活支援施設入所	95
(14) 助産施設入所	96
(15) 子どもの学習・生活支援事業	97

第3 高齢者福祉に関すること

1 高齢者福祉に関する窓口	98
2 在宅生活の支援	
(1) 高齢者配食サービス	100
(2) 高齢者日常生活用具の給付	101
(3) 緊急通報システム	102
(4) ひとり暮らし高齢者等登録	103
(5) 認知症高齢者等家族支援サービス	104
(6) 認知症高齢者等あんしん補償事業	105
(7) 認知症カフェ	106
(8) 認知症家族介護者交流会	107
(9) 福祉センターの利用	108
(10) 地域包括支援センター	109
(11) 成年後見制度の利用支援	110
(12) 日常生活自立支援事業	111
(13) 生活支援員派遣事業	111
(14) 訪問看護ステーション	112
3 施設への入所	
(1) 養護老人ホームへの入所措置	113
4 交通・住宅の助成等	
※市営住宅使用料の減免	52
※高齢者・障がい者住宅改修費支給	54

※居住安全（バリアフリー）改修工事に伴う固定資産税の減額制度	55
(1) シルバーハウジング	115
(2) 高齢者さんさんバス料金助成	116
(3) 高齢者等タクシー料金助成	116
5 手当・介護用品の給付等	
(1) 在宅介護者等介護手当の支給	118
(2) 家族介護用品の支給	118
(3) 在日外国人福祉給付金の支給	119
6 社会活動・団体活動	
(1) シルバー人材センター	120
(2) 老人憩いの家の利用	121
(3) 高齢者訪問	122
(4) 敬老金の支給	122
7 その他	
(1) 介護保険サービス	123
(2) 社会福祉法人等による利用者負担の軽減	126
(3) 障がい者ホームヘルプサービス利用者負担の軽減	127
(4) 後期高齢者医療制度・後期高齢者福祉医療費の支給	128
(5) 高齢者（成人）保健事業	129
(6) 年金制度	130
(7) 障がい者控除対象者認定書の交付	131
(8) 医療費（おむつ）控除証明書の交付	132
(9) ふれ愛電話	132
(10) 地域見守り活動事業「みまもっ手」	133
(11) 高齢者福祉事業「おしゃべり会」	133
(12) 高齢者運転免許自主返納支援事業	134

第4 総合福祉・生活の支援・各種団体に関すること

1 総合福祉・生活の支援・各種団体に関する窓口	135
2 総合福祉	
(1) みよし市民病院	136
(2) 社会福祉法人みよし市社会福祉協議会	137
(3) 暮らし・はたらく相談センター	138
(4) 福祉総合相談センター（ふくしの窓口）	138
3 生活の支援	
(1) みよし市暮らし資金貸付	139
(2) 愛知県暮らし資金貸付	140

(3) 生活福祉資金貸付	141
(4) 生活福祉資金利子補給	142
(5) 相談窓口案内	143
(6) 生活保護	146
(7) 生活困窮者自立支援事業	148
(8) 災害見舞金の支給	149
(9) 災害弔慰金等の支給	149

4 その他

(1) 地域福祉活動助成事業	150
(2) ボランティア活動	151

各種団体

(1) みよし市民生児童委員協議会	152
(2) みよし市身体障がい者福祉協議会	156
(3) みよし市手をつなぐ親の会	156
(4) みよし市ボランティア連絡協議会	157
(5) いきいきクラブみよし連合会	158
(6) みよし市遺族会	158

施設一覧	159
------	-----

障がい程度別主要事業一覧 [この一覧表は目安です。他に様々な要件があります。]

分類		1 医療			2 手当・年金等							
本文ページ		26	28	128	31	32	33	34	36	37		
手帳の種類	制度	障がい者医療費の支給	精神障がい者医療費の支給	後期高齢者福祉医療制度・後期高齢者福祉医療費の支給	みよし市在宅心身障がい者扶助費の支給	愛知県在宅重度障がい者手当の支給	特別障がい者手当の支給(国・県制度)	障がい児福祉手当の支給(国・県制度)	特別児童扶養手当の支給(国・県制度)	心身障がい者扶養共済掛金助成		
	等級						20歳以上	20歳未満	20歳未満			
身体障がい者手帳	視覚障がい	1	○		○	○	○	△	○	△	△	
		2	○		○	○	○	△	△	△	△	
		3	○		○	○				△	△	
		4				○						
		5				○						
		6				○						
	聴覚障がい 平衡機能障がい	2	○		○	○	○	△	△	△	△	
		3	○		○	○				△	△	
		4				○						
		5				○						
	音声・言語・ そしゃく機能 障がい	3	○		○	○				△	△	
		4				○				△		
	肢体不自由 障がい	1	○		○	○	○	△	○	△	△	
		2	○		○	○	○	△	△	△	△	
		3	○		○	○				△	△	
		4	△		△	○				△		
		5	△		△	○						
		6	△		△	○						
	内部障がい	1	○		○	○	○	△	△	△	△	
		2	○		○	○	○	△	△	△	△	
		3	○		○	○				△	△	
4		△		△	○				△			
療育手帳	A	○		○	○	○	△	△	○	△		
	B	○		○	○				△	△		
	C				○				△			
精神障がい者 保健福祉手帳	1		○	○	○		△	△	△	△		
	2		○	○	○			△	△	△		
	3		○	○	○			△	△			

※○印は概ね該当、△印は一部該当、空欄は非該当又は判断不可

分類		3 助成・割引制度等												
本文ページ		41	42	43	44	45	45	47	48	49	50	66	66	
手帳の種類	制度	自動車運転免許取得費の補助	身体障がい者用自動車改造費の補助	みよし市さんさんバス利用料金助成	みよし市中心身障がい者タクシー料金助成	タクシー料金の割引	身体障がい者ガソリン助成	有料道路通行料金の割引	鉄道運賃等の割引	航空旅客運賃の割引	自動車税等の減免	NHK受信料の免除	ケーブルテレビ加入一時金及び利用料金減免	
	等級													
身体障がい者手帳	視覚障がい	1		○	○	○		○	○	○	○	○	○	
		2		○	○	○		○	○	○	○	○	○	
		3		○		○		○	○	○	○	○	○	
		4		○		○		△	○	○	○	○	○	
		5		○		○		△	○	○		○	○	
		6		○		○		△	○	○		○	○	
	聴覚障がい 平衡機能障がい	2	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○
		3	○		○		○		△	○	○	○	○	○
		4	○		○		○		△	○	○		○	○
		5	○		○		○		△	○	○		○	○
		6	○		○		○		△	○	○		○	○
	音声・言語・そしゃく機能障がい	3	○		○		○		△	○	○	△	△	
		4	○		○		○		△	○	○		△	
	肢体不自由障がい	1	○	△	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○
		2	○	△	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○
		3	○	△	○		○		△	○	○	△	△	
		4	○	△	○		○		△	○	○	△	△	
		5	○	△	○		○		△	○	○	△	△	
		6	○	△	○		○		△	○	○	△	△	
	内部障がい	1	○		○	○	○		○	○	○	○	○	
		2	○		○	○	○		○	○	○	○	○	
		3	○		○		○		○	○	○	○	△	
		4	○		○		○		△	○	○	△	△	
	療育手帳	A			○	○	○		○	○	○	○	○	
B				○		○			○	○		△		
C				○		○			○	○		△		
精神障がい者 保健福祉手帳	1			○	○						○	○		
	2			○								△		
	3			○								△		

※○印は概ね該当、△印は一部該当、空欄は非該当又は判断不可能

個人番号（マイナンバー）の提供について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行により、市役所での各種手続きにおいてマイナンバーを提供していただく場合があります。添付書類の削減の他、行政手続きが簡素化され、皆様の負担が軽減されます。

マイナンバーが必要となる手続きの際には、マイナンバーを使った成り済まし等の不正行為を防止するために、本人確認を行うことが義務付けられています。

そのため、手続きの際には「マイナンバーの確認」と「身元確認」が必要となります。

1 マイナンバーが必要となる主な手続き

主な手続き	担当課
各種福祉サービス、障がい者手当などの支給申請など	福祉課
障がい者手帳などの交付申請	
生活保護の申請	
児童手当、児童扶養手当などの認定請求など	こども政策課
保育園の入園申込、施設等利用給付認定申請など	保育課
未熟児養育医療券の交付申請、障がい基礎年金の申請など	保険健康課
介護保険被保険者証再交付申請、介護保険負担限度額認定申請、要介護認定申請、高額介護サービス費支給申請など	長寿介護課
妊娠届出書、低体重児届出書	こども相談課
軽自動車税種別割の減免申請、居住安全（バリアフリー）改修工事に伴う固定資産税の減額申請	税務課

2 本人確認の措置 ※詳しくは、それぞれの手続きの担当課でご確認ください。

マイナンバーの提供をいただく際に、番号確認と身元確認をさせていただきます。

(1) マイナンバーカードを持っている場合

マイナンバーカード1枚で番号確認と身元確認ができます。

(2) マイナンバーカードを持っていない場合

ア 番号確認

次のいずれかのもので確認します。

(ア) 通知カード（記載事項に変更がないもの又は正しく変更手続きがとられているものに限り。）

(イ) 個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書

イ 身元確認

次のいずれかのもので確認します。

(ア) 運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、身体障がい者手帳、

精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書

(イ) 官公署から発行された顔写真付きの書類等で、氏名・生年月日又は氏名・住所が記載されているもの。

(ウ) 上記(ア)・(イ)がない場合、次のいずれか2つ以上のもの

公的医療保険の資格確認書、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、官公署から発行された書類で、氏名・生年月日又は氏名・住所が記載されているもの。

第1 障がい者福祉に関すること

1 障がい者福祉に関する窓口

取扱事項	窓口
<p>障がい者手帳 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付</p> <p>補装具・日常生活用具 補装具費の支給（借受け・修理）、日常生活用具の給付、小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付、難聴児補聴器購入費等の給付</p> <p>在宅支援 居宅介護（ホームヘルプ）等（障がい福祉サービス）、障がい福祉施設サービス、障がい児通所支援、地域生活支援事業（障がい福祉サービス）、地域生活支援事業（相談支援事業）、計画相談支援事業</p> <p>医療 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）の給付、心身障がい者（児）健康診査料助成、医療的ケア費の給付</p> <p>手当・年金等 在宅心身障がい者扶助費の支給、難病患者見舞金・交通費の支給、心身障がい者扶養共済制度、扶養共済掛金助成、各種手当の支給、在日外国人福祉給付金、障がい者手帳交付診断料助成、障がい者施設入所者家族援護</p> <p>交通・住宅の助成等 自動車運転免許取得費の補助、身体障がい者用自動車改造費の補助、さんさんバス利用料金助成、心身障がい者タクシー料金助成、有料道路通行料金の割引、障がい者住宅改修費支給</p> <p>施設への入所・通所 障がい福祉施設サービスの利用、障がい児通所支援・児童発達支援等、みよし市市外障がい者福祉施設通所型費の支給</p> <p>社会生活・その他 職親委託制度、手話通訳者の設置、手話通訳者・要約筆記者の派遣、NHK受信料の免除、ケーブルテレビ加入一時金・利用料金減免、成年後見制度の利用支援、障がい者等の虐待防止、相談員の配置、避難行動要支援者制度</p>	<p>市役所 福祉課 電話32-8010</p>
<p>障がい者医療費の支給、精神障がい者医療費の支給、障がい基礎年金の申請</p>	<p>市役所 保険健康課 電話32-8016</p>
<p>軽自動車税種別割の減免、居住安全（バリアフリー）改修工事に伴う固定資産税の減額制度</p>	<p>市役所 税務課 （軽自動車税） 電話32-8003 （固定資産税） 電話32-8019</p>

取扱事項	窓口
家具等転倒防止器具取付事業	市役所 防災安全課 電話32-8046
市営住宅使用料の減免	市役所 生活環境課 電話32-8018
学校への入学・転学、就学相談及び教育相談	市役所（教育委員会） 学校教育課 電話32-8026
身体障がい者ガソリン助成、車いす・携帯車いす・歩行器の貸出、福祉車両の貸出、視覚障がい者用録音物・点字物郵送貸出、障がい者ふれあい交流事業「ふれあいアート展」、日常生活自立支援事業、生活支援員派遣事業	社会福祉協議会 電話34-1588
身体障がい者手帳の発行、身体障がい者の更生医療の判定、身体障がい者の補装具の要否判定及び適合判定、知的障がい者の療育手帳の発行	愛知県西三河 児童・障がい者相談センター （障がい者相談） 電話0564-27-2889
知的障がい児の療育手帳の発行、心身障がい児の療育相談と巡回指導、心身障がい児福祉施設への入所	豊田加茂 児童・障がい者相談センター 電話0565-33-2211
精神障がい者保健福祉手帳の発行、自立支援医療（精神通院）の給付	愛知県 精神保健福祉センター 電話052-962-5377
特定医療費（指定難病）の給付、小児慢性特定疾病医療の給付	愛知県衣浦東部保健所 みよし駐在 電話34-4811
駐車禁止等除外指定車標章（除外対象者使用中）の交付	愛知県豊田警察署 交通課 電話0565-35-0110
自動車税種別割、自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割の減免	愛知県豊田加茂 県税事務所 電話0565-32-7483
タクシー料金の割引	各タクシー会社
鉄道運賃の割引、航空旅客運賃の割引	JR・私鉄・航空会社
ケーブルテレビ加入一時金及び料金減免	ひまわりネットワーク 電話0120-210-114

2 障がい者手帳の交付

(1) 身体障がい者手帳の交付

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

身体に障がいのある方に、身体障がい者手帳が交付されます。

1 対象者

身体に障がいのある方で、日常生活に制限を受ける方

2 身体障がい者程度等級表（身障法施行規則第5条関係）

部位		級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚		○	○	○	○	○	○
聴覚			○	○	○		○
平衡機能				○		○	
音声・言語・そしゃく機能				○	○		
肢体不自由	上肢	○	○	○	○	○	○
	下肢	○	○	○	○	○	○
	体幹	○	○	○		○	
	乳幼児期以前の上肢機能	○	○	○	○	○	○
	乳幼児期以前の移動機能	○	○	○	○	○	○
内部障がい	心臓機能	○		○	○		
	じん臓機能	○		○	○		
	呼吸器機能	○		○	○		
	ぼうこう・直腸機能	○		○	○		
	小腸機能	○		○	○		
	免疫機能	○	○	○	○		
	肝臓機能	○	○	○	○		

3 手続きに必要なもの

- (1) 申請書（福祉課にあります。）
- (2) 写真1枚（上半身 タテ4cm×ヨコ3cm）
- (3) 指定医師の診断書（所定の様式が福祉課にあります。病院にある場合もありますので各病院でご確認ください。）
- (4) マイナンバーカード又は通知カードと身元確認書類

4 その他

申請後、愛知県が審査をして手帳を発行します。手帳の発行までに1～2か月程度かかります。

(2) 療育手帳の交付

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

知的機能の発達がゆっくりな方に、療育手帳が交付されます。

1 対象者

知能指数（IQ）が75以下の方

2 判定区分

- (1) A判定 …… 重度（IQ35以下）
- (2) B判定 …… 中度（IQ36以上～50以下）
- (3) C判定 …… 軽度（IQ51以上～75以下）

3 手続きに必要なもの

- (1) 申請書（福祉課にあります。）
- (2) 写真1枚（上半身 タテ4cm×ヨコ3cm）
- (3) 調査表（福祉課にあります。）※18歳以上の方のみ
- (4) マイナンバーカード又は通知カードと身元確認書類

4 その他

- (1) 申請前に、判定機関で面接の予約をしてください。

年 齢	判定機関	連絡先
18歳未満の方	豊田加茂児童・障がい者相談センター	電話 0565-33-2211 ファクシミリ 0565-33-2212
18歳以上の方	西三河児童・障がい者相談センター	電話 0564-27-2889 ファクシミリ 0564-27-2816

※18歳以上であっても児童福祉法に基づき施設に入所している方は、豊田加茂児童・障がい者相談センターが判定を行います。

- (2) 申請後、愛知県が審査し、手帳を発行します。手帳の発行までに1～2か月程度かかります。

(3) 精神障がい者保健福祉手帳の交付

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

精神障がい者の社会復帰の促進と社会的自立と、社会参加の促進のために作られた制度です。

1 対象者

精神に障がいのある方で、長期に日常生活又は社会生活に制約のある方

2 障がい等級（精神保健福祉法施行令第6条）

障がい等級	精神障がいの状態
1級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2級	日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

3 手続きに必要なもの

(1) 申請書（福祉課にあります。）

(2) 写真1枚（上半身 タテ4cm×ヨコ3cm）

(3) 次のア又はイのいずれか

ア 医師の診断書（所定の様式が福祉課にあります。病院にある場合もありますのでご確認ください。）

※精神障がい者保健福祉手帳用で、初診日より6か月以上経過した時点のもの

イ 次の(ア)から(ウ)までの書類

(ア) 精神障がいを支給事由とする障がい年金の年金証書又は特別障がい給付金受給資格者証及び年金裁定通知書の写し

(イ) 直近の振込通知書、年金支払通知書又は直近の振込日が記載された通帳の写し

(ウ) 同意書（福祉課にあります。）

(4) マイナンバーカード又は通知カードと身元確認書類

4 その他

申請後、愛知県が審査し、手帳を発行します。手帳の発行までに2～3か月程度かかります。

(4) 手帳の再交付・変更など

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

手帳を紛失や破損した場合、氏名や住所が変わった場合、障がいの内容が変わった場合などは手続きが必要です。

1 対象者

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方

2 手続きに必要なもの

	身体障がい者手帳	療育手帳	精神障がい者保健福祉手帳
紛失したとき	・顔写真1枚	・顔写真1枚	・顔写真1枚
破損したとき	・顔写真1枚 ・破損した手帳	・顔写真1枚 ・破損した手帳	・顔写真1枚 ・破損した手帳
氏名が変わったとき	・手帳	・手帳	・手帳
市内で転居したとき	・手帳	・手帳	・手帳
県内の他市町村へ転出したとき	転出先の市区町村で住所変更の手続きをしてください。	転出先の市町村（名古屋市を除く）で住所変更の手続きをしてください。 ※名古屋市は県外転出扱い	転出先の市町村（名古屋市を除く）で住所変更の手続きをしてください。 ※名古屋市は県外転出扱い
県外へ転出したとき	転出先の市区町村で住所変更の手続きをしてください。	※転出先の市区町村（名古屋市の場合は区役所）で再交付の手続きが必要です。	転出先の市町村で県外転入の手続きをしてください ※名古屋市の場合は区役所
障がい者が亡くなったとき	・手帳	・手帳	・手帳
障がいの程度・内容が変わったとき	・手帳 ・顔写真1枚 ・所定の診断書	・手帳 ・顔写真1枚	・手帳 ・顔写真1枚 ・所定の診断書又は障がい年金証書など

3 その他

- (1) 転出の場合、手当の支給を受けている方は資格喪失の届出が必要になりますので、手帳の手続きがなくても福祉課窓口へお越しください。
- (2) 手帳をお持ちの方が亡くなった場合、未払いの手当があれば相続人の預金通帳と印鑑をお持ちいただくことがあります。
- (3) マイナンバーが必要な手続きもありますので、マイナンバーカード又は通知カードと身元確認書類をご持参ください。

3 補装具・日常生活用具

(1) 補装具費の支給（借受け・修理含む）

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

身体障がい者（児）の失われた身体機能を、補完又は代替する用具の購入、借受け又は修理にかかる費用を支給します。

1 対象者

- (1) 身体障がい者手帳をお持ちの方（等級制限あり）
- (2) 難病患者等（告示に定める疾病に限る）

2 支給対象品目

義手、義足、装具、姿勢保持装置、補聴器、車いす、電動車いす、重度障がい者用意思伝達装置、義眼、眼鏡、歩行器、視覚障がい者安全つえ（白杖）、歩行補助つえ、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）

3 費用負担

原則として1割 ※世帯の所得に応じて負担上限月額あり

世帯の収入状況	負担上限月額
(1) 生活保護受給世帯 (2) 市民税非課税世帯	費用負担なし
(3) 市民税課税世帯	37,200円
(4) 世帯の中に市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合	支給対象外 ただし障がい児は除く

※(2)(3)(4)の世帯について、障がい者の場合は本人及び配偶者、障がい児（18歳未満）の場合は生計中心者を世帯とします。

4 手続きに必要なもの

- (1) 申請書（福祉課にあります。）
- (2) 調査書（福祉課にあります。）
- (3) 見積書
- (4) 医師等の意見書（福祉課にあります。）※必要な場合のみ
- (5) マイナンバーカード又は通知カードと身元確認書類

※他にも書類が必要な場合があります。

5 その他

- (1) 補装具の購入、借受け又は修理をする場合は、事前に福祉課へご相談ください。
- (2) 申請前に購入、借受け又は修理されたものは対象になりませんのでご注意ください。
- (3) 各補装具には耐用年数が決められています。耐用年数を経過する前に買い替えるときは原則として支給対象となりません。
- (4) 介護保険制度による給付の対象となる場合は、介護保険での給付が優先されます。
- (5) 治療用装具を作成する場合は、健康保険での給付が優先されます。

(2) 日常生活用具の給付

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

在宅の障がい者（児）及び難病患者等に、日常生活の支援のため生活用具を給付します。

1 対象者

- (1) 身体障がい者手帳をお持ちの方（品目により等級制限あり）
- (2) 療育手帳をお持ちの方（品目により等級制限あり）
- (3) 精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方（品目により等級制限あり）
- (4) 難病患者等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である方）

2 主な給付品目

- (1) 介護・訓練支援用具
特殊寝台、特殊マット、入浴担架、移動用リフト、訓練用いす、訓練用ベッドなど
- (2) 自立生活支援用具
入浴補助用具、頭部保護帽、移動・移乗支援用具、聴覚障がい者用屋内信号装置など
- (3) 在宅療養等支援用具
透析液加温器、ネブライザー(吸入器)、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター、盲人用体温計(音声式)、人工呼吸器用バッテリー、発電機など
- (4) 情報・意思疎通支援用具
視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障がい者用情報受信装置、人工喉頭など
- (5) 排泄管理支援用具
ストマ装具、紙おむつ、洗腸用具など
- (6) 住宅改修費
居宅生活動作補助用具

3 費用負担

原則として1割。

ただし、それぞれの品目に定められた基準額を超える金額は自己負担となります。

世帯の収入状況	負担上限月額
(1) 生活保護受給世帯 (2) 市民税非課税世帯	費用負担なし
(3) 市民税課税世帯	37,200円
(4) 世帯の中に市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合	上限なし

※上表(2)(3)(4)の世帯について、申請者が障がい者の場合は「本人及び配偶者」、障がい児（18歳未満）の場合は「生計中心者」を世帯とみなし、負担額上限月額を算出します。

4 手続きに必要なもの

- (1) 申請書（福祉課にあります。）
- (2) 調査書（福祉課にあります。）
- (3) 見積書
- (4) カタログ
- (5) 医師の意見書（福祉課にあります。） ※必要な場合のみ

5 その他

- (1) 日常生活用具の購入をする場合は、事前に福祉課へご相談ください。
- (2) 申請前に購入されたものは対象になりませんのでご注意ください。
- (3) 日常生活用具には耐用年数が決められています。耐用年数を経過する前に再度購入する場合は、原則として支給対象となりません。
- (4) 介護保険制度による給付の対象となる場合は、介護保険での給付が優先されます。
- (5) 全給付品目はホームページに掲載しています。

(3) 小児慢性特定疾病児日常生活用具の給付

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

小児慢性特定疾患児の日常生活支援のため、生活用具を給付します。

1 対象者

小児慢性特定疾患児（障がい者総合支援法及び児童福祉法による施策の対象とはならない方）

2 給付品目

便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー（吸入器）、パルスオキシメーター

3 費用負担

世帯の収入状況により、階層による徴収基準月額があります。

世帯の収入状況	徴収基準月額
(1) 生活保護世帯	費用負担なし
(2) 市民税非課税世帯	一部負担あり
(3) 市民税所得割非課税世帯	
(4) 市民税所得割課税世帯	
(5) 1,041,000円以下の所得割課税世帯	全額負担
(6) 1,041,001円以上の所得割課税世帯	

4 手続きに必要なもの

- (1) 申請書（福祉課にあります。）
- (2) 調査書（福祉課にあります。）
- (3) 見積書
- (4) カタログ
- (5) マイナンバーカード又は通知カードと身元確認書類
- (6) 小児慢性特定疾病医療受給者証（保健所が発行）
- (7) 医師の意見書（福祉課にあります。） ※必要な場合のみ

5 その他

- (1) 日常生活用具の購入をする場合は、事前に福祉課へご相談ください。
- (2) 申請前に購入されたものは対象になりませんのでご注意ください。
- (3) 日常生活用具には耐用年数が決められています。耐用年数を経過する前に再度購入するときは、原則として支給対象となりません。

(4) 難聴児補聴器購入費等の給付

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の難聴児に対し、補聴器の購入及び修理に要する費用の一部を給付します。

1 対象者

次のいずれにも該当する方

- (1) 18歳未満の方
- (2) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で身体障がい者手帳の交付対象とならない方
- (3) 補聴器を装用することにより、コミュニケーション能力等について、一定の効果が期待できると医師が判断する方

2 支給対象品目

ポケット型補聴器（高度・重度）、耳かけ型補聴器（高度・重度）、耳あな型補聴器（レディメイド・オーダーメイド）、イヤモールド、骨導式ポケット型補聴器、骨導レシーバー、ヘッドバンド、骨導式眼鏡型補聴器 など

3 費用負担

原則として1割 ※世帯の所得に応じて負担上限月額あり

世帯の収入状況	負担上限月額
(1) 生活保護受給世帯	費用負担なし
(2) 市民税非課税世帯	
(3) 市民税課税世帯	37,200円
(4) 世帯の中に市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合	支給対象外

※上表(2)(3)(4)の世帯については生計中心者を「世帯」とみなします。

4 手続きに必要なもの

- (1) 申請書（福祉課にあります。）
- (2) 調査書（福祉課にあります。）
- (3) 見積書
- (4) 医師の意見書（福祉課にあります。）※必要な場合のみ
- (5) マイナンバーカード又は通知カードと身元確認書類

5 その他

- (1) 補聴器の購入をする場合は、事前に福祉課へご相談ください。
- (2) 申請前に購入されたものは対象になりませんのでご注意ください。
- (3) 補聴器は耐用年数が5年と決められています。耐用年数を経過する前に買い替えるときは、原則として支給対象となりません。

4 在宅支援

(1) 居宅介護（ホームヘルプ）等（障がい福祉サービス）

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

1 対象者

- (1) 日常生活を営むのに支障がある障がい者(児)等
- (2) 日常生活を営むのに支障がある難病患者等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である方）

2 サービスの内容

- (1) 身体介護
食事、排泄、入浴、衣類着脱の介護、身体の清拭及び洗髪、その他身体の介護
- (2) 家事援助
調理、衣類の洗濯及び補修、住居等の掃除及び整理整頓の手伝い
- (3) 通院等介助
通院、官公署での公的手続きの付き添い
- (4) 重度訪問介護
重度の障がい者に対する入浴や排泄、食事の介護、外出時の移動の支援
- (5) 同行援護
移動に著しい困難を有する視覚障がい者に対する、外出時の移動の支援
- (6) 行動援護
行動が困難で常に介護が必要な方に対する、必要な介助や外出時の移動の支援
- (7) 重度障がい者等包括支援
介護が必要な程度が非常に高い方に対し、居宅介護などを包括的に提供

3 利用日・利用時間

指定事業者との契約による

4 利用者負担

1割負担（所得に応じた上限あり）

5 手続きに必要なもの

申請書（福祉課にあります。）

※訪問調査が必要です。

(2) 障がい福祉施設サービス

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

諸事情により家庭での生活が困難又は訓練等が必要な障がい者（児）及び難病患者等においては、次のような施設の利用が可能です。（ただし、定員に空きがある場合に限り。）

1 対象者

- (1) 日常生活を営むのに支障がある障がい者（児）等
- (2) 日常生活を営むのに支障がある難病患者等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である方）

2 給付種別・サービス名称

(1) 介護給付

療養介護	医療の必要な障がい者に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、介護などを行います。
生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
施設入所支援	支援施設に入所する方に、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
短期入所 （ショートステイ）	障がい者（児）及び難病患者等を介護する家族が都合により介護できないときに、一時的に施設で介護等を行います。

(2) 訓練等給付

自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上の訓練を行います。
就労移行支援	就労を希望する方に、生産活動の機会の提供、能力向上の訓練などを行います。
就労継続支援	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労や生産活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
自立生活援助	一人暮らしを始める障がい者の支援を行います。
就労定着支援	企業に就職している障がい者の就労定着の支援を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	共同生活住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

3 利用費用

1割負担（所得に応じた上限あり）※食費等は実費負担となります。

4 手続きに必要なもの

申請書（福祉課にあります。）※訪問調査が必要です。

(3) 障がい児通所支援

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

心身の発達に偏りのある児童の自立的生活の助長や心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的また精神的な負担の軽減を図ります。

1 対象

心身の発達に偏りがあり、日常生活を営むのに支障のある児童及びその家庭

2 サービスの内容

(1) 児童発達支援（※居宅訪問型含む）

身近な地域の児童支援の専門施設（事業）として、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得、集団生活への適応等に向けた支援を提供します。

〔※居宅訪問型は、外出することが著しく困難な重度の障がい児が対象〕

(2) 医療型児童発達支援

児童発達支援の内容に、治療も追加して提供します。

(3) 放課後等デイサービス

学校通学中の児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を行うことにより、児童の自立を促進します。

(4) 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の児童又は今後利用する予定の児童に対し、集団生活に適応するための専門的な支援を行い、保育所等の安定した利用を促進します。

3 利用日・利用時間

指定事業者との契約による

4 利用者負担

1割負担（所得に応じた上限あり）

※食費等は実費負担となります。

5 手続きに必要なもの

申請書（福祉課にあります。）

※訪問調査が必要です。

(4) 地域生活支援事業（障がい福祉サービス）

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

日常生活を営むのに支障がある障がい者（児）及び難病患者等に対し、自立と生きがいを高めることを目的に、外出支援、創作活動、機能訓練、社会適応訓練、一時的な食事・入浴の提供、入浴介護等の各種サービスを行います。

1 対象者

- (1) 日常生活を営むのに支障がある障がい者（児）等
- (2) 日常生活を営むのに支障がある難病患者等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である方）

2 事業名

- (1) 移動支援
余暇活動で外出の時の移動の支援
- (2) 地域活動支援センター
社会との交流を目的に、創作・余暇活動の機会の提供
- (3) 日中一時支援
宿泊を伴わない見守りや創作活動などの機会の提供
- (4) 生活サポート
一時的な食事・入浴など介護
- (5) 訪問入浴サービス
自宅にて簡易浴槽での入浴介助

3 利用日

指定事業者との契約による

4 利用者負担

1割負担（所得に応じた上限あり）

5 手続きに必要なもの

地域生活支援事業申請書（福祉課にあります。）

※訪問調査が必要です。

(5) 地域生活支援事業（相談支援事業）

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

障がい者(児)及び難病患者等が自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう、障がい者(児)及び難病患者等本人又はその家族の相談に応じ、必要な情報を提供し、障がい者(児)及び難病患者等の権利擁護のために必要な援助等を行います。

1 対象者

- (1) 日常生活を営むのに支障がある障がい者(児)等
- (2) 日常生活を営むのに支障がある難病患者等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である方）
- (3) (1)(2)の家族、関係者等

2 事業内容

- (1) 福祉サービスの利用援助 情報提供、代行申請
- (2) 社会資源活用の支援 専門機関の紹介等
- (3) 社会生活力向上の支援
- (4) グループ活動（創作等）に対する支援
- (5) 権利擁護のために必要な支援
- (6) その他

3 利用日時

必要に応じて随時

4 利用料

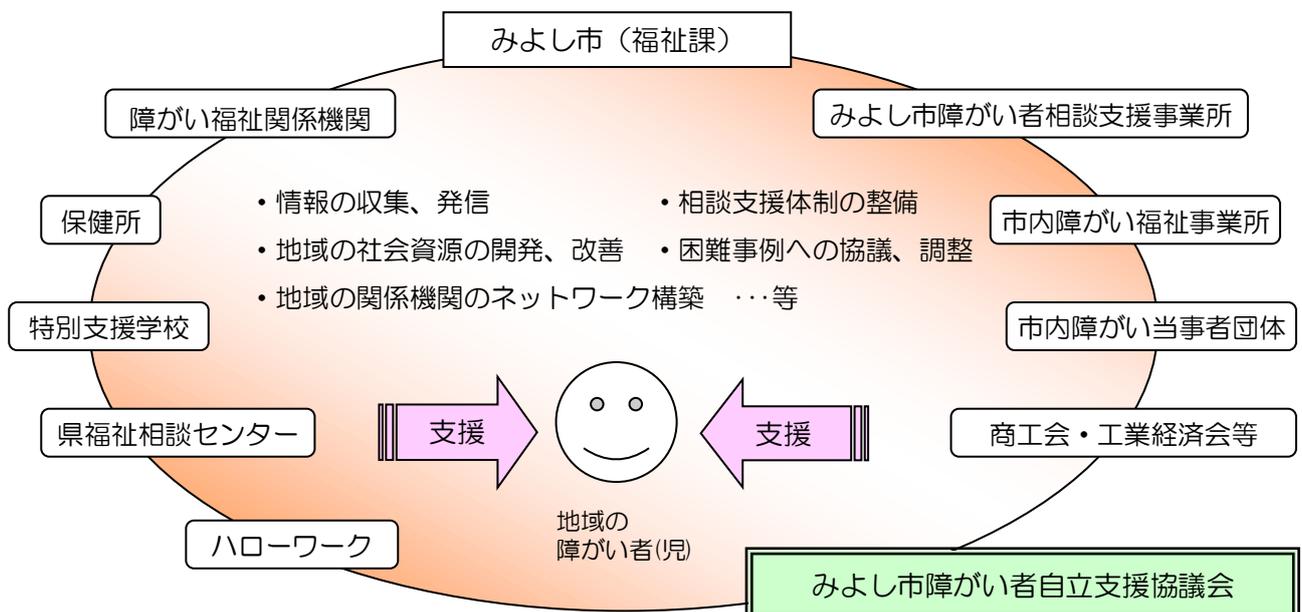
無料

5 市の委託を受けている相談支援事業所

事業所名	所在地	連絡先
(社福) あさみどりの風 相談支援事業所わらび	みよし市三好町西荒田28番地	電話 34-5975 ファクシミリ 34-5976
(社福) あゆみ会 しおみの丘	みよし市打越町新池浦83番地7	電話 32-2501 ファクシミリ 32-2610
オーケーサポート(株) 相談支援OKサポート	みよし市明知町釜ヶ杖85番地	電話 76-0611 ファクシミリ 76-0612
(社福) みよし市社会福祉協議会 障がい者相談支援事業所	みよし市三好町陣取山39番地5	電話 41-8580 ファクシミリ 34-5860
(一社) みよしはたらく協議会 はたらくサポートセンター	みよし市三好町湯ノ前98番地3	電話 76-1873 ファクシミリ 76-1874
(社福) 昭徳会 障がい者支援センターたいざん	みよし市打越町山ノ神51番地1	電話 34-2161 ファクシミリ 34-6568

みよし市障がい者自立支援協議会

みよし市では、地域の関係機関がネットワークを構築し、障がい者総合支援法の目的にある「障がいがあってもなくても当たり前暮らせる地域づくり」を目指して、『みよし市障がい者自立支援協議会』を設置しました。今後は、みよし市の障がい者施策の基本理念も共有し、それらの実現に向けて定期的に話し合いの場を設けます。詳しくは福祉課まで。



(6) 計画相談支援事業

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

障がい福祉サービス又は障がい児通所支援を利用する場合には、サービス等利用計画案の作成及び計画の見直し（モニタリング）等を行うことが義務付けられています。サービス等利用計画案の作成等は、自身で行うほか、市が指定する「特定相談支援事業者」又は「障がい児相談支援事業者」に依頼することができます。

1 対象者

(1) 計画相談支援

障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者、障がい福祉サービス（居宅）を利用するすべての児童

(2) 障がい児相談支援

障がい児通所支援を利用するすべての児童

2 サービス内容

障がい福祉サービス及び障がい児通所支援を支給決定する際のサービス等利用計画案・障がい児支援利用計画案の作成及び支給決定後の見直し

3 利用者負担

無料

4 市が指定している相談支援事業所

事業所名	所在地	連絡先	指定種別
(社) あさみどりの風 相談支援事業所わらび	みよし市三好町西荒田 28番地	電話 34-5975 ファクシミリ 34-5976	特定 障がい児
(社) あゆみ会 しおみの丘	みよし市打越町新池浦 83番地7	電話 32-2501 ファクシミリ 32-2610	特定 障がい児
オーケーサポート(株) 相談支援OKサポート	みよし市明知町釜ヶ杖 85番地	電話 76-0611 ファクシミリ 76-0612	特定 障がい児
(社) みよし市社会福祉協議会 障がい者相談支援事業所	みよし市三好町陣取山 39番地5	電話 41-8580 ファクシミリ 34-5860	特定 障がい児
(一社) みよしはたらく協議会 はたらくサポートセンター	みよし市三好町湯ノ前 98番地3	電話 76-1873 ファクシミリ 76-1874	特定 障がい児
(株) S I C F 相談支援M o M o	みよし市西陣取山 34番地4	電話 32-0707 ファクシミリ 56-5550	特定 障がい児
(社) 昭徳会 障がい者支援センターたいざん	みよし市打越町山の神 51番地1	電話 34-2161 ファクシミリ 34-6568	特定 障がい児
合同会社M&K 相談支援事業所 木ノ葉	みよし市三好丘緑2丁 目4番地5 サンビレッ ジ三好ヶ丘F101号	電話 070-1639-3826	特定 障がい児

5 医療

(1) 自立支援医療（更生医療）の給付

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

身体障がい者の、身体機能の回復や社会生活の円滑化に効果のある医療を、指定医療機関で受けたときの医療費の一部を助成します。

1 対象者

身体障がい者（身体障がい者手帳の交付を受けている18歳以上の方）

2 取扱医療機関

知事が指定した医療機関

3 対象医療

- (1) 視覚障がい…………… 水晶体摘出手術、角膜移植術 他
- (2) 聴覚障がい…………… 鼓膜穿孔閉鎖術、外耳道形成術 他
- (3) 音声機能、言語機能
又はそしゃく機能の障がい…………… 形成術、歯科矯正 他
- (4) 肢体不自由…………… 理学療法、人工関節置換術 他
- (5) 心臓機能障がい…………… 心室心房中隔に対する手術 他
- (6) 腎臓機能障がい…………… 人工透析、腎移植術 他
- (7) 小腸機能障がい…………… 中心静脈栄養法
- (8) 免疫機能障がい…………… 抗H I V療法、免疫調節療法
- (9) 肝臓機能障がい…………… 肝臓移植術及び術後の抗免疫療法

4 利用者負担

- (1) 医療費総額 - 保険給付 - 自立支援医療費 = 利用者負担額
- (2) 原則1割負担となります。

※世帯の所得状況により自己負担の上限額が設定されます。詳しくは27ページの「自立支援医療（精神通院）の給付」の図を参考にしてください。

重度かつ継続：腎臓機能障がい、小腸機能障がい、免疫機能障がい、心臓機能障がい（心臓移植後の抗免疫療法に限る。）、肝臓機能障がい（肝臓移植後の抗免疫療法に限る。）

5 手続きに必要なもの

- (1) 申請書（福祉課にあります。）
- (2) 調査書（福祉課にあります。）
- (3) 健康保険証、資格確認書又は資格情報のお知らせ（世帯全員分）
- (4) 特定疾病療養受療証（該当者のみ）
- (5) 指定医療機関意見書（福祉課にあります。）
- (6) マイナンバーカード又は通知カードと身元確認書類（保険証世帯全員分）

(2) 自立支援医療（育成医療）の給付

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

18歳未満の身体に障がいのあるこども又は現在の病気を放置すると将来障がいが残るおそれのあるこどもで、治療により回復が見込まれるこどもが指定医療機関で受けたときの医療費の一部を助成します。

1 対象者

18歳未満で、医療により治療効果が見込まれる方

2 取扱医療機関

知事が指定した医療機関

3 対象疾患

- (1) 視覚障がい
- (2) 聴覚・平衡機能障がい
- (3) 音声・言語・そしゃく機能障がい
- (4) 肢体不自由
- (5) 心臓障がい(手術及び入院して行う精密検査（カテーテル検査）を対象とする。)
- (6) 腎臓機能障がい（人工透析、腎臓移植術及び腎移植術に伴う抗免疫療法を行うものに限る。)
- (7) 小腸機能障がい（中心静脈栄養法を行うものに限る。)
- (8) 肝臓機能障がい（肝臓移植術及び肝臓移植術に伴う抗免疫療法を行うものに限る。)
- (9) HIVによる免疫機能障がい
- (10) その他内臓障がい（手術による治療を行うものに限る。)

4 利用者負担

原則として1割負担

※世帯の所得状況により自己負担の上限額が設定されますが、市町村民税所得割額が23万5千円以上の方は、対象疾患によっては対象とならない場合があります。

5 手続きに必要なもの

- (1) 申請書（福祉課にあります。)
- (2) 調査書（福祉課にあります。)
- (3) 健康保険証、資格確認書又は資格情報のお知らせ（世帯全員分）
- (4) 指定医療機関意見書（福祉課にあります。)
- (5) 高額療養費の支給回数が申請時から過去1年間に3回以上ある方は、それぞれの高額療養費支給決定通知書の写し
- (6) マイナンバーカード又は通知カードと身元確認書類（受診者と保護者のもの）

(3) 特定医療費（指定難病）の給付

窓口 衣浦東部保健所みよし駐在

電話 0561-34-4811 ファクシミリ 0561-34-4813

指定難病の治療を指定医療機関で受ける際の医療費等の一部を助成します。

1 対象者

次のいずれかに該当する方

- (1) 指定難病の診断を受けており、国の定めた病状の基準を満たしている方
- (2) 指定難病の診断を受けているが、国の定めた病状の基準を満たしていない場合であっても、申請月以前の12か月以内に医療費が33,330円を超える月数が3か月以上ある方（軽症高額該当者）

2 取扱医療機関

都道府県知事等が指定した指定医療機関

3 対象疾患

指定難病（原因が不明で治療方法が確立しておらず、希少な疾病であって長期の療養を必要とするいわゆる難病のうち、国内の患者数が一定以下であり、客観的な診断基準が確立している疾病）

※対象疾患については、衣浦東部保健所みよし駐在までお問い合わせください。

指定難病についての情報は、厚生労働省の事業の一環として運営されている「難病情報センター」のホームページでもご覧いただけます。

4 認定期間

申請日から9月30日まで。継続する場合は、毎年所定の期間に手続きが必要です。

5 利用者負担

原則として2割ですが、世帯の市民税課税額に応じて自己負担上限額を設定します。

6 手続きに必要なもの

加入する医療保険等により必要なものが異なります。

詳しくは衣浦東部保健所みよし駐在までお問い合わせください。

(4) 小児慢性特定疾病医療の給付

窓口 衣浦東部保健所みよし駐在

電話 0561-34-4811 ファクシミリ 0561-34-4813

申請により認定された対象疾患及びその疾病に付随して現れる傷病に対する医療費の補助をします。

1 対象者

小児がんなど特定の慢性疾患により、治療が長期間にわたって必要となるものうち、国が治療方法等について研究を続けている病気である18歳未満の方

※受給期間は、原則として1年（3月31日まで）ですが、継続して治療が必要と認められる場合は、継続申請により20歳の誕生日の前日まで受給することができます。なお、対象疾患については、衣浦東部保健所みよし駐在までお問い合わせください。

こちらの事業についての情報は、厚生労働省の事業の一環として運営されている「小児慢性特定疾病情報センター」のホームページでもご覧いただけます。

2 指定医・指定医療機関制度

意見書（診断書）を作成できる医師は県・政令指定都市・中核市が指定した医師に限られます。

小児慢性特定疾病の医療費助成が受けられる医療機関等は、県・政令指定都市・中核市が指定した指定医療機関に限られます。

指定された指定医・指定医療機関は、各実施主体のホームページ等で公表します。

3 利用者負担

原則として2割ですが、世帯の市民税課税額に応じて自己負担上限額を設定します。

4 手続きに必要なもの

患者の加入する医療保険により、添付していただくものが異なります。

詳しくは衣浦東部保健所みよし駐在までお問い合わせください。

(5) 障がい者医療費の支給

窓口 市役所 保険健康課

電話 0561-32-8016 ファクシミリ 0561-34-3388

中・重度の障がいのある方に、医療費を支給します。

1 対象者

- (1) 1～3級の身体障がい者
- (2) 4級の腎臓機能障がい者
- (3) 4～6級の進行性筋萎縮症患者
- (4) 知能指数（IQ）が50以下の方（療育手帳A又はB判定）
- (5) 自閉症状群と診断された方（特定不能の広汎性発達障がいは要件となりません。）

※次の方は対象となりません。

- ア 後期高齢者福祉医療受給資格者（後期高齢者医療制度の対象者）
- イ 生活保護受給者
- ウ 6歳到達の年度末までのこども

2 支給の範囲

医療費（保険適用分）の自己負担分

3 手続きに必要なもの

- (1) 健康保険証、資格確認書又は資格情報のお知らせ
- (2) 障がい者手帳、療育手帳又は診断書（資格期間初日の3か月以内に発行されたもの）
- (3) マイナンバーカード又は番号確認書類と身元確認書類

4 その他

- (1) 健康保険証等加入医療保険の資格情報がわかる書類と障がい者医療費受給者証を医療機関の窓口へ提出してください。
- (2) 県外の医療機関での診療については、自己負担分を一旦医療機関に支払いした後、市役所保険健康課に次のものを持参して払戻しの申請をしてください。
 - ア 当該領収書（保険点数の記載のあるもの）
 - イ 預金通帳
 - ウ 健康保険証、資格確認書又は資格情報のお知らせ
 - エ 受給者証
 - オ 健康保険組合等から高額療養費等の支給の可能性がある場合は、支給の有無が確認できる書類
 - カ マイナンバーカード又は番号確認書類と身元確認書類

(6) 自立支援医療(精神通院)の給付

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

精神疾患により、継続的な通院治療を受ける場合、医療費の一部を助成します。

1 対象者

継続的に通院して、精神疾患の医療を受けている方 ※入院は除きます。

2 自己負担割合

通院医療費(精神的な病気のための診察、薬、デイケア、訪問看護など)の1割分(10%)が自己負担となります。

医療保険適用分 (70%)	自立支援医療 (精神通院) (20%)	自己負担 (10%)	※ 部分が自己負担割合です(市助成あり)
------------------	---------------------------	---------------	--

世帯の所得や疾病によって、自己負担に月額上限額が設けられています。

※世帯の所得による区分	生活保護世帯	市町村民税非課税世帯		市町村民税課税世帯		
		受診者(又は保護者)の収入が年間80万円以下 〔低所得1〕	左記以外の市町村民税非課税世帯 〔低所得2〕	市町村民税(所得割) 3万3千円未満 〔中間所得1〕	市町村民税(所得割) 3万3千円以上23万5千円未満 〔中間所得2〕	市町村民税(所得割) 23万5千円以上 公費負担対象外 医療費の3割
自己負担	0円	医療費の1割 負担上限額 月2,500円	医療費の1割 負担上限額 月5,000円	医療費の1割	医療費の1割	
疾病等による区分	「重度かつ継続」 ①統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障がい、薬物関連障がい(依存症等)の方 ②精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した方(医師の意見書が必要です。) ③医療保険の高額医療費の多数該当の方			上記所得区分で「重度かつ継続」該当者		
自己負担				医療費の1割 負担上限額 月5,000円	医療費の1割 負担上限額 月10,000円	医療費の1割 負担上限額 月20,000円

※申請者(受診者)と同じ医療保険に加入している家族を「世帯」とします。

3 手続きに必要なもの

- (1) 申請書(福祉課にあります。)
- (2) 医師の診断書(自立支援医療用又は精神手帳用)
- (3) 健康保険証、資格確認書又は資格情報のお知らせ(世帯全員分)
- (4) 同意書兼世帯状況申出書(福祉課にあります。)
- (5) マイナンバーカード又は通知カードと身元確認書類(保険証世帯全員分)

4 その他

自己負担分については、精神障がい者医療費助成制度(28ページ)があります(対象者要件あり)。窓口は、保険健康課になります。

(7) 精神障がい者医療費の支給

窓口 市役所 保険健康課

電話 0561-32-8016 ファクシミリ 0561-34-3388

1 対象者

精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律第5条に規定する精神障がい者と診断された方

※次の方は対象となりません。

- (1) 後期高齢者福祉医療受給資格者（後期高齢者医療制度の対象者）
- (2) 生活保護受給者
- (3) 子ども医療、障がい者医療、ひとり親家庭等医療受給資格者

2 支給の範囲

精神による疾病に限り、医療費（保険適用分）の自己負担分

※1級又は2級の精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた方は、全疾病の医療費自己負担分を支給

3 申請に必要なもの

- (1) 健康保険証、資格確認書又は資格情報のお知らせ
- (2) 精神障がい者であることを確認できる書類（下記のうちいずれか）
 - ア 精神障がい者保健福祉手帳
 - イ 自立支援医療受給者証（精神通院）
 - ウ 精神科医（精神科、心療内科等の主に精神疾患を専門とする者）による精神障がいの診断書（資格開始初日の3か月以内に発行されたもの）
- (3) マイナンバーカード又は番号確認書類と身元確認書類

4 その他

- (1) 健康保険証等加入医療保険の資格情報がわかる書類と障がい者医療費受給者証を医療機関の窓口へ提出してください。
- (2) 県外の医療機関での診療については、自己負担分を一旦医療機関に支払いした後、市役所保険健康課に次のものを持参して払戻しの申請をしてください。
 - ア 当該領収書（保険点数の記載のあるもの）
 - イ 預金通帳
 - ウ 健康保険証、資格確認書又は資格情報のお知らせ
 - エ 受給者証
 - オ 健康保険組合等から高額療養費等の支給の可能性がある場合は、支給の有無が確認できる書類
 - カ マイナンバーカード又は番号確認書類と身元確認書類

(8) 心身障がい者（児）健康診査料助成

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

1 対象者

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方

2 サービス内容

行政機関等で一般住民健康診査が受けられなかった障がい者の方は診査料の助成が受けられます。

3 助成限度額

2,000円（年額）

4 手続きに必要なもの

- (1) 請求書（福祉課にあります。）
- (2) 診査料が確認できる領収書の写し

(9) 障がい児医療的ケア費の給付

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

経管栄養、導尿など比較的短時間で、かつ、定時の対応により処置が終了する医療的ケアを必要とする児童に対し、保育園、幼稚園、学校などで訪問看護を利用したときの費用の一部を給付します。

1 対象者

次のいずれにも該当する方

- (1) 保育園などに通う医療的ケアが必要な市内在住の児童の保護者
- (2) 訪問看護を利用することにより、児童の付添介護が不要となる又は付添介護の負担が軽減される方

2 対象軽費

訪問看護ステーション等から派遣された看護師が、保育園等において、児童1人につき1日90分以内で行った医療的ケアに要する経費（月10回を限度）

3 費用負担

原則として1割 ※世帯の所得に応じて負担上限月額あり

世帯の収入状況	負担上限月額
(1) 生活保護受給世帯	費用負担なし
(2) 市民税非課税世帯	
(3) 市民税所得割額28万円未満	4,600円
(4) 市民税所得割額28万円以上	1割

4 手続きに必要なもの

- (1) 申請書（福祉課にあります。）
- (2) 同意書（福祉課にあります。）
- (3) 児童の主治医が作成した指示書の写し
- (4) 訪問看護ステーション等の承諾書
- (5) 保育園等の長の承認書

5 その他

障がい児医療的ケア費を申請して訪問看護を利用する場合は、事前に福祉課へご相談ください。

6 手当・年金等

(1) みよし市在宅心身障がい者扶助費の支給

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

1 対象者

次のいずれにも該当する方

- (1) 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を所持している方
- (2) 1年以上みよし市に住所を有する方

※次の方は対象となりません。

施設（特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、障がい者支援施設、障がい児入所施設等の第1種社会福祉事業による施設）に入所している方

2 所得制限

前年中の所得額が120万円以下の方。ただし受給権者が前年において同居の親族を扶養していたときは、その扶養親族1人につき、19万円を加算した額です。

3 月額

障がいの程度		月額
身体障がい者	1級・2級	4,500円
	3級	4,000円
	4級～6級	2,500円
知的障がい者	A判定	4,500円
	B判定	4,000円
	C判定	2,500円
精神障がい者	1級	4,500円
	2級	4,000円
	3級	2,500円

4 支給月日 ※手当の支給は申請日の翌月分からです。

7月(4月～7月分)、11月(8月～11月分)、3月(12月～3月分)の原則として月末(月末が土日祝日のときは、直前の平日)

5 その他

以下の方は手続きが必要です。福祉課の窓口までお越しください。

- ・氏名、住所、振込先金融機関の変更
- ・手帳の等級が変更された場合
- ・死亡した場合
- ・市外に転出した場合
- ・施設(特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、障がい者支援施設、障がい児入所施設等の第1種社会福祉事業による施設)に入所した場合

(2) 愛知県在宅重度障がい者手当の支給

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

1 対象者

- (1) 身体障がい者手帳 1・2級の該当者
- (2) 療育手帳 A判定（IQ35以下）の該当者
- (3) 身体障がい者手帳が3級で、かつIQ50以下の合併症者

※次の方は対象となりません。

- ア 施設（特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、障がい者支援施設、障がい児入所施設等の第1種社会福祉事業による施設、介護保険施設）に入所している方
- イ 特別障がい者手当・障がい児福祉手当・経過的福祉手当の支給を受けている方
- ウ 病院又は診療所に3か月以上入院されている方
- エ 65歳以上で初めて手帳（認定要件内）を交付された方

2 所得制限

有

3 月額

対象者	種別	手当額（月額）
身体障がい者手帳1・2級、かつIQ35以下の方	1種	15,500円
上記以外の方	2種	6,750円

※手当額は令和7年4月現在の金額です。手当額が変更となる場合があります。

4 支給月日 ※手当の支給は申請日の翌月分からです。

4月(12月～3月分)、8月(4月～7月分)、12月(8月～11月分)の、原則として25日(25日が土日祝日のときは、直前の平日)

5 その他

- (1) 年に1回、所得状況確認のため、所得状況届を提出する必要があります。
- (2) 以下の方は手続きが必要です。福祉課の窓口までお越しください。
 - ・氏名、住所、振込先金融機関の変更
 - ・死亡した場合
 - ・施設(特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、障がい者支援施設、障がい児入所施設等の第1種社会福祉事業による施設)に入所した場合

(3) 特別障がい者手当の支給（国・県制度）

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

1 対象者

20歳以上で身体・知的・精神などに重度の障がいのある方で、日常生活において常時特別の介護を必要とする方 ※次のいずれかに該当する方が対象となります。（いずれも目安であって、診断書により認定します。）

- (1) 身体障がい者手帳2級（一部を除く。）以上の障がい重複している方
- (2) 身体障がい者手帳2級（一部を除く。）以上の障がいのある方で、I Q20以下の方又は常時介護が必要な精神障がいのある方
- (3) 身体障がい者手帳2級（一部を除く。）以上の障がいのある方又はI Q20以下の方、もしくは常時介護が必要な精神障がいのある方で、他に身体障がい者手帳3級相当の障がい2つ以上ある方
- (4) 身体障がい者手帳2級（一部を除く。）以上の障がいのある方又はI Q20以下の方、もしくはこれと同程度の障がい又は病状がある方で、日常生活において、ほぼ全面介護が必要な方
- (5) 血液などの疾病があり上記と同程度の常時特別な介護が必要な方

※次の方は対象となりません。

- ア 施設に入所されている方
- イ 病院又は診療所に3か月以上入院されている方
- ウ 愛知県在宅重度障がい者手当の支給を受けている方

2 所得制限

有

3 月額

手当額（月額）	以下の方は手当額が加算されます		合計（月額）
	加算対象	加算額（月額）	
29,590円	身体障がい者手帳1・2級、かつ療育手帳A判定をお持ちの方	A種 6,850円	36,440円
	身体障がい者手帳1・2級又は療育手帳A判定をお持ちの方	B種 1,050円	30,640円

※手当額は令和7年4月現在の金額です。手当額が変更となる場合があります。

4 支給月日 ※手当の支給は申請日の翌月分からです。

5月（2月～4月分）、8月（5月～7月分）、11月（8月～10月分）、2月（11月～1月分）の、原則として10日（10日が土日祝日のときは、直前の平日）

5 その他

- (1) 年に1回、所得状況確認のため、所得状況届を提出する必要があります。
- (2) 以下の方は手続きが必要です。福祉課の窓口までお越しください。
 - ・氏名、住所、振込先金融機関の変更・死亡した場合・施設に入所した場合

(4) 障がい児福祉手当の支給（国・県制度）

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

1 対象者

20歳未満で、精神又は身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護が必要な児童。

※次のいずれかに該当する方が対象となります。

（いずれも目安であって、診断書により認定します。）

(1) 身体障がい者手帳1級(2級の一部を含む。)の障がいのある方

(2) I Q20以下の方

(3) てんかんで精神に障がいがあり、上記と同程度の障がい又は病状で、常時介護が必要な方

(4) 血液などの疾病があり、上記と同程度の常時介護が必要な方

※次の方は対象となりません。

ア 施設に入所されている方 イ 障がいを事由とした年金を受給されている方

ウ 愛知県在宅重度障がい者手当の支給を受けている方

2 所得制限

有

3 月額

手当額（月額）	以下の方は手当額が加算されます		合計（月額）
	加算対象	加算額（月額）	
16,100円	身体障がい者手帳1・2級、かつ療育手帳A判定をお持ちの方	A種 6,900円	23,000円
	身体障がい者手帳1・2級又は療育手帳A判定をお持ちの方	B種 1,150円	17,250円

※手当額は令和7年4月現在の金額です。手当額が変更となる場合があります。

4 支給月日 ※手当の支給は申請日の翌月分からです。

5月(2月～4月分)、8月(5月～7月分)、11月(8月～10月分)、2月(11月～1月分)の、原則として10日(10日が土日祝日のときは、直前の平日)

5 その他

(1) 年に1回、所得状況確認のため、所得状況届を提出する必要があります。

(2) 以下の方は手続きが必要です。福祉課の窓口までお越しください。

- ・ 氏名、住所、振込先金融機関の変更
- ・ 死亡した場合
- ・ 施設に入所した場合

(5) 経過的福祉手当の支給（国・県制度）

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

1 対象者

20歳以上で、従来の福祉手当受給者のうち、特別障がい者手当及び障がい基礎年金のいずれも受けることができない方（旧福祉手当からの継続受給者のみで、昭和61年4月以降新規認定者はありません。）

※次の方は対象となりません。

ア 施設に入所されている方

イ 愛知県在宅重度障がい者手当の支給を受けている方

2 所得制限

有

3 月額

手当額（月額）	以下の方は手当額が加算されます		合計（月額）
	加算対象	加算額（月額）	
16,100円	身体障がい者手帳1・2級、かつ療育手帳A判定をお持ちの方	A種 6,900円	23,000円
	身体障がい者手帳1・2級又は療育手帳A判定をお持ちの方	B種 1,150円	17,250円

※手当額は令和7年4月現在の金額です。手当額が変更となる場合があります。

4 支給月日 ※手当の支給は申請日の翌月分からです。

5月（2月～4月分）、8月（5月～7月分）、11月（8月～10月分）、

2月（11月～1月分）の、原則として10日（10日が土日祝日のときは、直前の平日）

(6) 特別児童扶養手当の支給（国・県制度）

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

1 対象者

重度又は中度の心身障がい児（20歳未満）を監護、養育されている方

※次の方は対象となりません。

児童が児童福祉施設等に入所している場合

2 所得制限

有

3 月額

対象児童	手当区分	月額
(1) 身体障がい者手帳1・2級相当の障がいのある児童 (2) 療育手帳A判定（IQ35以下）相当の障がいのある児童	重度	56,800円
(1) 身体障がい者手帳3級相当又は4級相当の障がいのある一部の児童 (2) 療育手帳B判定（IQ50以下）相当の障がいのある児童	中度	37,830円

※手当区分と、手帳の等級・判定の相互関係はあくまで目安です。診断書等の内容によって、手当額が異なる場合があります。

※手当額は令和7年4月現在の金額です。手当額が変更となる場合があります。

4 支給月日 ※手当の支給は申請日の翌月分からです。

4月（12月～3月分）、8月（4月～7月分）、11月（8月～11月分）の、原則として11日（11日が土日祝日のときは、直前の平日）

5 その他

(1) 年に1回、所得状況確認のため、所得状況届を提出する必要があります。

(2) 以下の方は、手続きが必要です。福祉課の窓口までお越しください。

- ・氏名、住所、振込先金融機関の変更
- ・死亡した場合
- ・対象児童が施設に入所した場合

(7) 難病患者等見舞金及び交通費の支給

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

難病患者等の方に見舞金及び交通費を支給します。

1 対象者

みよし市に1年以上住所を有する方で、保健所にて難病患者と認定された方又は腎臓機能障がい人工透析を受けている方

2 支払額

- (1) 見舞金……………20,000円(年額)
- (2) 交通費……………自費負担されている場合のみ通院1回につき500円(月額2,000円を限度)

3 支払月日

- (1) 見舞金 原則4月末
- (2) 交通費 10月(4月～9月分)、3月(10月～3月分)の、原則として月末

4 手続きに必要なもの

- (1) 申請書(福祉課にあります。)
- (2) 通院証明書(交通費を辞退する場合は不要)※人工透析患者は必要
- (3) 特定医療費受給者証(指定難病)※人工透析患者は不要

5 その他

年に1回、現況届を提出する必要があります。

(8) 心身障がい者扶養共済掛金助成

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

県心身障がい者扶養共済制度の掛金の一部を助成します。

1 対象者

本市に住所を有し、県心身障がい者扶養共済制度に加入して現に掛金を納付している障がい者の保護者

2 助成額

保護者が納付した「1口目」の掛金の2分の1

3 支給月日

4月(10月～3月分)、10月(4月～9月分)の、原則として月末

4 手続きに必要なもの

- (1) 申請書(福祉課にあります。)
- (2) 県心身障がい者扶養共済制度加入証明書の写し
- (3) 保護者の住民票

(9) 愛知県心身障がい者扶養共済制度

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

心身障がい者（児）を扶養している方が健康なうちに掛金を拠出し、扶養者が死亡したり、重度の障がいとなったりした場合に障がい者に年金を支給します。

1 対象者（保護者）

特別の疾病や障がいがなく、生命保険契約の対象となる65歳未満の方で、下記のいずれかの者を扶養している方

- (1) 知的障がい者、身体障がい者（1～3級）
- (2) 精神又は身体に永続的な障がいのある方で、(1)と同程度と認められる方

2 掛金額

- (1) 1口につき月額9,300円～23,300円（加入時の扶養者の年齢により異なります。）
- (2) 2口まで加入できます。
- (3) 掛金の免除

20年以上継続して加入し、かつ加入者が65歳以上（4月1日現在）になったとき。ただし、昭和61年3月31日以前に加入した方は、25年以上加入し、かつ65歳以上（4月1日現在）となったとき。

3 年金額

1口につき、月額20,000円 ※残された心身障がい者（児）に支給されます。

4 弔慰金

- (1) 1年以上加入した後、加入者より先に心身障がい者（児）が亡くなった場合に扶養者に支給
- (2) 一時金として1口につき50,000円～250,000円（加入期間により異なります。）

5 脱退一時金

- (1) 5年以上加入した方が脱退した又は加入口数を2口から1口に減らした場合に加入者に支給
- (2) 一時金として一口につき75,000円～250,000円（加入期間により異なります。）

6 手続きに必要なもの

- (1) 加入等申込書（福祉課にあります。）
- (2) 世帯全員の住民票
- (3) 申込者告知書（福祉課にあります。）
- (4) 障がい証明書（福祉課にあります。）
- (5) 年金管理者指定届（福祉課にあります。）（任意）

7 その他

制度の見直しにより、掛金、弔慰金、脱退一時金の額が改定されることがあります。

(10) 障がい基礎年金・障がい厚生年金・障がい共済年金の支給

窓口 市役所 保険健康課

電話 0561-32-8016 ファクシミリ 0561-34-3388

1 対象者

各年金法及び共済組合法に定める障がい等級認定基準に該当する方（重度の障がいになったとき。）

2 支給額

- | | | | |
|-------------------------------|------|---------|---------------------|
| (1) 障がい基礎年金
(令和6年(2024)年度) | 年額1級 | 68歳以下の方 | 1,020,000円+子の加算額(※) |
| | | 69歳以上の方 | 1,017,125円+子の加算額(※) |
| | 2級 | 68歳以下の方 | 816,000円+子の加算額(※) |
| | | 69歳以上の方 | 813,700円+子の加算額(※) |

※基本額と子の人数に応じて加算した額を受け取ることができます。

子の加算額 1人目、2人目の子 : 1人につき年額 234,800円

3人目以降の子 : 1人につき年額 78,300円

- (2) 障がい厚生年金 } 被保険者によって、支給額は異なります。
(3) 障がい共済年金 }

3 支給開始時期

障がいの認定を受けた月の翌月から

4 手続きに必要なもの（代表的なもの）

- | | | |
|---|---|---------------|
| (1) 年金請求書 | } | (1)から(4)は指定様式 |
| (2) 診断書 | | |
| (3) 受診状況等証明書 | | |
| (4) 病歴・就労状況等申立書 | | |
| (5) 年金手帳 | | |
| (6) 障がい者手帳（身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳）の写し | | |
| (7) マイナンバーカード又は番号確認書類と身元確認書類 | | |
| (8) 本人の預金通帳 | | |

5 窓口

- (1) 障がい基礎年金……………市役所 保険健康課
- (2) 障がい厚生年金……………豊田年金事務所
- (3) 障がい共済年金……………各共済組合

(11) 障がい者手帳交付診断書料助成

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳交付申請時の医師の診断書料の一部を助成します。

1 対象者

身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳(診断書で申請)の交付を受けた方

2 給付額

診断書料か3,740円のいずれか低い額

3 手続きに必要なもの

- (1) 請求書(福祉課にあります。)
- (2) 診断書料を確認できる領収書の写し
- (3) 手帳申請者本人名義の通帳

(12) 障がい者施設入所者家族援護

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

障がい児施設に入所している方とその家族に障がい者施設入所者家族援護費を支給します。また、身体障がい者・知的障がい者・障がい児・精神障がい者(社会復帰施設)施設に入所している方とその家族に障がい者施設通所交通費の一部を支給します。

1 障がい者施設入所者家族援護費

- (1) 対象者・・・1年以上みよし市に居住している障がい児施設入所者及びその家族。
ただし、入所者が20歳未満の方に限る。
- (2) 支給額・・・施設入所措置費徴収決定額の2分の1

2 障がい者施設通所交通費

- (1) 対象者
1年以上みよし市に居住している身体障がい者・知的障がい者・障がい児・精神障がい者(社会復帰施設)施設入所者及びその家族。
- (2) 支給額
最も経済的な通常を経費及び方法により通所した場合の交通費より計算し、その2分の1(年額20,000円を限度)

3 支給月

4月(10月～3月分)、10月(4月～9月分)

7 交通・住宅の助成等

(1) 自動車運転免許取得費の補助

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

自動車教習所で技能を習得し、就労、通院、通学等のため普通自動車運転免許を取得した場合に必要な経費の一部を補助します。

1 対象者

身体障がい者（視覚障がいを除く。）

2 補助額

経費の3分の2以内（限度額10万円）

※1人1回のみ

3 手続きに必要なもの

- (1) 申請書（福祉課にあります。）
- (2) 請求書（福祉課にあります。）
- (3) 身体障がい者手帳
- (4) 運転免許証
- (5) 免許取得に要した経費を明らかにしたもの（自動車学校の領収書等）

4 その他

取得後6か月を経過したときは申請することができません。

(2) 身体障がい者用自動車改造費の補助

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

上肢・下肢・体幹機能障がいの方が就労等のため、自動車を取得することが必要となった場合、その自動車の改造に要する経費を補助します。

1 対象者

次のいずれにも該当する方

- (1) 身体障がい者手帳の交付を受けている方
- (2) 自ら運転し、運転免許証に「条件」を付されている方
- (3) 就労・通院・通学等のために、自動車の取得が必要になった方

2 対象となる改造

操向・駆動装置の改造（リフトは対象になりません。）

※運転免許証に付された「条件」部分のみ改造が可能です。

3 補助限度額

改造費用か10万円のいずれか低い額

4 手続きに必要なもの

- (1) 申請書（福祉課にあります。）
- (2) 改造部分の見積書
- (3) 運転免許証
- (4) 身体障がい者手帳
- (5) 改造前の写真
- (6) 改造内容のわかるカタログなど
- (7) 車検証

5 その他

申請前に改造されたものは対象になりませんのでご注意ください。

(3) みよし市さんさんバス料金助成

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

さんさんバスの料金を助成します。

1 対象者

市内在住の身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方

2 助成内容

さんさんバスを利用したときの料金全額

3 利用方法

さんさんバス乗車時に、障がい者手帳を運転手に見せてください。

4 その他

障がい者手帳を使ってさんさんバスに乗車したときの介助者の料金は、これまで通り無料です。

(4) みよし市心身障がい者タクシー料金助成

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

タクシーの料金を助成します。

1 対象者

次のいずれかに該当する方

- (1) 1～2級の身体障がい者
- (2) A判定の知的障がい者
- (3) 1級の精神障がい者

2 助成内容

タクシーの料金助成利用券を年間一冊（36枚分）

3 利用方法

料金助成利用券に必要事項を記入し、障がい者手帳を提示の上、タクシーの乗務員にお渡しください。

※利用券1枚につき630円とし、1回の乗車につき630円毎に最大6枚まで使用することができます。

※乗車料金以上分の利用券を使用することはできません。

4 適用会社

料金助成利用券に記載してある会社のみ適用。

5 手続きに必要なもの

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳のいずれか

6 その他

(1) 助成料金を超える分については、45ページのタクシー料金の割引を利用することができます。

(2) 紛失した場合など、再交付はできませんのでご注意ください。

(3) 翌年度分は、現年度の3月1日（土日祝の場合は翌開庁日）から申請を受け付けます。

(4) 令和6（2024）年度からオンライン申請が可能となりました。オンライン申請は、

あいち電子申請システムからお願いします。
(<https://ttzk.graffer.jp/city-miyoshi-ai/smart-apply/apply-procedure-alias/syougaisyatakusi>)

(5) タクシー料金の割引

窓口 各タクシー会社

1 対象者

- (1) 身体障がい者手帳をお持ちの方
- (2) 療育手帳をお持ちの方

2 内容

規定料金の10%を割引します。※迎車回送料金・高速料金・駐車料金は除きます。

3 利用方法

利用時に乗務員に身体障がい者手帳又は療育手帳を提示してください。
(身障がい者タクシー運賃割引申込書は不要)

4 適用範囲

愛知県内（各タクシー会社にご確認ください。）

5 その他

前ページのタクシーの料金助成利用券と併せて利用することができます。

(6) 身体障がい者ガソリン助成

窓口 みよし市社会福祉協議会（福祉センター） 電話 0561-34-1588 ファクシミリ 0561-34-5860

下肢の身体障がい者の方に、日常生活の便宜と社会参加の促進を図るため、使用する車のガソリン費の一部を助成します。

1 対象者

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 身体障がい者手帳の等級区分1級から2級まででかつ下肢障がいの方
- (3) 当該者名義の自家用車を所有又は使用し、かつ運転免許証を所有する方

2 内容

年5,000円

3 手続きに必要なもの

- (1) 申請書（社会福祉協議会にあります。）
- (2) 身体障がい者手帳の写し
- (3) 運転免許証の写し
- (4) 車検証の写し

(7) 福祉有償運送

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

単独で電車やバス、タクシー等の公共交通機関を利用して移動することが困難な要介護者や障がいのある方等を対象にNPO法人などの非営利活動法人が行う有償の移送サービスです。

1 対象者

単独では公共交通機関の利用が困難で、運送主体である法人等にあらかじめ登録した会員及びその付添人のうち、次のいずれかに該当する方

- (1) 要支援または要介護認定を受けている方
- (2) 身体障がい者手帳の交付を受けている方
- (3) その他肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がいその他の障がいを有する方

2 その他

会員登録の方法や利用に関する相談等につきましては、みよし市を運送区域とする下記登録事業者にお問い合わせください。

登録事業者	所在地	連絡先	運送可能な旅客の範囲
特定非営利活動法人 視覚障がい者センター 一つえの里	豊田市横山町四丁目 3番地2	電話 0565-31-3381	身体障がい者、要介護認定者、要支援認定者、その他の障がいを有する方
特定非営利活動法人 はなかご	豊田市本新町四丁目 101番地	電話 0565-47-7719	身体障がい者、その他の障がいを有する方

(8) 有料道路通行料金の割引

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

通勤、通学、通院等日常生活において、自ら又は介護者が運転する乗用自動車等で有料道路を通行する場合、通行料金が割引されます。

1 対象者

自動車等を自ら運転する身体障がい者（身体障がい者手帳交付者）

ただし、対象者が第1種(※)の身体障がい者若しくは知的障がい者の場合、対象者の移動のために介護者が運転する場合も対象となります。

※手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社運賃減額」の第1種

2 適用範囲

全都道府県

事業主体	有料道路の種類
東日本高速道路(株) 中日本高速道路(株) 西日本高速道路(株)	高速自動車国道 一般有料道路
首都高速道路(株)	首都高速道路
阪神高速道路(株)	阪神高速道路
本州四国連絡高速道路(株)	本州四国連絡高速道路
地方道路公社	指定都市高速道路 一般有料道路
道路管理者（都道府県、市町村）	一般有料道路

3 割引率

50%以内

4 手続きに必要なもの

(1) ETCを利用しない場合

ア 身体障がい者手帳又は療育手帳

イ 登録を希望される車の自動車検査証(法人所有車輛、レンタカー、タクシー、軽トラック等は登録できません。)

ウ 運転免許証(障がい者本人が運転される場合のみ)

(2) ETCを利用する場合

ア 身体障がい者手帳又は療育手帳

イ 登録を希望される車の自動車検査証(法人所有車輛、レンタカー、タクシー、軽トラック等は登録できません。)

ウ 運転免許証(障がい者本人が運転される場合のみ)

エ ETCカード(原則として障がい者本人名義のものに限る。)

オ 登録を希望される車に取り付けられた車載器の「ETCセットアップ申込書・証明書」

5 その他

令和5（2023）年3月27日からオンラインによる申請が可能となりました。

オンライン申請に必要な書類や手続き方法の詳細については、オンライン申請受付サイト（<https://www.expressway-discount.jp>）をご確認ください。

(9) 鉄道運賃等の割引

窓口 JR及び私鉄各社の切符購入窓口

1 対象者

身体障がい者・知的障がい者及びその介護者

2 利用機関

JR及び私鉄各社の経営する鉄道、船舶

3 割引率

50%

4 手帳区分（手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社運賃減額」欄）

	第1種	第2種
身体障がい者	視覚障がい 1～3級、4級の一部 聴覚障がい 2～3級 肢体不自由障がい 1～3級（一部を除く） 内部障がい 1～4級（一部を除く）	左以外の身体障がい者
知的障がい者	A判定	B～C判定

5 割引対象者

(1) 普通乗車券

ア 第1種該当者については、本人及び介護者

イ 第2種該当者については、本人

※本人のみの場合は、片道100kmを超える区間に限る。

(2) 定期乗車券

第1種該当者及び12歳未満の第2種障がい者

※介護者の同伴がある場合のみ。

(3) 回数乗車券・急行券

第1種該当者及び同伴介護者

6 手続きに必要なもの

身体障がい者手帳又は療育手帳

7 その他

詳しくは、JR及び私鉄各社にお問い合わせください。

(10) 航空旅客運賃の割引

窓口 各航空運送事業者の支店、営業所、指定代理店

定期航空路線の国内線全区間を利用する場合に、一部の航空運送事業者において運賃が割引されます。

1 対象者

- (1) 12歳以上の身体障がい者（児）
- (2) 12歳以上の知的障がい者（児）
- (3) 12歳以上の精神障がい者（児）

2 利用機関

航空運送事業者の経営する飛行機

3 割引率

各航空運送事業者が設定

4 手帳区分（手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社運賃減額」欄）

	第1種	第2種
身体障がい者	視覚障がい 1～3級、4級の一部 聴覚障がい 2～3級 肢体不自由障がい 1～3級（一部を除く） 内部障がい 1～4級（一部を除く）	左以外の身体障がい者
知的障がい者	A判定	B～C判定
精神障がい者	1～3級	

5 割引対象者

- (1) 第1種該当・・・本人及び同一便に搭乗する介護者（1人まで）
- (2) 第2種該当・・・本人又は本人及び同一便に搭乗する介護者（1人まで）
（一部の航空運送事業者のみ）
- (3) 精神障がい者・・・本人及び同一便に搭乗する介護者（1人まで）

※知的障がい者（児）は、事前に福祉課で療育手帳に航空割引の証明印を受ける必要があります。

※精神障がい者保健福祉手帳は顔写真付きで搭乗日当日が有効期間内であるものに限り
ます。

6 購入先

各航空運送事業者の支店、営業所、指定代理店

7 手続きに必要なもの

身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳

(11) 自動車税の減免

窓口 〈自動車税種別割・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割〉

豊田加茂県税事務所

電話 0565-32-7483 ファクシミリ 0565-35-0921

〈軽自動車税種別割〉

市役所税務課

電話 0561-32-8003 ファクシミリ 0561-32-2585

身体に障がいのある方、知的障がいのある方又は精神障がいのある方が所有する自動車
でその方の通学、通勤もしくは通院などの目的で使用される自動車（軽自動車など）につ
いて自動車税（軽自動車税種別割）の減免をします。

1 対象範囲

- (1) 障がいのある方が所有し、自ら運転する自動車
- (2) 障がいのある方が所有し、生計を同じくする方が運転する自動車
- (3) 18歳未満の障がいのある方と生計を同じくする方が所有し、その障がいのある方の
ために使用する自動車

※減免の対象は、障がいの程度及び所有形態・使用方法などによって異なりますので、実
施機関にお問い合わせください。

※減免の対象となる方につき、自動車税もしくは軽自動車税のどちらか一台のみの
減免を受けられます。

2 減免額

- (1) 自動車税種別割・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割
豊田加茂県税事務所にお問い合わせください。
- (2) 軽自動車税種別割
全額

3 受付期間

- (1) 自動車税種別割・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割
豊田加茂県税事務所にお問い合わせください。
- (2) 軽自動車税種別割
毎年、納期限の7日前までに申請が必要です。

4 手続きに必要なもの

- (1) 自動車税種別割・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割
豊田加茂県税事務所にお問い合わせください。
- (2) 軽自動車税種別割
 - ア 申請書
 - イ 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳（いずれかお持ちの手
帳）
 - ウ 運転免許証
 - エ 自動車検査証、自動車検査証記録事項（ない場合は申請に時間がかかる場合があ
ります。）
 - オ マイナンバーカード又は番号確認書類と身元確認書類
 - カ その他（ケースによって異なります。）

(12) 駐車禁止等除外指定車標章（除外対象者使用中）の交付

窓口 豊田警察署 交通課

電話 0565-35-0110 ファクシミリ 0565-35-0330

1 内容

県公安委員会から駐車禁止除外指定車標章（除外対象者使用中）の交付を受け、現に障がい者本人が使用中の場合に限り、道路交通法第45条第1項又は第49条第1項の道路標識等による駐車禁止又は時間制限駐車区間の場所に駐車することができます。

2 対象者（下記の表に該当し、歩行が困難であると認められる方）

手帳の種別	障がいの区分		障がいの級別
身体障がい者手帳	視覚障がい		1級から4級の1、(4級の2)
	聴覚障がい		2級～3級
	平衡機能障がい		3級
	上肢不自由		1級、2級の1又は2級の2
	下肢不自由		1級～4級(下肢不自由5級の障がいを2以上有している方)
	体幹不自由		1級～3級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級又は2級(一上肢のみに運動機能障がいのある場合は除く。)
		移動機能	1級又は2級(3級、4級)
	心臓機能障がい		1級又は3級(4級)
	じん臓機能障がい		1級又は3級
	呼吸器機能障がい		1級又は3級(4級)
	ぼうこう又は直腸機能障がい		1級又は3級
	小腸機能障がい		1級又は3級
	免疫機能障がい		1級～3級(4級)
肝臓機能障がい		1級～3級	
療育手帳			A判定
精神障がい者保健福祉手帳			1級

※対象者一覧表の(○級)には指定医の「意見書」又は「診断書」等が必要です。

3 手続きに必要なもの

- (1) 身体障がい者手帳等（原本）及びその写し
- (2) 必要に応じて指定医の意見書又は診断書
- (3) 代理人が申請する場合は、関係を疎明する書類

※詳細は、豊田警察署交通課にてご確認ください。

(13) 市営住宅使用料の減免

窓口 市役所 生活環境課

電話 0561-32-8018 ファクシミリ 0561-76-5702

市営住宅に入居している次の世帯の方は、申請をすることにより住宅使用料（家賃）の減免を受けることができます。

1 対象者及び減免額

区 分		減免額
所得減免	生活保護受給世帯で、入居者が疾病による入院治療等のため、住宅扶助料の支給を停止されたとき（ただし、当該停止期間に限る。）	100%
	入居者の世帯が生活保護を受けている場合	家賃と住宅扶助料の差額
	入居世帯の所得月額が33,800円を超え、42,300円以下の場合	30%
	同 25,500円を超え、33,800円以下の場合	40%
	同 25,500円以下の場合	50%
福祉減免	母子・父子世帯 配偶者のない者及びその子のみの世帯で、かつ、その者に扶養されている20歳未満の子のいる世帯 （扶養されている子の数が1人又は2人の場合）	10%
	母子・父子世帯 配偶者のない者及びその子のみの世帯で、かつ、その者に扶養されている20歳未満の子のいる世帯 （扶養されている子の数が3人以上の場合）	20%
	高齢者世帯（単身者を含む） 60歳以上69歳以下の者のいる世帯であり、かつ、その者以外の世帯員の全てが18歳未満又は60歳以上の者である場合	10%
	高齢者世帯（単身者を含む） 70歳以上の者のいる世帯であり、かつ、その者以外の世帯員の全てが18歳未満又は60歳以上の者である場合	20%
	心身障がい者世帯等 次のいずれかに該当する者のいる世帯 ・身体障がい 1から4級程度 ・知的障がい AからB程度 ・精神障がい 1から2級程度 ・戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症である者 ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者	10%

2 その他

- (1) 減免額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。ただし、生活保護世帯に係る減免額は、この限りではありません。
- (2) 所得減免及び福祉減免を併せて受けることができます。
- (3) 福祉減免は、母子・父子世帯、高齢者世帯、心身障がい者世帯等のいずれかとします。
- (4) 収入超過者・高額所得者の認定を受けた方には適用しません。
- (5) 心身障がい者世帯等での申請には、障がいの程度分かる証明書類を添付してください。

(14) 高齢者・障がい者住宅改修費支給

窓口	市役所 福祉課	電話 0561-32-8010	ファクシミリ 0561-34-3388
	長寿介護課	電話 0561-32-8009	ファクシミリ 0561-34-3388

在宅の要支援若しくは要介護の認定を受けている方又は身体障がい者がいる世帯が住宅を改修する場合に、改修費用の一部を給付します。

1 対象者

- (1) 介護保険制度の要支援又は要介護の認定を受けている方がいる世帯
- (2) 1級から3級までの下肢・体幹・視覚障がい者のいる世帯

2 対象工事

居室・浴室・トイレ・台所等を高齢者用又は障がい者用に改修する場合（新築・増築を除く。）

3 給付限度額

30万円（対象経費限度額は150万円、補助率5分の1）

4 申込期間

工事を開始する10日前まで

5 手続きに必要なもの

- (1) 申請書（福祉課、長寿介護課にあります。）
 - (2) 工事見積書の写し
 - (3) 改修前及び改修後の見取図、写真（平面図）
- ※その他必要な書類は、窓口でご確認ください。

6 その他

- (1) 介護保険制度の住宅改修又は日常生活用具の住宅改修が利用できる場合は、そちらが優先されます。
- (2) 改修工事後に申請することはできませんのでご注意ください。

(15) 居住安全（バリアフリー）改修工事に伴う固定資産税の減額制度

窓口 市役所 税務課

電話 0561-32-8019 ファクシミリ 0561-32-2585

高齢者、障がい者の居住の安全性向上を目的に、居住安全（バリアフリー）改修工事を行った住宅について、固定資産税が1年度分減額されます。

1 要件

次の(1)から(6)までのすべてを満たすこと。

- (1) 新築された日から10年以上を経過した住宅であること（貸家住宅は対象外）。
- (2) 令和8年3月31日までの間に居住安全改修工事が完了していること。
- (3) 改修後の住宅の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下であること。
- (4) 居住安全改修工事費が50万円を超えること（国又は地方公共団体からの補助金などを充てる分を除く）。
- (5) 廊下の拡幅、階段の勾配緩和、浴室の改良、床の滑り止め化、手すりの取付け、床の段差解消、出入口の戸の改良、トイレの改良のいずれかの工事であること。
- (6) 65歳以上の方、介護保険法に規定する要介護又は要支援認定を受けている方、障がいのある方のいずれかが居住していること。

2 減額される税額と期間

居住部分の床面積100平方メートルまでの固定資産税額（家屋分）の3分の1相当額を、工事が完了した年の翌年度1年度分に限り減額します。

3 手続きに必要なもの

次の(1)から(4)までのすべてと、(5)、(6)、(7)のいずれか

- (1) 居住安全改修工事に伴う固定資産税減額申告書（個人番号の記載がない場合は、納税義務者の住民票の写しが必要）
- (2) 領収書及び明細書（居住安全改修工事の費用、明細、内容がわかるもの）
- (3) 工事箇所の写真（工事前及び工事後）
- (4) 工事に対する補助金などの交付を受けた場合は、交付決定通知など金額がわかるもの
- (5) 65歳以上の方が居住している場合は、その方の住民票の写し
- (6) 介護保険法に規定する要介護又は要支援認定を受けている方が居住している場合は、被保険者証の写し
- (7) 障がいのある方が居住している場合は、それを証明するもの（障がい者手帳など）の写し

4 その他

- (1) 工事完了後3か月以内に申請してください。
- (2) 工事箇所の確認のため訪問させていただく場合があります。
- (3) 過去にこの居住安全（バリアフリー）改修工事による減額の適用を受けたことがある住宅には、適用されません。また、耐震改修工事による減額との併用はできません。（ただし、熱損失防止（省エネ）改修工事による減額のみ併用可。）

(16) 視覚障がい者用録音物・点字物郵送貸出

窓口 みよし市社会福祉協議会（福祉センター） 電話 0561-34-1588 ファクシミリ 0561-34-5860

視覚障がい者の福祉向上を増進する目的で、録音物・点字物の郵送貸出をしています。

1 対象者

市内在住の視覚障がい者

2 内容

- (1) 「議会だより」等の郵送貸出
- (2) 点字点訳書の郵送貸出
- (3) 点字新聞

3 手続きに必要なもの

- (1) 申請書（社会福祉協議会にあります。）
- (2) 身体障がい者手帳の写し

(17) 車いす・携帯車いす・歩行器の貸出

窓口 みよし市社会福祉協議会（福祉センター） 電話 0561-34-1588 ファクシミリ 0561-34-5860

身体障がい者（児）等の方に、車いす・携帯車いす・歩行器を貸出して日常生活の便宜を図ります。

1 対象者

みよし市に在住し、次の各号のいずれかに該当する方

- (1) 身体障がい者（児）
- (2) 高齢者で介護を要する方
- (3) 疾病、ケガ等で短期的に必要とする方
- (4) その他、会長が必要と認める方

2 内容

車いす・携帯車いす・歩行器の貸出

3 費用

無料

4 貸出期間

1カ月以内（継続貸出可）

5 手続きに必要なもの

申請書（社会福祉協議会にあります。）

(18) 福祉車両の貸出（たすけあい号）

窓口 みよし市社会福祉協議会（福祉センター） 電話0561-34-1588 ファクシミリ0561-34-5860

身体障がい者（児）及び高齢者等の方に、福祉車両を貸出して日常生活の便宜を図ります。

1 対象者

みよし市に在住し、次の各号のいずれかに該当する方

- (1) 身体に障がいをもち、車いす等での移動を必要とする方
- (2) 下肢の疾病等により車いす等での移動を必要とする方
- (3) その他、会長が特に必要と認める方

2 運転者

- (1) 対象者の家族及び親族等の方で、普通自動車運転免許証を所持、提示ができ且つ、運転のできる方
- (2) みよし市ボランティアセンターに運転ボランティア登録をしている方

3 内容

福祉車両（トヨタ ラクティス）を貸出

4 費用

無料（一部自己負担あり）

5 貸出期間

2日以内／月

6 貸出時間

午前8時30分から午後5時15分まで

7 申請手続き

貸出日の3ヵ月前から10日前まで

8 手続きに必要なもの

- (1) 申請書（社会福祉協議会にあります。）
- (2) 運行計画書（社会福祉協議会にあります。）
- (3) 運転者の運転免許証の写し

(19) 障がい者グループホームの家賃補助

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

グループホームに入居する障がい者に対して家賃の一部を補助し、費用負担の軽減を図ります。

1 対象者

次のいずれにも該当する方

- (1) グループホーム入居前にみよし市に1年以上住んでいること。
- (2) グループホームに家賃を払っていること。
- (3) 当該年度の本人及び配偶者の市民税が非課税であること。
- (4) 生活保護受給者でないこと。

2 対象経費

グループホームの家賃

(ただし、グループホームの利用者負担額、敷金、礼金、保証金、管理費、共益費及びその他諸経費等を除く。)

3 助成額

1万円を上限

(ただし、国からの家賃補助を受けることができる場合は、これを優先する。)

4 手続きに必要なもの

- (1) 申請書 (福祉課にあります。)
- (2) グループホーム事業者が発行した家賃額の証明書

5 その他

- (1) 家賃補助を申請される場合は、事前に福祉課へご相談ください。
- (2) 半年に1回、請求書及び家賃に係る領収書の写しを提出する必要があります。

(20) みよし市更生訓練費の支給

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

就労移行支援事業や自立訓練事業を利用している方に経費を支給して、社会復帰の促進を図ることを目的とします。

1 対象者

就労移行支援事業及び自立訓練事業を利用している障がい者

2 支給額

(1) 訓練経費

施設名	訓練従事日数が 15日以上	訓練従事日数が 15日未満
就労移行支援事業実施施設	3,150円	1,600円
自立訓練事業実施施設	6,300円	3,150円

(2) 通所経費

実支出額×訓練従事日数

※上限280円／日（6,440円／月）

※自転車や施設の送迎、さんさんバス助成利用券の利用等、交通費の実費負担が発生しない方は、通所経費の支給対象外です。（訓練経費のみの支給は可。）

3 手続きに必要なもの

- (1) 申請書（本人又は事業所から毎月提出）
- (2) 委任状（事業所から申請書を提出する方は、初回のみ必要）
- (3) 振込口座及び通所方法の確認書（初回と変更時に必要）

(21) みよし市市外障がい福祉施設通所経費の支給

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

市外の障がい福祉施設に通い、就労継続支援事業や生活介護事業を利用している方に、通所経費の一部を支給して、障がい者の通所意欲の向上及び継続的な施設の利用を支援することを目的とします。

1 対象者

市外の障がい福祉施設に通い、生活介護事業及び就労継続支援事業を利用している障がい者。

※みよし市更生訓練費支給要綱に基づき、更生訓練費を受給している方を除きます。

※自転車や施設の送迎、さんさんバス助成利用券の利用等、交通費の実費負担が発生しない方は対象外です。

2 支給額

通所方法	基準額
公共交通機関	1か月の通所のために要した実費
自家用車等	自宅から事業所までの最短往復距離(km)×37円×通所日数 (1円未満切捨て)

※通所方法問わず、上限280円/日 (6,440円/月)

3 手続きに必要なもの

(1) 申請書 (福祉課にあります。) ※初回と変更時に必要です。

(2) 請求書 (四半期毎に請求してください。)

※事業所から請求する場合は、明細書 (月毎に作成) が必要です。

利用者本人から請求する場合は、領収書の写し (利用日数のわかるもの) が必要です。

8 事業所への支援

(1) 障がい福祉サービス事業所運営費補助金の交付

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

障がい福祉サービス事業所の健全運営を助長し、障がい者及び障がい児の社会参加の場の充実を図り、社会福祉の増進に資することを目的に補助金を交付します。

1 対象者

市内において事業を行う、次のいずれかに該当する事業者

- (1) 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を運営する事業所
- (2) みよし市移動支援事業等実施要綱に規定する地域活動支援センターを運営する事業者
※次の事業所は対象となりません。
 - ア 補助金を申請する日の属する年度の4月1日現在において、市内で1年以上継続して運営実績のない施設及び事業所
 - イ 県又は市が設置した施設及び事業所
 - ウ 社会福祉協議会の経営にかかる施設及び事業所

2 補助対象経費

補助事業に要する経費のうち、報酬、給料、諸手当、厚生費、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料、負担金及び備品購入費

3 補助金額

次の金額を基準とし、予算の範囲内で交付（対象者の状況により、金額が変更することがあります。）

- (1) 均等割
 - ア 対象者(1)に該当する事業所 360,000円
 - イ 対象者(2)に該当する事業所 120,000円
- (2) 人数割
補助金を申請する日の属する年度の4月1日現在における利用者（市内に在住する方に限る。）
 - ア 対象者(1)(2)に該当する事業所 1人につき 58,000円

4 手続きに必要なもの

- (1) 補助金交付申請書（福祉課にあります。）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 利用者名簿

5 その他

申請前に福祉課へご相談ください。

(2) 障がい者の就労支援

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

障がい者就労支援事業

障がい者やその家族、事業主等に対し、障がい者の就労支援及び雇用促進を図ることを目的に、就労及び雇用に関する相談、指導、情報提供等を行います。

1 対象者

日常生活を営むのに支障がある障がい者(児)等

2 事業内容等

- (1) 障がい者等の就労に関する相談、指導及び情報提供
- (2) 障がい者等の職場開拓、職場定着への支援及び離職時の調整
- (3) 障がい者等の就労を支援する方の育成
- (4) 事業主等の障がい者雇用に関する相談及び助言
- (5) 障がい者就労支援ネットワークの構築及び整備
- (6) その他

3 利用日時、利用料

必要に応じて随時、無料

9 その他

(1) 職親委託制度

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

生活指導及び技能習得訓練等により、知的障がい者の雇用促進と職場定着を高めるため、事業経営者等を職親として登録します。

- 1 対象者
知的障がい者

(2) 手話通訳者の設置

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

市の業務内容や手続きを容易に行えるように手話通訳者を設置しています。

- 1 配置日
毎週火曜日と金曜日
(通訳者が休みの場合は、市役所福祉課のホームページでお知らせします。)
- 2 時間
午前9時から午後3時まで

(3) 手話通訳者・要約筆記者の派遣

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

手話・要約筆記を用いて、コミュニケーションの円滑化を支援するため、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

- 1 対象者
聴覚障がい者及び聴覚障がい者とコミュニケーションを図るために手話・要約筆記を必要とする方（みよし市内に住所を有する方に限る。)
- 2 利用費用
無料
- 3 派遣の範囲
愛知県内において、公的機関、医療機関等に赴いての用途、社会生活上必要不可欠な用務を行う場合など
- 4 手続きに必要なもの
派遣申請書（福祉課にあります。)

(4) 障がい者等の虐待防止

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

障がい者の安定した生活や社会参加を助けるため、虐待の防止に取り組んでいます。障がい者等の虐待にかかわる通報や届け出、支援などの相談は、みよし市障がい者虐待防止センター（みよし市役所福祉課内）までお寄せください。

1 対象者

障がい者（児）、心身の障がいや社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な方（障がい者手帳を取得していない場合も含む）

2 障がい者虐待の種類

- (1) 養護者による虐待
- (2) 障がい者福祉施設従事者等による虐待
- (3) 使用者による虐待

3 障がい者虐待の例

- (1) 身体的虐待
- (2) 性的虐待
- (3) 心理的虐待
- (4) 放棄・放任（ネグレクト）
- (5) 経済的虐待

4 相談（通報・届け出）受付日

月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで
（12月29日から翌年1月3日まで及び祝日を除く。）

※緊急対応は24時間体制

5 障がい者虐待に関する相談窓口

事業所名	所在地	連絡先
(社福) あさみどりの風 相談支援事業所わらび	みよし市三好町西荒田28番地	電話 34-5975 ファクシミリ 34-5976
(社福) あゆみ会 しおみの丘	みよし市打越町新池浦83番地 7	電話 32-2501 ファクシミリ 32-2610
オーケーサポート(株) 相談支援OKサポート	みよし市明知町釜ヶ杖85番地	電話 76-0611 ファクシミリ 76-0612
(社福) みよし市社会福祉協議会 障がい者相談支援事業所	みよし市三好町陣取山39番地 5	電話 41-8580 ファクシミリ 34-5860
(一社) みよしはたらく協議会 はたらくサポートセンター	みよし市三好町湯ノ前98番地 3	電話 76-1873 ファクシミリ 76-1874
(社福) 昭徳会 障がい者支援センターたいざん	みよし市打越町山ノ神51番地1	電話 34-2161 ファクシミリ 34-6568
みよし市障がい者虐待防止セン ター（市役所福祉課内）	みよし市三好町小坂50番地	電話 32-2111 ファクシミリ 34-3388 （夜間ファクシミリ 34- 4210）

※通報や届け出をした方の情報は守られます。匿名による通報でも受け付けます。

(5) NHK受信料の免除

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

心身障がい者のいる世帯に対して、次のようなNHK受信料の減免制度があります。

1 対象世帯

- (1) 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の世帯
- (2) 視覚又は聴覚障がい者の手帳をお持ちの方が世帯主で受信契約者の世帯
- (3) 1～2級の身体障がい者手帳・A判定の療育手帳・1級の精神障がい者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方が世帯主で受信契約者の世帯

2 免除額

- (1) 上記(1)の世帯…………… 全額
- (2) 上記(2)又は(3)の世帯…………… 半額

3 手続きに必要なもの

- (1) 免除申請書（福祉課にあります。）
- (2) 障がい者手帳
- (3) 印鑑

(6) ケーブルテレビ加入一時金及び利用料金減免

窓口 ひまわりネットワーク株式会社

電話 0120-210114 ファクシミリ 0565-35-3522

世帯主が契約者で下記の身体障がい者手帳をお持ちの場合は、次のような免除制度があります。

1 対象者

- (1) 視覚又は聴覚障がい者の手帳をお持ちの方が世帯主で契約者
- (2) 肢体不自由（1、2級）の手帳をお持ちの方が世帯主で契約者

2 減免対象

- (1) 加入契約料金、(2) 引込み工事費、(3) 基本料金（ケーブルテレビ放送サービスが対象となります。）

※インターネット接続サービス、ケーブルプラス電話などは対象外です。

※一部減免の対象とならないプランがあります。

※減免対象の詳細は、ひまわりネットワーク窓口までお問い合わせください。

3 手続きに必要なもの

- (1) 減免申請書（福祉課にあります。）
- (2) 身体障がい者手帳
- (3) 印鑑

※市役所福祉課で減免申請書に免除事由の証明を受け、直接ひまわりネットワークで手続きを行ってください。

(7) 障がい者ふれあい交流事業「ふれあいアート展」

窓口 みよし市社会福祉協議会（福祉センター） 電話 0561-34-1588 ファクシミリ 0561-34-5860

心身にハンディキャップを持つ方の作品を募集し、展示することを通して、お互いの理解を深めます。

1 対象者

次のいずれか該当する方

- (1) 市内在住、在勤、在学で療育手帳、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方
- (2) 市内特別支援学級の児童、生徒

2 内容 作品展示

3 場所 市内公共施設等

4 期日 年1回（作品応募）

(8) 療育体操

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

知的障がいのある児童等が各種の運動を通して、健康と体力の維持増進を促すとともに参加者相互の親睦を深めます。

1 対象者

知的障がい児（者）とその家族

2 実施内容

知的障がい児（者）向けの運動

3 場所

三好公園総合体育館 柔道場

4 開催日

指定の土曜日 午後2時から午後3時まで
詳細な日程はホームページを御覧ください。

5 その他

- (1) 悪天候や感染症の影響等により、中止する場合があります。
- (2) 会場等の都合により、実施しない週もあります。

(9) NET119緊急通報システム

窓口 尾三消防本部 指令課

電話 0561-38-0119 ファクシミリ 0561-38-4119

1 対象者

聴覚や発話に障がいのある市内在住の方を対象とした緊急通報システム

2 サービス内容

スマートフォンのインターネット機能（Web機能）を活用して火災や救急等の緊急通報が行えるシステムです。

3 利用料

無料（通信料については利用者負担となります）

4 手続きに必要なもの

- (1) 申請書（尾三消防本部のホームページにあります）
- (2) 登録に使用するスマートフォン

5 その他

申請書を直接尾三消防本部指令課へ提出、もしくは尾三消防本部ホームページからスマートフォンで利用登録を行います。

(<https://www.bisan-fd.togo.aichi.jp/kyukyu/net119/>)

※利用登録の受付は、尾三消防本部指令課のみとなります。

(10) 家具等転倒防止器具取付事業

窓口 市役所 防災安全課

電話 0561-32-8046 ファクシミリ 0561-76-5702

高齢者や障がい者世帯などの災害時要配慮者世帯の住宅内の家具等を固定することにより、災害時の家具等転倒事故防止を図ります。

1 対象者

- (1) 満65歳以上の方のみで構成される世帯
 - (2) 身体障がい者手帳1級・2級、療育手帳A判定・B判定、精神障がい者保健福祉手帳1級・2級のいずれかの方がいる世帯
 - (3) 要支援・要介護認定者のみで構成される世帯
 - (4) 義務教育就学中並びに就学以前のこども及びその母親のみで構成される世帯
- ※過去にこの事業を利用した世帯は対象外になります。

2 定数

15世帯

3 対象となる家具等

タンス、食器棚、下駄箱、冷蔵庫、テレビなど

※転倒防止器具4点まで取り付け

4 費用

無料

5 実施方法

申請後、シルバー人材センターが固定する家具等の確認のため訪問し、後日、器具を取り付けます。

6 手続きに必要なもの

申請書（防災安全課で配布、またはホームページからダウンロード可。）

7 その他

申請期間は「広報みよし（ホットライン）」などでお知らせします。

(11) 避難行動要支援者支援事業

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

災害が発生したときに自分の力や家族の介助だけでは避難することが難しい方（避難行動要支援者といいます。）の名簿を整備し、いざというときに地域の皆さんの力によって迅速に避難の支援を行える仕組みづくりに努めています。

1 対象者

- (1) 身体障がい者で、肢体不自由の障がいの程度が1級から3級まで、
視覚障がいの程度が1級若しくは2級、聴覚障がいの程度が1級若しくは2級の方
 - (2) 知的障がい者で障がいの程度がA判定の方
 - (3) 介護保険の要介護認定が3から5の方
 - (4) 難病患者で、自ら避難することが困難な方
 - (5) 上記以外で、自ら避難することが困難で名簿への登録を希望する方
- ※原則として自宅で生活している方を対象とします（グループホームは自宅扱い）。

2 名簿の提供について

名簿に含まれる個人情報、
住所・氏名・生年月日・性別・電話番号・避難支援を必要とする事由（障がいの程度や介護区分など）・その他支援のために必要な事項です。

- (1) 登録された名簿は、避難行動要支援者を支援する関係者（自主防災会、民生児童委員、尾三消防本部、豊田警察署）に提供されます。
- (2) 名簿への登録を希望する方は、名簿提供についての意向確認の申請書を市役所福祉課へ提出してください。
- (3) 名簿の提供に同意をいただいた方のご自宅に、名簿提供を受けた地域の支援関係者が訪問して、本人やご家族と相談しながら具体的な支援方法を決めた個別計画を作成します。

3 手続きに必要なもの

申請書（福祉課にあります。）

4 その他

- (1) 名簿の提供に同意していなくても、災害が発生したり、発生するおそれがあるときに避難行動要支援者の生命や身体を保護するために特段の必要性があるときは、本人の同意を得ずに関係機関に名簿を提供する場合があります。
- (2) 災害が発生したときは、支援をする方たちにも自分や家族の安全を確保することが優先される場合があります、状況によっては支援に来られない場合があります。
- (3) 支援をすることになっている方たちは、できる範囲での避難支援に協力するものであり、法的な責任や義務を負うものではありません。

(12) 特別支援学校等

特別な教育的支援を必要とする児童生徒のために、各種の学校（学級）が設けられています。

1 学校種別・対象児

(1) 特別支援学校

学校名	電話	対象	教育課程
愛知県立岡崎特別支援学校	0564-48-2601	肢体不自由	小学部 中学部 高等部
豊田市立豊田特別支援学校	0565-44-1151	肢体不自由	小学部 中学部 高等部
愛知県立三好特別支援学校	0561-34-4832	知的障がい	小学部 中学部 高等部
愛知教育大学附属特別支援学校	0564-21-7300	知的障がい	小学部 中学部 高等部
愛知県立岡崎聾学校	0564-45-2830	聴覚障がい	幼稚部 小学部 中学部 高等部
愛知県立岡崎盲学校	0564-51-1270	視覚障がい	幼稚部 小学部 中学部 高等部
愛知県立大府特別支援学校	0562-48-5311	病弱・身体虚弱	小学部 中学部 高等部
愛知県立豊田高等特別支援学校	0565-54-0011	知的障がい	高等部

(2) 特別支援学級

ア 該当施設 市内小中学校

イ 設置種別 知的障がい、難聴、病弱・身体虚弱、自閉症・情緒障がい、肢体不自由

第2 児童福祉に関すること

1 児童福祉に関する窓口

取扱事項	窓口
手当・給付金 児童手当（国制度）、児童扶養手当（国制度）、愛知県遺児手当（県制度）、みよし市遺児手当（市制度）、母子・父子・寡婦福祉資金貸付（県制度）、母子・父子家庭自立支援給付金、母子・父子・寡婦福祉資金償還援助金（市制度）	市役所 こども政策課 電話32-8034
保育 保育園、一時的保育、特別延長保育、休日保育、親子通園ルーム、児童発達支援事業所 子育て支援センター 相談事業、子育て支援、子育てふれあい広場、ファミリー・サポート・センター	市役所 保育課 電話76-5420
子育て支援 こども相談窓口（こども・子育て、家庭相談、児童虐待）、子育て短期支援事業（ショートステイ）、母子生活支援施設入所、助産施設入所 母子保健事業 母子健康手帳交付、乳幼児健康診査、育児相談	市役所 こども相談課 電話76-5310
子ども医療費の支給、学生医療費の支給、ひとり親家庭等医療費の支給、養育医療の給付	市役所 保険健康課 電話32-8016

2 医療

(1) 子ども医療費の支給

窓口 市役所 保険健康課

電話 0561-32-8016 ファクシミリ 0561-34-3388

1 対象者

高校生等（18歳到達の年度末）までの子ども

ただし、進学目的で本市から他の市区町村に転出した高校生が入院し、医療の給付を受けた場合、その高校生を税法上扶養している方に支給します。

※次の方は対象となりません。

- (1) 生活保護受給者
- (2) 6歳到達の年度末後の子どもで、障がい者医療（精神障がいは除く）、ひとり親家庭等医療受給資格者

2 支給の範囲

医療費（保険適用分）の自己負担分

3 手続きに必要なもの

- (1) 健康保険証、資格確認書又は資格情報のお知らせ(こどもの名前の記載のあるもの)
- (2) マイナンバーカード又は番号確認書類と身元確認書類

4 その他

健康保険証等加入医療保険の資格情報がわかる種類と子ども医療費受給者証を医療機関の窓口へ提出してください。

県外の医療機関での診療については、医療費の自己負担分を一旦医療機関に支払いした後、市役所保険健康課に次のものを持参して払戻しの申請をしてください。

- (1) 当該領収書（保険点数の記載のあるもの）
- (2) 預金通帳
- (3) 健康保険証、資格確認書又は資格情報のお知らせ
- (4) 受給者証
- (5) 健康保険組合等から高額療養費等の支給の可能性がある場合は、支給の有無が確認できる書類
- (6) マイナンバーカード又は番号確認書類と身元確認書類

(2) 学生医療費の支給

窓口 市役所 保険健康課

電話 0561-32-8016 ファクシミリ 0561-34-3388

1 対象者

18歳到達の年度末後から24歳到達の年度末までの間にある方で、次のいずれかの要件を満たす学生

- (1) 学校教育法に規定する大学院、大学、高等専門学校又は専修学校に在学する方
- (2) その他市長が適当と認める学校に在学する方（病気療養や海外留学等で留年した19歳以上の高校生も対象）

ただし、進学目的で本市から他の市区町村に転出した学生が入院し、医療の給付を受けた場合、その学生を税法上扶養している方に支給します。

※次の方は対象となりません。

ア 生活保護受給者

イ 障がい者医療、ひとり親家庭等医療、精神障がい者医療受給資格者

2 支給の範囲

入院費用（保険適用分）の自己負担分

3 手続きに必要なもの

医療費の自己負担分を一旦医療機関に支払いした後、市役所保険健康課に次のものを持参して払戻しの申請をしてください。

- (1) 当該領収書（保険点数の記載のあるもの）
- (2) 預金通帳
- (3) 健康保険証、資格確認書又は資格情報のお知らせ
- (4) 健康保険組合等から高額療養費等の支給の可能性がある場合は、支給の有無が確認できる書類
- (5) マイナンバーカード又は番号確認書類と身元確認書類

(3) ひとり親家庭等医療費の支給

窓口 市役所 保険健康課

電話 0561-32-8016 ファクシミリ 0561-34-3388

1 対象者

- (1) 母子及び父子家庭のうち、18歳以下の児童のいる家庭の父母及び児童
- (2) 父母のいない18歳以下の児童
- (3) 父又は母に重度の障がいのある家庭で、18歳以下の児童のいる家庭の父母及び児童

※「18歳以下の児童」とは、18歳到達の年度末までの方

※次の方は対象となりません。

- ア 前年の所得が児童扶養手当法施行令に定める額以上の方
- イ 後期高齢者福祉医療受給資格者（後期高齢者医療制度の対象者）
- ウ 生活保護受給者
- エ 6歳到達の年度末までのこども
- オ 障がい者医療受給資格者

2 支給の範囲

医療費（保険適用分）の自己負担分

3 申請に必要なもの（児童扶養手当などの申請をされた方）

- (1) 健康保険証、資格確認書又は資格情報のお知らせ
- (2) マイナンバーカード又は番号確認書類と身元確認書類

4 その他

健康保険証等加入医療保険の資格情報がわかる書類とひとり親家庭等医療費受給者証を医療機関の窓口へ提出してください。

県外の医療機関での診療については、自己負担分を一旦医療機関に支払いした後、市役所保険健康課に次のものを持参して払戻しの申請をしてください。

- (1) 当該領収書（保険点数の記載のあるもの）
- (2) 預金通帳
- (3) 健康保険証、資格確認書又は資格情報のお知らせ
- (4) 受給者証
- (5) 健康保険組合等から高額療養費等の支給の可能性がある場合は、支給の有無が確認できる書類
- (6) マイナンバーカード又は番号確認書類と身元確認書類

(4) 養育医療の給付

窓口 市役所 保険健康課

電話 0561-32-8016 ファクシミリ 0561-34-3388

1 対象者

次のいずれかに該当し、医師が入院養育を認めた未熟児

- (1) 出生体重が2,000グラム以下
- (2) 生活力が特に弱く、次の症状がある場合

※体温が摂氏34度以下。強度のチアノーゼが持続する。チアノーゼ発作を繰り返す。生後24時間以上排便がない。生後48時間以上嘔吐が持続。異常に強い黄疸があるなど。

2 実施医療機関

愛知県知事等が指定する医療機関（指定医療機関）

3 支給の範囲

指定医療機関での入院治療に対する医療費（保険適用分）の自己負担分

4 自己負担

世帯の所得額等によっては一部自己負担が発生する場合がありますが、子ども医療費からの充当が可能

5 申請に必要なもの

- (1) 養育医療給付申請書・世帯調書（保険健康課にあります。）
- (2) 養育医療意見書（指定医療機関の医師が作成したもの）
- (3) 健康保険証、資格確認書又は資格情報のお知らせ
- (4) マイナンバーカード又は番号確認書類と身元確認書類

3 手当・保健等

(1) 児童手当の支給（国制度）

窓口 市役所 こども政策課

電話 0561-32-8034 ファクシミリ 0561-76-5103

父母その他保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、児童を養育している家庭の生活の安定と次代を担う児童の健やかな成長に資することを目的とした手当です。

1 対象者

高等学校修了前の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）を養育している方

2 所得制限

無

3 支給月額

	3歳未満 (3歳の誕生日の属する月まで)	3歳～高校生年代
第1子・第2子	月額 15,000 円	月額 10,000 円
第3子以降	月額 30,000 円	

児童手当は18歳到達後の最初の年度末（該当年度の3月分）まで支給されます。第1～3子の教え方は、22歳到達後の最初の年度末までの子で親などに経済的負担がある子の人数を年齢が上から順に数えます。

4 支給月日

偶数月に各前月までの2か月分の手当を支給します。

- ・みよし市の支払日は、各月10日です。土日祝日のときは、直前の平日になります。また、上記以外の月に随時支払をすることがあります。
- ・支払通知を送付していませんので、通帳記入でご確認ください。

(2) 児童扶養手当の支給（国制度）

窓口 市役所 こども政策課

電話 0561-32-8034 ファクシミリ 0561-76-5103

母子家庭、父子家庭、父母いずれかに障がいのある家庭等の生活の安定と自立の促進を目的として支給される手当です。

1 対象者

- (1) 次のアからクいずれかに該当する児童を監護する母
 - (2) 次のアからクいずれかに該当する児童を監護し、かつ児童と生計を同じくする父
 - ア 父母が婚姻を解消した児童
 - イ 父（(2)の場合母）が死亡した児童
 - ウ 父（(2)の場合母）が児童扶養手当法施行令で定める程度の障がい（国民年金法及び厚生年金保険法による障がい等級1級程度）の状態にある児童
 - エ 父（(2)の場合母）の生死が明らかでない児童
 - オ 父（(2)の場合母）が引き続き1年以上遺棄している児童
 - カ 父（(2)の場合母）がDV防止法による命令を受けた児童
 - キ 父（(2)の場合母）が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
 - ク 母が婚姻によらないで懐胎した児童
 - (3) 父母いずれにも監護されない児童を監護し、かつ児童の生計を維持する方
- ※18歳に達する年度の末日までの間にある児童が対象です。障がいのある児童については、20歳に達する日の前日まで受給期間を延長できる場合があります。

2 所得制限

有

3 支給月額（令和7年4月1日現在）

- (1) 児童数1人の場合（所得及び受給している公的年金等の額に応じて決定）
 - ア 全部支給 46,690円
 - イ 一部支給 46,680円から11,010円まで
- (2) 児童数2人目以降の加算（児童1人につき）
 - ア 全部支給 11,030円
 - イ 一部支給 11,020円から5,520円まで

4 支給月日

5月（3月・4月分）、7月（5月・6月分）、9月（7月・8月分）、11月（9月・10月分）、1月（11月・12月分）、3月（1月・2月分）の、原則として11日（11日が土日祝日のときは、直前の平日）

(3) 愛知県遺児手当の支給（県制度）

窓口 市役所 こども政策課

電話 0561-32-8034 ファクシミリ 0561-76-5103

母子家庭、父子家庭、父母のいずれかに障がいのある家庭等の児童の健全な育成及び福祉の増進を目的として、愛知県から支給される手当です。

1 対象者

児童扶養手当と同じ（ただし、愛知県内に居住する場合に限る）

※公的年金等を受給している場合及び児童が父又は母に支給される公的年金等の額の加算の対象となっている場合は、支給されません。

※支給期間は、支給開始から5年間です。

※児童の障がいによる受給期間の延長は、ありません。

2 所得制限 有

3 支給月額

遺児1人につき	支給開始～3年目まで	4,350円
	4年目～5年目	2,175円

4 支給月日

5月(3月・4月分)、7月(5月・6月分)、9月(7月・8月分)、11月(9月・10月分)、1月(11月・12月分)、3月(1月・2月分)の、原則として25日(25日が土日祝日のときは、直前の平日)

(4) みよし市遺児手当の支給（市制度）

窓口 市役所 こども政策課

電話 0561-32-8034 ファクシミリ 0561-76-5103

母子家庭、父子家庭、父母のいずれかに障がいのある家庭等の児童の健全な育成及び福祉の増進を目的として支給される手当です。

1 対象者

児童扶養手当と同じ（ただし、みよし市内に居住する場合に限る）

※支給要件1(2)ウは、「身体障がい者手帳1級から3級程度の障がいの状態にある」と読み替えてください。

※児童の障がいによる受給期間の延長は、ありません。

2 所得制限 有

3 支給月額

遺児1人につき 2,500円

4 支給月日

5月(3月・4月分)、7月(5月・6月分)、9月(7月・8月分)、11月(9月・10月分)、1月(11月・12月分)、3月(1月・2月分)の、原則として末日(末日が土日祝日のときは、直前の平日)

(5) 公正証書等作成支援

窓口 市役所 こども政策課

電話 0561-32-8034 ファクシミリ 0561-76-5103

取り決められた養育費を継続して確実に受け取ることができるよう、養育費の取決めに係る公正証書等作成費用を補助します。

1 対象者

みよし市に住民登録があり、かつ、ひとり親で対象児童を扶養している方

2 対象経費

公証人手数料、戸籍謄本等取得費用、収入印紙代、切手代等

3 補助金額

補助対象経費の総額または4万円のうちいずれか低い額

(6) 養育費保証契約締結支援

窓口 市役所 こども政策課

電話 0561-32-8034 ファクシミリ 0561-76-5103

養育費を確実に受け取ることができるよう、保証会社と養育費保証契約を締結した際に負担した費用を補助します。

1 対象者

みよし市に住民登録があり、かつ、ひとり親である方

2 対象経費

保証会社と締結した際に要した経費のうち、初回分の保証料として負担した費用

3 補助金額

初回の保証料または取り決めた1か月の養育費のうち、低い額（上限5万円）

(7) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付（県制度）

窓口 市役所 こども政策課

電話 0561-32-8034 ファクシミリ 0561-76-5103

母子家庭・父子家庭・寡婦の自立を図るための資金やこどもの就学のための資金など、生活の安定と向上やこどもの健やかな成長を図るための資金です。

1 対象者

愛知県内に住む次のいずれかに該当する方

- (1) 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子（母子家庭の母）又はその扶養している児童及び父母のない20歳未満の児童
- (2) 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない男子（父子家庭の父）又はその扶養している児童
- (3) かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある、配偶者のない女子（寡婦）又はその扶養している20歳以上の子
- (4) 40歳以上の配偶者のない女子で、母子家庭の母及び寡婦以外の方

※貸付を受けるまでには審査があり、確実に借りられるわけではありません。貸付申請から貸付決定（不承認含む）まで約3か月を要します。事前相談も必要なため、お早めにご相談ください。また、支払済みの費用については対象外の場合があります。

2 資金の種類

事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、就職支度資金、転宅資金、修学資金、就学支度資金、修業資金等

(8) 母子・父子家庭自立支援給付金

窓口 市役所 こども政策課

電話 0561-32-8034 ファクシミリ 0561-76-5103

母子家庭の母・父子家庭の父が就職に役立つ技能や資格の取得のため、講座を受講する場合や、各種学校等の養成機関で修業する場合などに給付します。なお、給付金を受けるには所得制限があり、いずれも事前相談が必要です。

1 対象者

20歳未満の児童を扶養している配偶者のない母又は父
(児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準であるもの)

2 給付金の種類

(1) 自立支援教育訓練給付金

経済的自立のため、県指定の職業能力開発講座を受講後に給付します。

(2) 高等職業訓練促進給付金

就職に有利な資格取得のため、カリキュラムが1年以上の養成機関で修業する場合に給付します。

(対象資格の例：看護師、保育士、作業療法士、美容師など)

(9) 母子・父子・寡婦福祉資金償還援助金（市制度）

窓口 市役所 こども政策課

電話 0561-32-8034 ファクシミリ 0561-76-5103

母子福祉資金もしくは母子及び父子並びに寡婦福祉資金の借りに伴う利子を補給します。

1 対象者

母子福祉資金もしくは父子福祉資金又は寡婦福祉資金の貸付を受け、現にこれを償還している方で、貸付申請日から起算して6か月以上みよし市に住所を有する方

2 支給額

母子・父子・寡婦福祉資金のうち、就職支度資金・修学資金・就学支度資金・修業資金を除いた貸付資金に対する償還金のうち利子に相当する金額

3 支給月日

4月、10月の原則として末日

(10) 母子保健事業

窓口 こども相談課

電話 0561-76-5310 ファクシミリ 0561-34-4379

妊娠・出産・育児を通して安心して、子育てができるように様々な教室や相談を行っています。保健師・助産師・歯科衛生士・管理栄養士などの専門スタッフが対応します。

		内容	対象者
妊 産 婦	母子健康手帳交付	母子健康手帳、子育ておうえんプラン、マタニティマーク(キーホルダー)を交付	妊婦(妊娠届出書が必要) ※手続きの際にマイナンバーの確認と身元確認をします。
	パパママ教室	妊娠・出産・育児に関するお話や、沐浴体験、妊婦体験	市内在住の妊娠16週以降の妊婦と夫
	ぴよママ相談	妊娠中や産後の生活についての相談	市内在住の妊娠8か月頃の妊婦と家族
	妊婦健康診査	妊娠中に医療機関・助産所で14回公費(一部補助)健診	市内在住の妊婦
	産婦健康診査	産後8週以内の産婦に医療機関で2回公費(一部補助)健診	市内在住の産婦
	妊産婦歯科健康診査	妊娠中に1回、産後1年未満に1回、指定歯科医療機関で公費(無料)歯科健診	市内在住の妊産婦
	産前産後家事・育児支援事業	家事や育児支援の他、体調の確認及び心配事等の相談や助言	市内在住の近隣に支援者がいない妊娠中から産後6か月未満の母親
乳 幼 児	産前産後ヘルパー派遣事業	妊娠中や産後間もない家庭への家事支援ヘルパーの派遣	市内在住の妊娠中から産後1年未満の母親
	産後ケア事業	産院又は居宅において、母子の体調に合わせて、助産師等によるケアを実施	市内在住の産後1年未満の産婦と乳児
	乳児健康診査	乳児(1歳1か月未満)に、医療機関で2回公費(無料)健診	市内在住の乳児 (1歳1か月未満)
	新生児聴覚検査	乳児(8週未満)に医療機関で1回公費(一部補助)検査	市内在住の乳児 (生後8週未満)
	乳幼児の定期健診	3・4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査	対象児には事前通知あり
	歯科健診	歯科健診、ブラッシング指導 フッ化物歯面塗布(希望児のみ:300円)	市内在住の就学前までの児
	すくすく教室	離乳食のお話	市内在住の7か月ごろの児
子 育 て 支 援	むし歯予防教室	発達やむし歯予防のお話、ブラッシング指導	市内在住の1歳児
	わんぱく教室	生活習慣や食事・おやつについてのお話、ブラッシング指導	市内在住の2歳児
	不妊治療費助成事業	不妊治療を受けているどちらか一方が市内在住の夫婦に対して治療費の一部を助成	
	不育症治療費助成事業	市内在住の方で、不育症治療を受けている夫婦に対して治療費を助成	
	家庭訪問	新生児や2,500g未満で生まれた赤ちゃん等を家庭訪問保健師、助産師による育児相談等	
	月曜育児健康相談	お子さんの身体計測や発達・食事・歯の健康等の育児相談、電話相談随時	
	母乳育児相談	母乳に関する相談に助産師が対応	
	出前育児相談	おかよし交流センターで、妊婦さんから未就学児を対象に、身体計測や発達・母乳・食事・歯の健康等の育児相談	
	発達育児相談	発達で心配のあるお子さんの相談に、心理相談員が対応 (未就学児対象。初回・未就園児優先)	
電話相談	随時		
さくらんぼ(多胎交流支援事業)	多胎児を育てているお母さんや妊婦さん同士の相談、交流、情報交換の場		
出前育児講座	お母さんたちの集まりの場に出張してお子さんの発達や育児に関する ことについて講座や相談を開催		

※日時・会場については、「広報みよし」などでお知らせしています。

4 子育て支援・保育園等

(1) 保育園

窓口 市役所 保育課

電話 0561-76-5420 ファクシミリ 0561-76-5103

保育園とは、保護者の就労や、病気などのため、家庭でお子さんを保育できないときに保護者に代わって保育する児童福祉施設です。

1 対象者

みよし市に住民登録をされており、実際にみよし市で生活をしている、生後8か月になった翌日から就学前の児童

2 入園要件

児童の保護者が次に掲げるいずれかに該当することが、主な入園要件です。

- (1) 1か月につき60時間以上の就労
- (2) 妊娠、出産
- (3) 保護者の疾病、障がい
- (4) 同居する親族の常時介護・看護
- (5) 災害を受けた
- (6) 求職活動
- (7) 1か月につき60時間以上の就学

3 保育園・小規模保育事業所一覧・幼保連携型認定こども園

	園名	3歳以上児 保育	3歳未満児 保育	延長 保育	特別延長 保育	休日保育
1	筋生保育園(民間運営)	○	○	○		
2	天王保育園(民間運営)	○	○	○	○	○
3	なかよし保育園 (民間運営)	○	○	○		○ (祝日のみ)
4	みどり保育園	○	○	○		
5	打越保育園	○	○	○		
6	城山保育園	○	○	○		
7	明知保育園	○	○ (1,2歳児のみ)	○		
8	すみれ保育園	○	○	○		
9	わかば保育園	○	○	○		
10	黒笹保育園(民間運営)	○	○	○		
11	キッズハウスみよし		○	○		
12	みよしの森ほいくえん		○	○		
13	三好文化こども園 (民間運営)	○	○	○		

※延長保育時間 午後4時～午後7時

(ただし、キッズハウスみよしは午後4時～午後7時30分)

※キッズハウスみよし、みよしの森ほいくえんは、0歳～2歳児が対象の小規模保育事業所です。

4 保育料

- (1) 保護者の市民税等により、保育料が異なります。
- (2) 3歳児から5歳児、第2子以降及び年収360万円未満相当世帯の0歳児から2歳児までのこどもの保育料は0円です。
- (3) 三好文化こども園は入園料等別途上乗せ徴収がかかります。

5 給食費

- (1) 3歳児から5歳児のこどもの給食費は0円です。(0歳児から2歳児までのこどもの給食費は、保育料に含まれています。)
- (2) 三好文化こども園の給食費(3歳児から5歳児)は他の保育園と異なりますので、詳しくは保育課までお問い合わせください

6 定期延長保育料

- (1) 午後4時～1時間未満 …… 100円 (1回につき)
 - (2) 午後5時～1時間未満 …… 100円 (1回につき)
 - (3) 午後6時～1時間未満 …… 100円 (1回につき)
 - (4) 午後7時～午後7時30分 …… 240円 (1回につき) ※キッズハウスみよしのみ
- ※(1)から(3)については、短時間認定者のみ延長保育料が発生します。
※(4)について、特別延長保育となり、標準時間認定者及び短時間認定者の両方とも料金が発生します。

7 手続きに必要なもの

保育園入所申込書等 (保育課にお問い合わせください。)

(2) 一時的保育

窓口 実施保育所

保護者の就労、疾病等により断続的又は一時的に家庭保育が困難となる児童の一時預かり保育を実施します。

1 対象者

近隣に祖父母など保育のできる親族がいない方で、保護者及び本人がみよし市に住民登録をしており、実際にみよし市で生活をしている、生後8か月になった翌日から就学前の未就園の児童

2 利用条件

- (1) 保護者の就労形態により断続的に保育が必要な場合（非定型的保育サービス事業）
- (2) 保護者の疾病、災害、事故、出産、親族の急な看護、介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により緊急かつ一時的に保育を必要とする場合（緊急保育サービス事業）
- (3) 保護者がリフレッシュの為の保育を希望する場合（リフレッシュサービス事業）

3 保育期間（日曜日・祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く）

- (1) 非定型的保育サービス事業
1週につき3日以内、月14日を限度とする
- (2) 緊急保育サービス事業
1か月以内で、日曜・祝日及び利用しない日を除き、14日以内とする
- (3) リフレッシュサービス事業（午前8時30分から午後4時までの間）
1週につき1日を限度とする

4 利用料

- (1) 午前8時から午後4時の間の利用
 - ア 3歳未満児…………… 2,000円（1回につき）
 - イ 3歳以上児…………… 790円（1回につき）
- (2) 平日の午後4時以降の利用（3歳未満児・3歳以上児同じ）
 - ア 午後4時～1時間未満…… 100円（1回につき）
 - イ 午後5時～1時間未満…… 100円（1回につき）
 - ウ 午後6時～午後7時……… 100円（1回につき）

※土曜日については、午後4時まで。

※「保育の必要性の認定」を事前に受けた場合は、3歳児から5歳児までのこどもと、市民税非課税世帯の0歳児から2歳児までのこどもの利用料は、無償化されます。

5 窓口

実施保育所（苅生保育園・わかば保育園・なかよし保育園）。手続きに必要な書類も各園で配布します。

(3) 特別延長保育

窓口 天王保育園

電話 0561-32-2346 ファクシミリ 0561-34-6792

保護者の就労状況、家庭の事情等により平日に午後7時をこえて、緊急時には翌日の午前7時30分まで児童を保育します。

1 対象者

市内保育所に入所中の児童で、家庭内や親族に保育する方がいない児童

※ただし、天王保育園在籍児童以外の利用については、保護者等が疾病、事故等の突発的な事由により保育ができない場合に限りお預かりします。

2 保育期間

必要とする期間

3 利用料

- (1) 午後7時～1時間未満…………… 240円（1回につき）
- (2) 午後8時～1時間未満…………… 100円（1回につき）
- (3) 午後9時～1時間未満…………… 100円（1回につき）
- (4) 午後10時～翌日午前7時30分… 2,200円（1回につき）

4 手続きに必要なもの

特別延長保育事業利用申込書等

(4) 休日保育

窓口 天王保育園

電話 0561-32-2346 ファクシミリ 0561-34-6792

なかよし保育園

電話 0561-32-3048 ファクシミリ 0561-34-6786

保護者の就労、疾病等により休日に家庭での保育が困難となる児童を保育します。

1 対象者

市内保育所に入所中の児童で、家庭内や親族に保育する方がいない児童

2 保育期間

必要とする期間又は利用を希望する日

3 実施日

日曜日・祝日（ただし、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く。）

※休日保育を利用する方は、利用する週の月曜日から土曜日までの間の1日が、保育園お休みとなります。

4 実施園

	園名	利用可能日
1	天王保育園	日曜日・祝日
2	なかよし保育園	祝日

上記以外の市内保育所に入所している場合も、申込みをすることで上記保育所の休日保育の利用が可能です。

5 開所時間

午前7時30分～午後6時（基本の保育時間は午前8時から午後4時まで。ただし保護者の勤務時間及び通勤時間の状況に応じた時間）

6 利用料

利用料については、保育標準時間認定の方は午前8時から午後6時まで、保育短時間認定の方は午前8時から午後4時までの保育料に含まれます。

保育短時間認定の方の午後4時以降の利用料については、次のとおり別途料金がかかります。

(1) 午後4時～1時間未満…… 100円（1回につき）

(2) 午後5時～午後6時……… 100円（1回につき）

7 手続きに必要なもの

休日保育事業利用申込書等

(5) 病児・病後児保育

窓口 市役所 保育課

電話 0561-76-5420 ファクシミリ 0561-76-5103

みよし市民病院 小児科

電話 0561-33-3300 ファクシミリ 0561-33-3308

病气やけがの回復期にある児童又は回復期に至らない児童を病院等に付設された専用施設で保育します。

1 対象者

市内在住の児童で、生後8か月から小学校6年生までの病児・病後児（名古屋市相互利用あり）

2 保育期間

午前8時30分から午後5時まで（緊急時の延長は午後6時まで）

※休園日：土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日まで

3 保育場所

みよし市民病院院内保育所「Qの家（おうち）」

4 利用料

2,000円／日 ※緊急時の延長は500円／30分

5 手続きに必要なもの

病児保育利用基本台帳等

※原則利用日前日の午後3時までに申し込み

(6) 放課後児童クラブ

窓口 市役所 学校教育課
又は各児童クラブ

電話 0561-32-8028 ファクシミリ 0561-34-4379

放課後児童クラブは、昼間労働などで保護者が家庭にいない児童を対象に、自主活動や遊びを中心とした活動を通じて児童の安全な居場所を確保します。

1 対象者

次のいずれかに該当する市内小学校在学中の1～6年生

- (1) 保護者が昼間家庭内外で家事以外の労働（内職を除く）をしている場合
- (2) 保護者が病気や怪我をしている場合
- (3) 保護者が同居する病人や障がい者の世話をしている場合
- (4) (1)～(3)までに類すると教育委員会が認める場合

※定員を超える申込があった場合は、学年や就労状況等により入所決定します。

2 開所時間

- (1) 通常 …………… 小学校の放課後から午後7時まで
- (2) 祝日・学校代休日 …… 午前7時30分から午後7時まで
- (3) 長期学校休業日 …… 午前7時30分から午後7時まで

※土曜日及び日曜日、5月3日から同月5日まで、8月13日から同月15日まで及び12月29日から翌年1月4日までは休所日です。

※午前8時以前及び午後6時以降の利用ができるのは、就労証明等により必要性が認められる方に限ります。

3 利用料

(1) 通年利用	
5,200円	8月を除く
9,500円	8月
(2) 長期休業日	
3,000円	夏休みの7月
9,500円	夏休みの8月
開所1日あたり500円	春休み、冬休み

4 実施場所

- (1) 中部児童クラブ（中部小学校体育館南）
- (2) 北部児童クラブ（北部小学校正門前）
- (3) 南部児童クラブ（南部小学校舎内）
- (4) 天王児童クラブ（天王小学校運動場東）
- (5) 三吉児童クラブ（三吉小学校南校舎北）
- (6) 三好丘児童クラブ（三好丘小学校舎内）
- (7) 緑丘児童クラブ（緑丘小学校舎内）
- (8) 黒笹児童クラブ（黒笹小学校舎内）

(7) 親子通園ルーム「ふたば」

窓口 親子通園ルームふたば
市役所 保育課

電話 0561-32-0213
電話 0561-76-5420

発達がゆっくりなお子さんや子育てに不安を感じている保護者が親子で通園し、ふれあい、いろいろな遊びを通して、保護者と共にお子さんの育ちを支援していきます。

1 対象者

1歳～3歳くらいまでの乳幼児及び保護者

2 場所

市民活動センター2階

3 活動日

火曜日～金曜日で曜日によってグループに分かれ、親子で通園

(8) 児童発達支援事業所「よつば」

窓口 児童発達支援事業所よつば
市役所 保育課

電話 0561-32-1133 ファクシミリ 0561-34-6795
電話 0561-76-5420

心身の発達上に支援が必要なお子さんが単独で通所するところです。一人ひとりにあった支援をおこない、お子さんの成長、発達を促します。また、ご家族と一緒にお子さんの育ちを支援していきます。

1 事業所名

みよし市児童発達支援事業所よつば

2 対象者

3歳～5歳の幼児

3 場所

明知保育園内

(9) こども相談窓口

児童虐待、子育てに関する相談を受けます。

1 対象者

18歳未満の児童及び保護者

2 窓口

※祝日・年末年始は除く

相談の種類	受付時間	場所・問い合わせ先
こども・子育て相談 (しつけ、癖、発達など)	月～金曜日 午前9時～午後5時	市役所 こども相談課内 【こども相談電話】32-0910
家庭教育に関する相談 (教育環境、人間関係など)		
児童虐待相談 (頻繁な怒鳴り声や泣き声が聞こえるなど)		
教育に関する相談 (家庭・学校・不登校・ 特別支援教育)	毎週月曜日 午前9時～午後4時	みよし市教育センター学びの森 電話33-5010 ※心理士への相談には予約が必要です。
	毎週火曜日 午前9時～午後4時	
	毎週水曜日 午前9時～午後4時	
	毎週木曜日 午前9時～午後4時	
	毎週金曜日 午前9時～午後5時	
	毎週木曜日 午後6時～午後8時	市役所 学校教育課 電話32-8026 ※心理士への相談には予約が必要です。

(10) 子育て支援センター

窓口 各地区子育て支援センター

電話・ファクシミリは160ページ参照

1 相談事業

こどもの発育発達、生活習慣、しつけ、遊びなどの育児に関する相談を受け付けます。

(1) 対象者

乳幼児を扶養している保護者

(2) 相談方法

電話、面接、訪問

(3) 場所

ア なかよし地区子育て支援センター（子育て総合支援センター内）

イ 三好丘地区子育て支援センター（みどり保育園内）

ウ みなよし地区子育て支援センター（打越保育園内）

エ 黒笹地区子育て支援センター（黒笹保育園内）

2 子育て支援

(1) わくわくルーム（2歳児親子）

(2) ぴよちゃんルーム（1歳児親子）

(3) あかちゃんルーム（0歳児親子）

(4) 保育園開放（園庭開放）

(5) かんがるーのへや

(6) 育児講座

(7) 子育て啓発情報誌「すこやか」「みよし市子育てサポートガイド」発行

(8) 子育てサークル支援

3 子育てふれあい広場

場 所	子育て総合支援センター	カリヨンハウス1階
閉 所 日	(1) 日・月曜日 (2) 年末年始 (12月28日から翌年1月4日まで)	(1) 月曜日 (月曜日が祝日の場合は翌平日) (2) 年末年始 (12月29日から翌年1月3日まで)
時 間	午前9時～午後5時	午前9時～午後5時
利用対象者	0歳から未就学児の親子等	0歳から未就学児の親子等
子育て相談	開館時間内で随時	開館時間内で随時

(11) ファミリー・サポート・センター

窓口 みよし市ファミリー・サポート・センター
(子育て総合支援センター内)

電話・ファクシミリ 0561-34-2228

育児の応援をしてほしい方（依頼会員）と育児の応援をしたい方（援助会員）がお互いに助け合う会員組織です。

1 会員の条件

(1) 依頼会員

市内在住・在勤・在学で、生後2か月から小学校6年生までのこどもの保護者（病児・病後児の場合、生後8か月から小学校6年生まで）

(2) 援助会員

市内在住で心身ともに健康で、有償で育児の援助をしてくれる

2 利用について

曜日	時間	料金
月曜日～金曜日	午前7時～午後7時	700円/時 (病児・病後児の場合 1,200円/時)
	上記以外の時間	800円/時 (病児・病後児の場合 1,300円/時)
土・日・祝日及び 12月29日～ 翌年1月3日	午前7時～午後7時	800円/時 (病児・病後児の場合 1,300円/時)
	上記以外の時間	900円/時 (病児・病後児の場合 1,400円/時)

※こども1人につき1時間あたりの基準額。病児・病後児預かり活動への助成金あり

(12) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

窓口 市役所 こども相談課

電話 0561-76-5310 ファクシミリ 0561-34-4379

保護者が病気、その他の理由により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、児童を一時的に児童福祉施設において養育します。

1 対象者

18歳未満の児童

2 利用理由

傷病、疲労、災害、事故、出産、看護、冠婚葬祭等

3 利用期間

7日以内（宿泊をとまなう）

4 実施施設

児童福祉施設

5 利用料

児童1人につき、1日あたり

2歳未満児…………… 0円～5,350円

2歳以上児…………… 0円～2,750円

(13) 母子生活支援施設入所

窓口 市役所 こども相談課

電話 0561-76-5310 ファクシミリ 0561-34-4379

配偶者がいないか又はこれに準ずる事情にある母親が、18歳未満の児童を養育していくことが困難となった場合に、その母親の申し出に基づき、児童と一緒に母子生活支援施設へ保護し、生活を安定するための相談・支援活動により生活の再建（自立）を支援します。

1 対象者

配偶者がいないか又はこれに準ずる事情があり、18歳未満の児童を養育していくことが困難となった母親及びその児童

2 利用者負担

入所者の所得税等により、費用が異なります。

(14) 助産施設入所

窓口 市役所 こども相談課

電話 0561-76-5310 ファクシミリ 0561-34-4379

経済的理由により入院助産を受けることが困難な妊産婦からの申し込みによって助産施設に入所して、助産することができます。

1 対象者

経済的理由により入院助産を受けることが困難な妊産婦

2 利用者負担

入所者の所得税等により、費用が異なります。

(15) 子どもの学習・生活支援事業

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

就学援助対象世帯等の経済的に学習の機会に恵まれない子どもや、不登校等の生きづらさを抱えた子どもに対し、少人数形式による学習指導を行い、学習習慣の定着、学力向上及び生活習慣の改善を目的とした支援を行います。

1 対象者

- (1) 市内在住の就学援助対象世帯、ひとり親世帯等の小学生、中学生
- (2) 生きづらさを抱える小学生・中学生

2 事業内容

- (1) 学習支援
学習習慣の定着や学力向上を目標に一人一人の学習ペースに合わせた支援を行います。
- (2) 生活支援
生活習慣の改善や家庭・学校以外でのコミュニケーションを通じて、社会性を身に付けるための支援を行います。
- (3) 進路相談支援
進路選択の相談・助言を行います。

3 場所

みよし市三好町地内
(詳しくは、福祉課にお問い合わせください。)

4 日時

毎週木曜日 午後5時30分から午後7時30分

5 利用料

無料

6 申込方法

福祉課にお問い合わせください。
事業運営法人と簡単な面談の実施後に、利用申込書を提出していただきます。

7 その他

随時、学習ボランティアを募集しています。子どもたちのチャレンジを応援したいという方は、福祉課までお問い合わせください。

第3 高齢者福祉に関すること

1 高齢者福祉に関する窓口

取扱事項	窓口
<p>在宅生活の支援 高齢者配食サービス、高齢者日常生活用具の給付、緊急通報システム、ひとり暮らし高齢者等登録、認知症高齢者等家族支援サービス、認知症高齢者等あんしん補償事業、認知症カフェ、認知症家族介護者交流会</p> <p>施設への入所 養護老人ホームへの入所措置</p> <p>交通・住宅の助成等 シルバーハウジング、高齢者住宅改修費支給、高齢者さんさんバス料金助成、高齢者等タクシー料金助成</p> <p>手当・介護用品の給付等 在宅介護者等介護手当の支給、家族介護用品の支給、在日外国人福祉給付金の支給</p> <p>社会活動・長寿お祝い 老人憩いの家の利用、高齢者訪問、敬老金の支給</p> <p>介護保険サービス利用者負担の軽減 社会福祉法人等による利用者負担の軽減、障がい者ホームヘルプサービス利用者負担の軽減</p> <p>介護保険 介護保険サービス〔要介護（要支援）認定の申請・介護保険料の徴収・その他介護保険に関すること〕</p> <p>その他 障がい者控除対象者認定書の交付、医療費（おむつ）控除証明書の交付</p>	<p>市役所 長寿介護課 電話32-8009</p>
<p>訪問看護事業</p>	<p>みよし市訪問看護ステーション （みよし市民病院内） 電話33-3500</p>
<p>高齢者（成人）保健事業〔健康教育、健康相談、訪問指導、保健指導、健康診査〕、後期高齢者医療・後期高齢者福祉医療費の支給</p>	<p>市役所 保険健康課 （高齢者（成人）保健事業） 電話76-5880 （後期高齢者医療等） 電話32-8016</p>

取扱事項	窓口
<p>在宅生活の支援 高齢者にかかわる総合的な相談支援、介護全般に関する相談、福祉制度利用に関する相談、成年後見制度の利用支援</p>	<p>おかよし 地域包括支援センター （カリヨンハウス内） 電話33-4177</p> <p>きたよし 地域包括支援センター （ケアハウス「寿睦苑」内） 電話33-0791</p> <p>なかよし 地域包括支援センター （福祉センター内） 電話34-6811</p> <p>みなよし 地域包括支援センター （みよし市民病院内） 電話33-3502</p>
<p>就業機会の提供 請負事業、派遣事業、企画提案型事業（自主事業）</p>	<p>シルバー人材センター 電話34-1988</p>
<p>在宅生活の支援 福祉センターの利用、地域包括支援センター事業、日常生活自立支援事業、成年後見支援センター事業</p> <p>福祉用具、福祉車両の貸出 車いす・携帯車いす・歩行器の貸出、福祉車両の貸出</p> <p>社会活動・団体活動・その他 ボランティア活動、地域福祉活動助成事業、ふれ愛電話、高齢福祉事業「おしゃべり会」、地域見守り活動事業「みまもっ手」、高齢者運転免許自主返納支援事業</p>	<p>社会福祉協議会 電話34-1588</p>
<p>市営住宅 市営住宅使用料の減免 シルバーハウジングの申し込み</p>	<p>市役所 生活環境課 電話32-8018</p>
<p>県営住宅 シルバーハウジングの申し込み</p>	<p>愛知県住宅供給公社 三河住宅管理事務所 豊田加茂支所 電話0565-34-2001</p>

2 在宅生活の支援

(1) 高齢者配食サービス

窓口	市役所 長寿介護課 各地域包括支援センター	電話 0561-32-8009 109ページ参照	ファクシミリ 0561-34-3388
----	--------------------------	-----------------------------	---------------------

配食を通して、「安否確認」を行う福祉サービスです。65歳以上の買い物等が困難な方に対して、定期的にお家を訪問し、栄養バランスのとれた食事を手渡しします。

1 対象者

食のアセスメントによりサービスを利用することが適切であると認められる次のいずれかに該当する方

- (1) 65歳以上のひとり暮らしの方
- (2) 65歳以上のみの世帯に属する方
- (3) (1)又は(2)に準ずる方（※要相談）

2 サービス内容

週7回以内、1日1食の昼食又は夕食を配食

3 利用料

- | | |
|--------|----------------------|
| 1食 普通食 | 300円（おかずのみの場合は、250円） |
| 健康管理食 | 500円（おかずのみの場合は、450円） |

4 手続きに必要なもの

申請書のほか、地域包括支援センターが作成するアセスメント票の添付が必要です。

(2) 高齢者日常生活用具の給付

窓口 市役所 長寿介護課
各地域包括支援センター

電話 0561-32-8009 ファクシミリ 0561-34-3388
109ページ参照

援護を必要とする高齢者及びひとり暮らしの高齢者の日常生活の便宜を図るため、用具を給付します。

1 対象者

- (1) 65歳以上で、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らしの方
- (2) 65歳以上で、足腰の衰え等により歩行に不安のある方
- (3) 65歳以上で、両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で医師より補聴器の装用が必要と判断されたものであって、聴覚障がいによる身体障がい者手帳を持っていない方

2 給付品目

- (1) 電磁調理器（火を使わない調理器具）
- (2) 自動消火器（自動的に消火剤を噴出する消火器）
- (3) シルバーカー（歩行補助用具）
- (4) 高齢者難聴用補聴器（管理医療機器認証を取得したもの）

3 利用者負担額

生計中心者の前年度市民税所得割額が

- | | |
|-------------------------|---------|
| (1) 非課税世帯 | 0円 |
| (2) 10,000円以下の世帯 | 16,300円 |
| (3) 10,001円～30,000円の世帯 | 28,400円 |
| (4) 30,001円～80,000円の世帯 | 42,800円 |
| (5) 80,001円～140,000円の世帯 | 52,400円 |
| (6) 140,001円以上の世帯 | 全額 |

※シルバーカーは、購入費の2分の1（上限10,000円）を助成。利用者は、残額を負担。

※高齢者難聴用補聴器は、市民税課税世帯の方 購入費の2分の1（上限15,000円）、市民税非課税世帯の方 購入費の2分の1（上限30,000円）を助成。利用者は、残額を負担。

(3) 緊急通報システム

窓口 市役所 長寿介護課
各地域包括支援センター

電話 0561-32-8009 ファクシミリ 0561-34-3388
109ページ参照

在宅の緊急事態の発生が予想されるひとり暮らし高齢者、在宅のひとり暮らし重度身体障がい者等の急病や事故などの緊急事態に対処できる緊急通報システム機器一式を貸出し、対象者の安全確保を図るとともに、日常生活の不安を軽減します。

1 対象者

- (1) 緊急事態の発生が予想される65歳以上のひとり暮らしの方
- (2) ひとり暮らしの重度身体障がい者
- (3) 緊急事態の発生が予想される65歳以上の方又は重度身体障がい者で構成された世帯の世帯主

※上記以外に対象となる場合がありますので、詳しくは窓口までお問合せください。

2 サービス内容

緊急通報システム機器一式を貸出し、ボタンを押すことにより自動的に尾三消防本部に通報され、必要な措置がとられます。

3 利用料

- (1) 機器設置・撤去の費用等 ……………市負担
- (2) 通話料金等 ……………本人負担

※原則、NTTアナログ回線が必要です。

(4)ひとり暮らし高齢者等登録

窓口 市役所 長寿介護課 電話 0561-32-8009 ファクシミリ 0561-34-3388
各地域包括支援センター 109ページ参照

緊急事態に備え、居住状況や家族状況等の内容を登録していただきます。

1 対象者

市内に住所があり、医療法、老人福祉法、介護保険法に基づく施設等に入所していない次のいずれかに該当する方

- (1) 65歳以上のひとり暮らしの方
- (2) 65歳以上の方のみで構成される世帯の方

2 内容

居住状況や家族状況を登録していただきます。登録いただいた情報は、尾三消防本部等に提供し、急病や事故等の緊急事態に対処します。

3 登録項目

家族構成、主な疾病、福祉サービスの利用状況、住居の状況、緊急連絡先

※登録した内容を、緊急事態発生時等に、豊田警察署及び尾三消防本部並びに地域包括支援センター、行政区、民生児童委員及びみよし市社会福祉協議会に提供することに同意していただくことが必要です。

(5) 認知症高齢者等家族支援サービス

窓口 市役所 長寿介護課
各地域包括支援センター

電話 0561-32-8009 ファクシミリ 0561-34-3388
109ページ参照

外出中に行方不明になる可能性のある高齢者等を介護している方に、位置探索用の端末装置を貸出し、行方不明高齢者等の早期発見と安全の確保に役立てます。

1 対象者

市内に居住する次のいずれかに該当する方を在宅で介護する方

- (1) 65歳以上で外出中に行方不明になる可能性のある方
- (2) 要介護又は要支援認定を受け、主治医意見書により外出中に行方不明になる可能性が認められる40歳以上65歳未満の方

2 サービス内容

(1) ココセコム(GPS衛星)

位置情報端末機を貸出し、介護者がインターネットで探索する。もしくはオペレーションセンターに連絡し探索を依頼します。その結果、介護者が保護に向います。

(2) ミマモルメ(GPS衛星)

位置情報端末機を購入し、介護者がミマモルメアプリで探索します。

※(1)又は(2)のうち、いずれか1つを貸与します。

3 利用料

(1) ココセコム

ア 基本料金 月1,320円(税込) インターネットによる位置検索料金含む

※電話による検索 1回220円(税込)

※その他、標準充電器(2,750円(税込))またはバッテリー充電器(6,490円(税込))代金が必要となります。

(2) ミマモルメ

ア 基本料金 月638円(税込)

イ 位置検索料金 無料 ※検索回数は、無制限

※充電アダプター等は別途購入が必要となります。

(6) 認知症高齢者等あんしん補償事業

窓口 市役所 長寿介護課

電話 0561-32-8009 ファクシミリ 0561-34-3388

各地域包括支援センター

109ページ参照

認知症高齢者等の情報を市に事前に登録することにより、認知症高齢者等が行方不明になった場合において、早期に発見・保護するために当該情報を役立てます。

登録者は、市が契約者となる個人賠償責任保険に加入され、外出中の事故などでご家族などが損害賠償責任を負った場合に、損害賠償保険金の支払いを受けることができます。

また、希望される方には、QRコード付き「見守りシール」を交付し、行方不明となった際の発見者と家族との連絡体制をつくります。

1 対象者

認知症若しくは認知症の疑いのある方（若年性認知症を含む。）又は障がい者（知的障がい及び精神障がいに限る。） ※施設入所者は、登録できません。

2 手続きに必要なもの

- (1) 登録申請書
- (2) 登録者の写真
- (3) 介護保険の認定がない方は、認知症チェックリスト
- (4) 知的障がいのある方は、療育手帳の写し
- (5) 精神障がいのある方は、精神障がい者保健福祉手帳の写し

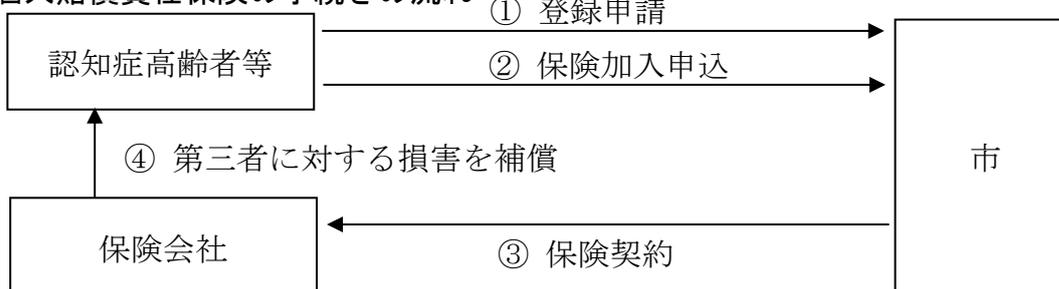
3 補償額の上限

個人賠償責任保険 5億円

4 保険料

市が負担します。

5 個人賠償責任保険の手続きの流れ



6 QRコード付き見守りシールの交付を希望する場合

登録申請書の交付希望欄に交付を希望する旨を記載してください。

7 QRコード付き見守りシールの利用方法

- (1) 見守りシールを対象者の衣服などに貼り付けます。
- (2) 発見者が見守りシールのQRコードをスマートフォンなどで読み取ることにより、ご家族にメールで通知されます。

(7) 認知症カフェ

窓口 市役所 長寿介護課
各地域包括支援センター

電話 0561-32-8009 ファクシミリ 0561-34-3388
109ページ参照

認知症の人や介護されているご家族、認知症に関心のある人や医療や福祉の専門職など、誰でも参加できる居場所です。みんなでおしゃべりしたり、気兼ねなく日頃の悩みを相談したり、認知症のことを学んだりします。

名称	内容	日時	場所	費用	担当包括
わらかど	参加者同士の談話、音楽、体操	毎月8のつく日 14:00～15:30	三好丘旭 1-4-8	無料	おかよし
オリーブ	脳トレ、回想法、大正琴、歌、健康体操など	毎月第4木曜日 13:30～15:00	社会福祉法人翔寿会 談話室キャロット (福谷町寺田4)	無料	きたよし
にこにこサロン	参加者同士の談話、薬剤師などによる相談	毎月第2木曜日 14:00～15:00	うどん店和來～wara～	無料	なかよし

(8) 認知症家族介護者交流会

窓口 市役所 長寿介護課
各地域包括支援センター

電話 0561-32-8009 ファクシミリ 0561-34-3388
109ページ参照

認知症の家族の方を介護している方が、不安や困りごとを相談し、一緒に考えていくための交流会を開催します。

1 対象者

家族を介護している方

2 内容

- (1) 介護情報の提供
- (2) 介護者同士の交流

3 申込み

不要

4 開催日

毎月第4金曜日
(12月は第3金曜日)

5 開催場所

みよし市役所会議室

(9) 福祉センターの利用

窓口 みよし市社会福祉協議会（福祉センター） 電話 0561-34-1588 ファクシミリ 0561-34-5860

高齢者、心身障がい者（児）等の健康増進と機能回復訓練、各種福祉団体の活動の場、また、みよし市社会福祉協議会の事務所、ボランティアセンター等の総合的社会福祉施設として利用しています。

1 利用者

- (1) 福祉等に関する団体（民間事業所等は除く。）
- (2) 福祉等に関する個人

2 利用日

月曜日から金曜日まで（祝日及び年末年始を除く。）

3 施設概要

福祉センター

- 1階：機能回復訓練室、浴室、相談室A・小多目的室、事務室
- 2階：会議室A、相談室B、教養娯楽室（和室）、ボランティア室
- 3階：大ホールA・B、会議室B、多目的室

(10) 地域包括支援センター

窓口 各地域包括支援センター

電話・ファクシミリ 下表参照

地域包括支援センターは、包括的支援事業を一体的に実施する機関です。保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士といった専門職種を配置し、その専門知識や技能を互いに活かしながら、高齢者の抱える生活課題を解決し、地域でのその人らしい尊厳ある生活を継続するために必要な援助、支援を包括的に行うことを目的としています。

また、地域包括ケアシステムを構築する上で、中心的な役割を担っています。

1 対象者

高齢者（おおむね65歳以上の方）

2 内容

- (1) 介護予防事業のケアマネジメント
- (2) 高齢者にかかわる総合的な相談・支援
- (3) 虐待の防止・早期発見のための権利擁護事業
- (4) 支援困難ケースの対応等
- (5) 成年後見制度の利用支援

3 相談日

月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで

（おかよし地域包括支援センターは午前9時から午後5時45分まで）

（12月29日から翌年1月3日まで及び祝日を除く。）※ 緊急相談対応は24時間体制

4 概要

施設名	担当地域	所在地	連絡先
おかよし地域包括支援センター	三好丘中学校区	みよし市三好丘二丁目2番地1 （カリヨンハウス内）	電話33-4177
きたよし地域包括支援センター	北中学校区	みよし市福谷町寺田4番地 （ケアハウス「寿睦苑」内）	電話33-0791
なかよし地域包括支援センター	三好中学校区	みよし市三好町陣取山39番地5 （福祉センター内）	電話34-6811
みなよし地域包括支援センター	南中学校区	みよし市三好町八和田山15番地 （みよし市民病院内）	電話33-3502

(11) 成年後見制度の利用支援

窓口	市役所 福祉課	電話 0561-32-8010	ファクシミリ 0561-34-3388
	長寿介護課	電話 0561-32-8009	ファクシミリ 0561-34-3388
	成年後見支援センター	電話 0561-33-5020	ファクシミリ 0561-34-5860

認知症の高齢者、精神障がい者又は知的障がい者など判断能力の不十分な方々の権利を保護（財産管理や身上監護）するために、成年後見制度に関する相談に応じています。

成年後見制度利用に当たり、必要とする費用を負担することが困難な方には、申立費用及び成年後見人等の報酬を助成する成年後見制度利用支援事業があります。また、身寄りがない等、申立者が不在の場合に本人に代わって市長が家庭裁判所に後見開始等の申立（市長申立）を行っています。

1 成年後見支援センター

成年後見支援センターでは、成年後見制度の説明や手続きに関する相談、成年後見人等からの相談について専門の相談員が常駐して対応します。秘密は厳守されます。

(1) 相談日

月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く）の午前9時から午後5時まで

(2) 相談場所

みよし市立ふれあい交流館内

(3) 相談料

無料

(4) その他

事前予約が必要です。電話番号：0561-33-5020（くらし・はたらく相談センター共通）

2 成年後見制度利用支援事業助成対象者

(1) 生活保護を受けている方

(2) 中国残留邦人等支援法による支援給付等を受けている方

(3) 社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度の対象者の要件に該当する方

(4) その他成年後見等開始審判の申立に要する費用を負担することが困難であると市長が認めた方

3 市長申立について

本人に代わって市長が家庭裁判所に後見開始等の審判請求を行う方は、判断能力が不十分で次のいずれかに該当する方

(1) 配偶者及び2親等内の親族のいない方

(2) 4親等内の親族で審判請求する人がいない方

(12) 日常生活自立支援事業

窓口 みよし市社会福祉協議会（福祉センター） 電話0561-34-1588 ファクシミリ 0561-34-5860

福祉サービス利用のお手伝いをします。それに併せて、日常的なお金の出し入れ、生活に必要な事務手続き、大切な書類を預かるなどのお手伝いをします。

1 対象者

判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など

2 内容

- (1) 福祉サービス利用援助
- (2) 日常的金銭管理サービス
- (3) 書類等の預かりサービス

3 利用料

内 容	利 用 料
(1) 福祉サービス利用援助	1回 1,200円
(2) 日常的金銭管理サービス	※生活保護世帯は無料
(3) 書類等の預かりサービス	月額250円

4 利用日

月曜日から金曜日まで（祝日及び年末年始を除く。）

(13) 生活支援員派遣事業

窓口 みよし市社会福祉協議会（福祉センター） 電話0561-34-1588 ファクシミリ 0561-34-5860

福祉サービス利用のお手伝いをします。それに併せて、日常的なお金の出し入れ、生活に必要な事務手続き、大切な書類を預かるなどのお手伝いをします。

1 対象者

日常生活に不安を抱えている身体障がい者、身体に不自由のある高齢者、みよし市生活困窮者自立支援事業の支援決定者などで、自分ひとりで契約することが不安な方や、お金の出し入れ、書類の管理などをするのに不安のある方

2 内容

3 利用料

4 利用日

（12）日常生活自立支援事業と同じです。

(14) 訪問看護ステーション

窓口 みよし市訪問看護ステーション（みよし市民病院内）

電話 0561-33-3500

訪問看護事業

かかりつけの医師の指示により、看護師が皆さまの家庭を訪問し、本人と介護者の希望にそった療養上の世話や医療処置などの看護サービスを行います。

1 対象者

病気やけがなどにより家庭で療養している状態で、医師の診察又は訪問診療を受けている方

2 サービスの内容

相談・介護指導、状態の観察、清潔のケア、食事・排泄のケア、服薬管理、床ずれの予防や傷の手当、軽い運動、医療処置、ターミナルケア、チューブ・酸素等の管理など

3 利用方法

医療保険を利用の方は主治医に、介護保険を利用の方は主治医と介護支援専門員に相談し、医師から訪問開始の指示が出た後、利用申込をしていただき訪問の内容・日程を決めます

4 業務時間

月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（12月29日から翌年1月3日まで、及び祝日を除く。）ただし、緊急時は状態に応じて電話相談・訪問します

5 利用料

医療保険の利用か、介護保険の利用かによって異なります

3 施設への入所

(1) 養護老人ホームへの入所措置

窓口 市役所 長寿介護課

電話 0561-32-8009 ファクシミリ 0561-34-3388

養護老人ホームは、家庭環境や経済上の理由により、家庭で生活することが困難な高齢者が入所する施設です。みよし市老人ホーム入所判定審査会が、老人福祉法の規定による養護老人ホームへの入所が必要と判断したときは、養護老人ホームへの入所措置を行います。

1 対象者

65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により家庭で生活することが困難な方

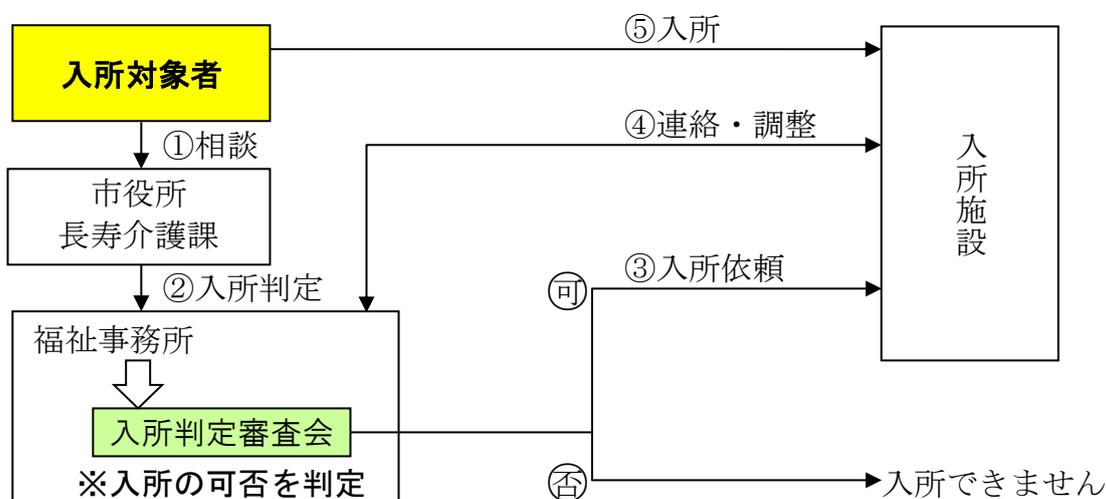
2 入所費用

- (1) 本人 前年の収入に応じて負担
- (2) 扶養義務者 当該年度分の市民税及び前年分の所得税額の状況により負担

3 その他

入所判定審査会での審査が必要です。
※入所判定審査会は、随時開催します。

4 入所の流れ



4 交通・住宅の助成等

市営住宅使用料の減免

窓口 市役所 生活環境課 電話 0561-32-8018 ファクシミリ 0561-76-5702

52ページ (13)市営住宅使用料の減免を参照してください。

高齢者・障がい者住宅改修費支給

窓口 市役所 長寿介護課 電話 0561-32-8009 ファクシミリ 0561-34-3388

54ページ (14)高齢者・障がい者住宅改修費支給を参照してください。

居住安全（バリアフリー）改修工事に伴う固定資産税の減額制度

窓口 市役所 税務課 電話 0561-32-8019 ファクシミリ 0561-32-2585

55ページ (15)居住安全（バリアフリー）改修工事に伴う固定資産税の減額制度を参照してください。

(1) シルバーハウジング

窓口	市役所 長寿介護課（サービス提供）	電話 0561-32-8009
		ファクシミリ 0561-34-3388
	生活環境課（市営住宅）	電話 0561-32-8018
		ファクシミリ 0561-76-5702
	愛知県住宅供給公社	
	三河住宅管理事務所 豊田加茂支所	電話 0565-34-2001

シルバーハウジングは、高齢者の生活に配慮した、段差を抑えたバリアフリー構造や異変を知らせる設備等を有する住戸で、生活援助員による見守り等の福祉サービスの提供を受けながら、自立した安全かつ快適な生活を営むことを目的とした住宅です。

1 対象住宅

市営・・・福谷住宅
県営・・・中島住宅、福谷住宅

2 対象者

市営・県営住宅に入居するための一般的な要件（所得制限等）のほか、次の(1)から(3)の項目を満たす方が対象です。

(1) 年齢及び世帯構成は、次のいずれかに該当すること。

- ア 申込者自身が65歳以上の夫婦世帯（配偶者は60歳以上）
- イ 申込者自身が65歳以上の親族からなる二人世帯（同居者は60歳以上）
- ウ 65歳以上の単身者

(2) 日常生活は、次のいずれかに該当し、支障なく送れること。

- ア 申込者及び同居者は日常生活に支障のない程度に健常であること。
- イ 常時介護の必要な単身者は、住戸内で必要な介護を受けられていること。

(3) 次の契約を結ぶことができること。

- ア 生活援助員の派遣等に関する契約を入居する日までに結ぶこと。
- イ 緊急通報システム用のNTTアナログ電話回線に加入すること。

3 サービス提供の内容

(1) 生活援助員による見守り等の福祉サービス

- ア 電話及び訪問による生活指導・相談、安否確認
- イ 緊急時の対応
- ウ 関係機関等との連絡
- エ その他日常生活上必要な援助

(2) 緊急通報システムの設置

入居者の身体の急変、火災などの緊急時に尾三消防本部に通報する装置を設置し、適切な対応が可能となっています。

(2) 高齢者さんさんバス料金助成

窓口 市役所 長寿介護課

電話 0561-32-8009 ファクシミリ 0561-34-3388

市内在住の高齢者に対し、さんさんバスの料金を助成します。

1 対象者

市内在住の65歳以上の高齢者

2 助成内容

さんさんバスを利用したときの料金全額

3 利用方法

さんさんバスに乗車する際に、年齢及び住所の分かる身分証明書を運転手に提示してください。

※身分証明書の例：運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカードなど

(3) 高齢者等タクシー料金助成

窓口 市役所 長寿介護課

電話 0561-32-8009 ファクシミリ 0561-34-3388

要介護1から5までに認定されている者であって、在宅で介護されている市内在住の人に対し、タクシー料金を助成します。

1 対象者

要介護1から5までに認定されている者であって在宅で介護されている市内在住の人

2 助成内容

タクシー料金助成利用券を年間一冊（36枚分）

3 利用方法

(1) 料金助成利用券に必要事項を記入し、介護保険証を提示の上、タクシーの運転手にお渡しください。

(2) 利用券1枚につき630円とし、1回の乗車につき（630円毎に）最大6枚まで使用することができます。

(3) 乗車料金以上分の利用券を使用することはできません。

(4) 心身障がい者タクシー料金助成の対象である高齢者については対象外です。心身障がい者タクシー料金助成を申請してください。

4 適用会社

料金助成利用券に記載してある会社のみ適用

5 手続きに必要なもの

- (1) 申請書
- (2) 要介護認定を受けた介護保険証

6 その他

- (1) 助成料金を超える分については、実費負担となります。
- (2) 料金助成利用券を紛失した場合など、再交付はできませんのでご注意ください。
- (3) 翌年度分は、現年度の3月1日(土日祝の場合は翌開庁日)から申請を受け付け、後日交付となります。

5 手当・介護用品の給付等

(1) 在宅介護者等介護手当の支給

窓口	市役所 長寿介護課 各地域包括支援センター	電話 0561-32-8009 ファクシミリ 0561-34-3388 109ページ参照
----	--------------------------	---

要介護に認定された65歳以上の高齢者を、在宅で介護している介護者又は高齢者本人に対し、手当を支給します。

1 対象者

市内に引き続き1年以上居住し、要介護3から5までに認定された65歳以上の高齢者を在宅で介護している介護者又は高齢者本人

※在宅で介護を受けている高齢者が、施設等入所又は医療機関入院の場合は対象となりません。

2 手当額

月額3,000円

3 給付月

4月から9月まで及び10月から3月までの分を一括して支給します。

※手当を支給すべき事由が消滅した場合、手当の支給を停止した場合、その他市長が必要と認めた場合は随時に支給します。

(2) 家族介護用品の支給

窓口	市役所 長寿介護課 各地域包括支援センター	電話 0561-32-8009 ファクシミリ 0561-34-3388 109ページ参照
----	--------------------------	---

在宅で高齢者などを介護している家族を対象に、介護用品（紙おむつと尿取りパッド）を支給することにより、介護家族の身体的、経済的負担の軽減を図ります。

1 対象者

要介護3から5までに認定された方で、在宅で介護を受けている方

※施設等入所又は医療機関入院の場合は、支給を中止します。

2 内容

紙おむつ、尿取りパッドの現物支給またはチケット（給付券）をお渡しし、市内給付券取り扱い店舗にて自ら購入していただく。

※給付券取扱店舗は、長寿介護課までお問い合わせください。

(3) 在日外国人福祉給付金の支給

窓口	市役所 福祉課	電話 0561-32-8010	ファクシミリ 0561-34-3388
	長寿介護課	電話 0561-32-8009	ファクシミリ 0561-34-3388

日本に在留する外国人で国民年金（厚生年金その他の公的年金等）の給付を受けることができない方へ福祉給付金を支給します。

1 対象者

昭和57(1982)年1月1日以前から平成24(2012)年7月8日まで、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律第4条の規定による廃止前の外国人登録法による登録(帰化した方にあつては、帰化した日以後は住民基本台帳法による記録)をされ、同月9日以後引き続き住民基本台帳法により記録され、本市に1年以上居住している方で、次の要件を満たす方

(1) 在日外国人高齢者福祉給付金

大正15(1926)年4月1日以前に生まれた方

(2) 在日外国人重度障がい者福祉給付金

ア 昭和37(1962)年1月1日以前に生まれた方

イ 重度障がい者(身体障がい者手帳1級若しくは2級又は療育手帳所持者)であること。

ウ 障がいの発生原因になった傷病の初診が昭和57年1月1日以前であること。

2 給付額

(1) 在日外国人高齢者福祉給付金…………… 月額 10,000円

(2) 在日外国人重度障がい者福祉給付金…………… 月額 20,000円

3 給付月

4月(12～3月分)、8月(4～7月分)、12月(8～11月分)

4 手続きに必要なもの

(1) 申請書

(2) 所得証明書

(3) 重度障がい者は、身体障がい者手帳又は療育手帳の写し

6 社会活動・団体活動

(1) シルバー人材センター

窓口 シルバー人材センター（太陽の家） 電話 0561-34-1988 ファクシミリ 0561-34-2831

高齢者が就業を通じて、自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに活力ある地域づくりに寄与することを目的として設置しています。

1 対象者

60歳以上の健康で働く意欲のある方で、シルバー人材センターの理念に賛同された方

2 仕事の内容

(1) 請負事業 自らの能力や経験をもとに受託作業を完了する事業
主な仕事 除草、草刈、清掃、樹木せん定、施設管理、蜂の巣撤去、ワンコインサービス等
(2) 派遣事業 会員が事業所等で指示・命令を受け就業する事業
主な仕事 受付、清掃、屋内軽作業
(3) 企画提案型事業(自主事業) 高齢者の社会経験や趣味を活かした自主的な事業
主な仕事 木工製品製作、花卉・野菜(ミニトマト)栽培、屋内軽作業、オンリーワンショップ

3 就業に対する対価

(1) 請負事業	配分金：1時間(目安)1,077円～1,600円程度
(2) 派遣事業	賃金：愛知県最低賃金以上で、発注者との契約で定める単価
(3) 企画提案型事業 (自主事業)	配分金：完成品等の売上で算出した単価

4 施設

施設名	所在地	電話番号
太陽の家	みよし市三好町井ノ花100番地1	34-1988
福谷太陽の家	みよし市福谷町蔵屋敷1番地	
東山太陽の家	みよし市三好町東山45番地1	

(2) 老人憩いの家の利用

窓口 各老人憩いの家

市内に居住する高齢者に対して、教養の向上、レクリエーション及び趣味活動等の場の提供やお互いの親睦と各種の活動を通し、高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的として設置しています。

1 対象者

原則として、市内在住の60歳以上の方

2 休館日

- (1) 月曜日及び火曜日（祝日の場合は、その翌日）
- (2) 祝日
- (3) 1月2日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで

3 利用時間

午前9時から午後5時まで

4 老人憩いの家一覧

施設名	所在地	電話番号
新屋老人憩いの家	みよし市三好町池ノ原1番地21	34-1577
中部老人憩いの家	みよし市三好町宮ノ越30番地1	32-2571
三好下老人憩いの家	みよし市園原二丁目1番地1	34-6633
西一色老人憩いの家	みよし市西一色町ノ林14番地	34-3200
福田老人憩いの家	みよし市福田町東屋敷91番地2	34-0255
明知上老人憩いの家	みよし市明知町東谷30番地	32-3600
明知下老人憩いの家	みよし市明知町下屋敷16番地3	34-1067
打越老人憩いの家	みよし市打越町前田27番地1	34-4633
筋生老人憩いの家	みよし市筋生町小金下3番地1	34-2621
福谷老人憩いの家	みよし市福谷町蔵屋敷1番地	36-2080
黒笹老人憩いの家	みよし市黒笹一丁目10番地4	36-5345
東山老人憩いの家	みよし市三好町東山45番地1	34-0300

(3) 高齢者訪問

窓口 市役所 長寿介護課

電話 0561-32-8009 ファクシミリ 0561-34-3388

長年にわたり、社会の進展に貢献した高齢者宅を訪問し、お祝い品を手渡すことで、感謝の意を表し、その長寿をお祝いします。

1 対象者

- (1) 令和7(2025)年9月1日現在で、最高齢である方
- (2) 令和7(2025)年に99歳に達し、又は達する見込みである方
- (3) 令和7(2025)年度に100歳に達し、又は達する見込みである方

2 訪問日

9月の敬老月間中

(4) 敬老金の支給

窓口 市役所 長寿介護課

電話 0561-32-8009 ファクシミリ 0561-34-3388

長年にわたり、社会の進展に貢献した高齢者に敬老金を贈り、感謝の意を表し、その長寿をお祝いします。

1 対象者

令和7(2025)年9月1日時点で、市内に住所があり、住民基本台帳に登録されている次に掲げる対象者

対象年齢	
満80歳	昭和20(1945)年1月1日～12月31日生まれ
満90歳	昭和10(1935)年1月1日～12月31日生まれ
満100歳以上	大正14(1925)年12月31日以前生まれ

2 支給日

原則として9月5日から9月30日までの間

3 支給金額

満80歳…5,000円

満90歳…10,000円

満100歳以上…30,000円

7 その他

(1) 介護保険サービス

窓口 市役所 長寿介護課

電話 0561-32-8009 ファクシミリ 0561-34-3388

日常生活において、常に介護を要する状態(要介護者)又は食事や身支度などに支援を要する状態(要支援者等)であると認定された方は、介護サービス及び介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)を利用できます。

サービスの種類

1 居宅サービス

介護サービス・介護予防サービス

- (1) 訪問介護(ヘルパー)(要介護者のみ)
ホームヘルパーによる生活援助、身体介護など
- (2) 訪問看護
看護師等による療養上の世話や診療の補助など
- (3) 訪問リハビリテーション
理学療法士、作業療法士等の専門家によるリハビリ
- (4) 訪問入浴介護
入浴チームによる浴槽を提供しての入浴の介助
- (5) 居宅療養管理指導
医師等による療養上の管理・指導
- (6) 通所介護(デイサービス)(要介護者のみ)
デイサービスセンターで日帰りの機能訓練、食事、入浴などの支援
- (7) 通所リハビリテーション(デイケア)
介護老人保健施設などで、日帰りの機能訓練・入浴などの支援
- (8) 短期入所生活介護、短期入所療養介護(ショートステイ)
介護老人福祉施設などで、機能訓練、日常生活の支援などを受けながらの短期間の宿泊
- (9) 福祉用具貸与
四点杖、車いす、特殊寝台などの自立に役立つものの貸与
- (10) 特定施設入居者生活介護
有料老人ホームなどに入居しての日常生活支援
- (11) 特定福祉用具販売
入浴や排せつなどに使用する福祉用具の購入費の助成
※年間上限10万円に対する9割、8割、7割
- (12) 住宅改修費支給
手すりの取付け、段差解消などの住宅改修への助成
※上限20万円に対する9割、8割、7割
- (13) 居宅介護支援
ケアマネジャーによるケアプランの作成など

2 地域密着型サービス

介護サービス・介護予防サービス

※利用できる方は、原則としてみよし市民に限られます。

(1) 地域密着型通所介護（要介護者のみ）

利用定員18人以下のデイサービスセンターで、日帰りの機能訓練・食事・入浴などのサービスを受ける。

(2) 認知症対応型通所介護

認知症高齢者専用のデイサービスセンターで、日帰りの機能訓練・食事・入浴などのサービスを受ける。

(3) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症高齢者が共同生活をする住宅で、機能訓練・食事・入浴などのサービスを受ける。

(4) 小規模多機能型居宅介護

利用者の状況や環境に応じて、訪問、通い、宿泊などのサービスを組み合わせ、機能訓練・食事・入浴など日常生活の支援を受ける。

(5) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受ける。※原則要介護3以上

3 施設サービス

※要支援と認定された方は、利用できません。

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）※原則要介護3以上

(2) 介護老人保健施設（老人保健施設）

(3) 介護医療院

4 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

※利用できる方は、要支援認定者、事業対象者（基本チェックリストによる該当者）に限られます。

(1) 訪問型サービス

掃除、洗濯などの日常生活の支援など

(2) 通所型サービス

機能訓練、集いの場などの日常生活の支援

サービス費の負担

介護保険は、原則として、かかった費用の1割、2割、3割を負担すれば介護サービスを利用できます。

- (1) 「事業対象者」「要支援1、2」「要介護1～5」に認定された方には、それぞれ月々に利用できる金額に限度額が設けられています。
- (2) 限度額を超えてサービスを利用したときは、かかった費用の全額が自己負担となります。

1 特定入所者介護サービス費

所得や預貯金が基準を下回る人が施設サービスを利用する場合、居住費や食費に上限額を設け、上限額を超えた額を保険者から支給します。

2 高額介護サービス費

1か月介護保険サービスおよび総合事業（介護予防・生活支援サービス）にかかった利用者負担額（1割、2割または3割）の合計が一定の上限額を超える場合、申請により高額介護サービス費等としてその超えた額を支給します。ただし、施設サービスなどの食費・居住費・日常生活費等、特定福祉用具購入、住宅改修の費用は高額介護サービス費の対象外となります。

3 高額医療合算介護（介護予防）サービス費

同一世帯における、「介護保険の自己負担額」と「国民健康保険などの医療保険の自己負担額」の1年間（毎年8月から翌年7月まで）合計額が自己負担限度額を超えた場合、申請により「高額医療合算介護（介護予防）サービス費」としてその超えた額を支給します。各制度（介護保険と医療保険）の自己負担額で按分し、各保険者から支給します。

その他

介護保険のサービスを利用するには、要介護（要支援）認定申請又は基本チェックリストを実施し、認定を受ける必要があります。日常生活で困りごとがある人は、市役所長寿介護課又は近くの地域包括支援センターへ相談ください。（109ページ参照）

(2) 社会福祉法人等による利用者負担の軽減

窓口 市役所 長寿介護課

電話 0561-32-8009 ファクシミリ 0561-34-3388

介護保険サービスを利用する低所得者の負担を軽減するため、介護保険サービス利用料の一部が軽減されます。

1 対象者

- (1) 市民税非課税世帯で、次のすべてに該当する方
 - ア 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
 - イ 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
 - ウ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
 - エ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
 - オ 介護保険料を滞納していないこと。
- (2) 生活保護受給者

2 対象サービス

- (1) 訪問介護
 - (2) 通所介護
 - (3) 短期入所生活介護
 - (4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - (5) 夜間対応型訪問介護
 - (6) 地域密着型通所介護
 - (7) 認知症対応型通所介護
 - (8) 小規模多機能型居宅介護
 - (9) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - (10) 複合型サービス
 - (11) 介護福祉施設サービス
 - (12) 介護予防短期入所生活介護
 - (13) 介護予防認知症対応型通所介護
 - (14) 介護予防小規模多機能型居宅介護
 - (15) 第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業
 - (16) 第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業
- ※生活保護受給者は、(3)(9)(11)(12)に限る。

3 減額割合

本人負担額の4分の1（老齢福祉年金受給者は、2分の1）

※生活保護受給者の居住費(滞在費)は本人負担の全額

4 その他

介護保険サービス利用料の軽減を行っている社会福祉法人等に利用が限定されます。

(3) 障がい者ホームヘルプサービス利用者負担の軽減

窓口 市役所 長寿介護課

電話 0561-32-8009 ファクシミリ 0561-34-3388

ホームヘルプサービスの継続的な利用の促進及び福祉の増進を図り、障がい者施策によるホームヘルプサービスを利用していた障がい者の負担を軽減するため、ホームヘルプサービス利用料を軽減します。

1 対象者

障がい者自立支援法によるホームヘルプサービスの利用において、境界層該当として負担上限月額が0円になっている方で、次のいずれかに該当することとなった方

- (1) 65歳到達以前のおおむね1年間に障がい者施策によるホームヘルプサービスを利用していた方で、65歳に到達したことで介護保険の対象となった方
- (2) 特定疾病により要介護又は要支援の状態となった40歳から64歳までの方

2 軽減等割合

利用者負担額の全額

(4) 後期高齢者医療制度・後期高齢者福祉医療費の支給

窓口 市役所 保険健康課

電話 0561-32-8016 ファクシミリ 0561-34-3388

後期高齢者医療

1 対象者

- (1) 75歳以上の方
- (2) 65歳以上で一定の障がいのある方（主に次の手帳をお持ちの方）
 - ア 身体障がい者手帳 1～3級
 - イ 身体障がい者手帳 4級（音声・言語、下肢1・3・4号）
 - ウ 療育（愛護）手帳 A判定（1・2度）
 - エ 精神障がい者保健福祉手帳 1・2級

後期高齢者福祉医療費の支給

1 対象者

後期高齢者医療制度被保険者で次の方

- (1) 65歳以上の障がい者（条件あり）
 - (2) ひとり暮らしの高齢者で市町村民税非課税の方
 - (3) ねたきり高齢者で市町村民税非課税世帯の方
 - (4) 結核予防法による入院勧告措置の方
 - (5) 精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律による措置入院患者
 - (6) 認知症高齢者で市町村民税非課税世帯の方
 - (7) ひとり親家庭等医療、障がい者医療、精神障がい者医療制度からの移行者
- ※生活保護受給者は対象となりません。

2 支給の範囲

医療費（保険適用分）の自己負担分

3 手続きに必要なもの

- (1) 後期高齢者医療資格確認書等
- (2) 上記1の対象者であることを証明する書類（障がい者手帳等）
- (3) マイナンバーカード又は番号確認書類と身元確認書類

4 その他

後期高齢者医療資格確認書等と後期高齢者福祉医療費受給者証を医療機関の窓口へ提出してください。

県外の医療機関での診療については、自己負担分を一旦医療機関に支払いした後、市役所保険健康課に次のものを持参して払戻しの申請をしてください。

- (1) 当該領収書（保険点数の記載のあるもの）
- (2) 預金通帳
- (3) 後期高齢者医療資格確認書等
- (4) 受給者証
- (5) マイナンバーカード又は番号確認書類と身元確認書類

(5) 高齢者（成人）保健事業

窓口 保険健康課

電話 0561-76-5880 ファクシミリ 0561-34-3388

各種保健事業を実施し、みなさん一人一人が健康な生活を送れるよう努めています。
「自分の健康は自分でつくる」ために、積極的にご参加ください。

	内容	対象者	
健康教育	心や身体の健康に関する教室を開催しています。	希望する方、必要な方	
健康相談	生活習慣病及び心や身体の健康に関すること、食生活、歯のことなどの健康相談を開催しています。	希望する方、必要な方	
訪問指導	保健師・歯科衛生士・管理栄養士等が各家庭を訪問し、生活習慣病等・歯科・食生活に関することなどの助言、相談等を行います。	・在宅での健康相談を希望する方 ・健康診査受診者で健康上注意が必要な方等	
保健指導	糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の生活習慣病を予防する指導を行います。	特定健診受診者で保健指導の対象となった方	
健康診査	各種健診（検診）を実施しています。健診（検診）は、必ず受けましょう。		
	特定健診	40歳から74歳までのみよし市国民健康保険加入者	
	後期高齢者医療健診	後期高齢者医療保険加入者	
	肝炎ウイルス検診	40歳以上の方で、過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがない方	
	成人歯科健診	20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70、75歳の方	
	骨密度検診	30歳以上の女性	
	胸部X線検査	40歳以上の方	
	がん検診	肺がん検診	40歳以上の方
		胃がん検診（胃部X線検査）	前年度にみよし市胃がん検診（胃内視鏡検査）を受診していない40歳以上の方
		胃がん検診（胃内視鏡検査）	50歳以上の人で偶数歳の方
		大腸がん検診	40歳以上の方
		子宮頸がん検診	20歳以上偶数歳の女性 特定年齢の女性（無料クーポン券対象者）
		乳がん検診（乳房X線検査）	40歳以上偶数歳の女性 特定年齢の女性（無料クーポン券対象者）
乳がん検診（乳房超音波検査）		30歳代の偶数歳の女性	
前立腺がん検診	50歳以上の男性		

※日時・会場については、「広報みよし」などでお知らせします。

※年齢の基準日は令和8（2026）年3月31日です。

(6) 年金制度

年金には次のような制度があります。それぞれ条件がありますので、詳しくは下記問い合わせ先にご確認ください。

種別	問い合わせ	年金種別	対象条件
国民年金	豊田年金事務所 電話0565-33-1123 市役所 保険健康課 電話32-8016	老齢基礎年金	満65歳になったとき (満60歳から繰上げ請求ができます。)
		障がい基礎年金	重度の障がい者になったとき
		遺族基礎年金	配偶者と死別したとき (配偶者または子) ・死亡当時、18歳になった年度の3月31日までの間であること。 ・20歳未満で障がい等級1級または2級の障がい状態であること。
		寡婦年金	夫と死別したとき (老齢基礎年金の受給資格のある夫が年金を受けないで死亡したとき10年以上婚姻期間のある妻)
		死亡一時金	3年以上保険料を納付した方が、老齢基礎年金・障がい基礎年金を受けないまま死亡し、遺族年金を受けられないとき
厚生年金	豊田年金事務所 電話0565-33-1123	老齢厚生年金	支給開始年齢に到達したとき
		障がい厚生年金	重度の障がい者になったとき
		障がい手当金	障がい厚生年金1、2、3級より軽い障がいで1回のみ支給
		遺族厚生年金	被保険者が死亡したとき
共済年金	各共済組合	退職共済年金	支給開始年齢に到達したとき
		障がい共済年金	重度の障がい者になったとき
		遺族共済年金	被保険者が死亡したとき

(7) 障がい者控除対象者認定書の交付

窓口 市役所 長寿介護課

電話 0561-32-8009 ファクシミリ 0561-34-3388

本人または扶養している家族が要介護（要支援）認定を受けており、次の要件を満たすときは、「障がい者控除対象者認定書」を交付します。

1 対象者

【障がい者控除】

次の全てに該当する人は「障がい者控除」を受けることができます。

- ① 65歳以上の人で要支援2以上の方
- ② 認定調査票及び主治医意見書の「障がい高齢者日常生活自立度」が自立、J 1、J 2、A 1、A 2に該当する方
- ③ 認定調査票及び主治医意見書の「認知症高齢者等日常生活自立度」が自立、I、II a、II bに該当する方

【特別障がい者控除】

「障がい者控除」交付基準①に該当する人で、次のいずれかに該当する人は「特別障がい者控除」を受けることができます。

- ① 要介護4又は要介護5の方
- ② 認定調査票又は主治医意見書の「障がい高齢者日常生活自立度」がB 1、B 2、C 1、C 2に該当する方
- ③ 認定調査票又は主治医意見書の「認知症高齢者等日常生活自立度」がIII a、III b、IV、Mに該当する方

2 認定基準日

毎年12月31日

3 申込

原則不要

※市内の住居地特例施設に入所中でみよし市に要介護認定等の情報がない場合、転入継続申請をした人のうち基準日時点で初回の認定有効期間内である場合、各年12月31日以前に死亡された場合、再交付及び過年度分の発行については、長寿介護課窓口での申請が必要です。

※認定書の即日交付はできません。後日、郵送します。

(8) 医療費（おむつ）控除証明書の交付

窓口 市役所 長寿介護課 電話 0561-32-8009 ファクシミリ 0561-34-3388

要介護（要支援）認定を受けており、次の要件を満たすときは、「医療費（おむつ代）控除証明書」を交付します。

1 対象者

次の全てに該当する方

①主治医意見書の「障がい高齢者日常生活自立度」がB 1、B 2、C 1またはC 2に該当する方

②主治医意見書の「尿失禁の発生可能性」の項目に「✓（チェック）」がある方、または失禁の対応として「カテーテル」の項目に「✓（チェック）」がある方

※証明書の即日交付はできません。後日、郵送します。

(9) ふれ愛電話

窓口 みよし市社会福祉協議会（福祉センター） 電話 0561-34-1588 ファクシミリ 0561-34-5860

市内在住でひとり暮らしの高齢者の方を対象に安否を電話により確認をし、孤独感や不安を少しでも和らげることを目的としています。

1 対象者

市内在住の65歳以上のひとり暮らしの方

2 費用

無料

3 日時

毎月 5、20日（休日等の場合は、翌日）

4 手続きに必要なもの

申請書（社会福祉協議会にあります。）

(10) 地域見守り活動事業「みまもっ手」

窓口 みよし市社会福祉協議会（福祉センター） 電話 0561-34-1588 ファクシミリ0561-34-5860

見守り事業とは、地域の中で困りごとのある方や支援の必要な家庭などを地域のみなさんで見守り、気がかりなことを感じたら相談機関に連絡して、地域で暮らす市民の支え合い活動のことをいいます。

日常生活や仕事の中で、地域のみなさんの支え合いが作られます。特別な決まり事などはありません。まずは、あいさつや気軽な声かけなどから「顔見知り」になりましょう。

1 対象者

みよし市内で暮らしている方

2 事業の流れ

- (1) 困りごと、気がかりなことを感じたらまずは、社会福祉協議会に連絡ください
- (2) 関係機関に協力依頼を社会福祉協議会が行います。

3 日時

必要に応じて随時

4 地域見守り事業協定事業所

約20の事業所がこの事業に賛同いただき、協定を結んでいます。

(11) 高齢者福祉事業「おしゃべり会」

窓口 みよし市社会福祉協議会（福祉センター） 電話 0561-34-1588 ファクシミリ0561-34-5860

市内在住の高齢者の方々を対象にした社会参加の機会を提供し、おしゃべりをする事により、日ごろの孤独感や不安を少しでも和らげ、親睦交流事業のきっかけづくりの一環とすることを目的としています。

1 対象者

市内在住の65歳以上の方

2 内容

茶話会やお楽しみゲーム（地域の特性に合わせた親しみ、参加しやすい内容）

3 参加費

実費（飲食代等）

4 日時

開催チラシ等でお知らせします。

(12) 高齢者運転免許自主返納支援事業

窓口 みよし市社会福祉協議会（福祉センター） 電話 0561-34-1588 ファクシミリ0561-34-5860

高齢者が身体的な理由等で公安委員会に運転免許証を自主返納した者に対し、交通事故の減少及び日常生活の不便を減少するとともに、閉じこもりを防ぎ、外出機会の応援等を目的としています。

1 対象者

- (1) 運転免許証にみよし市の住所が記載されている申請時に満年齢が65歳以上の方
- (2) 運転免許証を自主返納し、公安委員会から「申請による運転免許証の取消通知書」を交付された方

2 助成内容

- (1) 助成内容
交通系電子マネー（manaca） 1枚 5,000円分（カード保証金500円を含む）
- (2) 支援回数
1人1回

3 申請の期限

運転免許証を自主返納した日から起算して1年以内

4 手続きに必要なもの

公安委員会が交付する「申請による運転免許証の取消通知書」

第4 総合福祉・生活の支援・各種団体に関すること

1 総合福祉・生活の支援・各種団体に関する窓口

取扱事項	窓口
<p>生活の支援 生活保護、生活困窮者自立支援事業、 災害見舞金・弔慰金等の支給</p> <p>団体 みよし市民生児童委員協議会</p>	<p>市役所 福祉課 電話32-8010</p>
<p>診療 内科、消化器内科、循環器内科、神経内科、糖尿病内科、 外科、整形外科、血管外科、乳腺外科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、 皮膚科、小児科、眼科、リハビリテーション科、放射線科</p>	<p>みよし市民病院 電話33-3300</p>
<p>総合福祉 総合相談（介護の悩み、介護保険・介護サービスを受けるにあ たつての相談、障がいのある方やそのご家族等の悩みごと、ボ ランティアに関する相談、低所得者の生活上の悩みや困りご と、一時的なくらし資金の借入相談など）</p> <p>生活の支援 介護保険サービス（みよし訪問介護ふれあいサービス） 障がい福祉サービス（みよし訪問介護ふれあいサービス、障が い者相談支援事業所） 相談機関（なかよし地域包括支援センター、生活困窮者自立支 援事業（くらし・はたらく相談センター内）、成年後見支援セ ンター（くらし・はたらく相談センター内）</p> <p>団体 みよし市身体障がい者福祉協議会、 みよし市手をつなぐ親の会、いきいきクラブみよし連合会、 みよし市ボランティア連絡協議会、みよし市遺族会</p>	<p>社会福祉協議会 電話34-1588</p>

2 総合福祉

(1) みよし市民病院

窓口 みよし市民病院

電話 0561-33-3300 ファクシミリ 0561-33-3308

市民が健康で生きがいを持ち、安心して過ごすことのできる社会実現のため、「保健」「医療」「福祉」「介護」の連携のとれた取り組みを行うとともに、診療機能の充実、サービスの向上に努めています。

1 診療科目

内科、消化器内科、循環器内科、神経内科、糖尿病内科、外科、整形外科、血管外科、乳腺外科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、皮膚科、小児科、眼科、リハビリテーション科、放射線科

2 外来受付時間

- (1) 午前8時30分から午前11時30分まで
- (2) 午後0時45分から午後4時00分まで

3 休診日

土・日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日（診療科により診察を行っている曜日・時間が異なりますので、詳しくは市民病院にお問い合わせください。）

4 病床数

- (1) 一般病床 60床（うち、地域包括ケア病床34床）
- (2) 療養病床 54床 計114床

5 所在地

みよし市三好町八和田山15番地

電話 0561-33-3300 FAX 0561-33-3308

施設概要

(1) 地階：厨房

- 1階：外来、薬局、健診、訪問看護ステーション、みなよし地域包括支援センター、リハビリ室
- 2階：一般病棟、手術室
- 3階：療養病棟

(2) 主な医療機器

MR I、CT、アンギオ、マンモグラフィ等

(3) 施設・設備の特徴

電子カルテ、画像電送システムの導入、太陽光発電、雨水再利用設備、コジェネレーションシステムの設置、院内保育所併設

(2) 社会福祉法人みよし市社会福祉協議会

窓口 みよし市社会福祉協議会（福祉センター） 電話 0561-34-1588 ファクシミリ 0561-34-5860

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした非営利の民間組織で、昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されています。

「社協」の略称でも知られている社会福祉法人みよし市社会福祉協議会は、地域に暮らす皆さんのほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざして、さまざまな活動を行っています。

社会福祉協議会の主な事業

- (1) 地域福祉の推進
福祉備品・福祉車両の貸出、地域福祉活動助成事業、社協だより・ホームページ・YouTube等での情報提供
- (2) 高齢者福祉の充実
高齢福祉事業「おしゃべり会」、高齢者運転免許自主返納支援事業
- (3) 障がい者(児)福祉の推進
障がい者ふれあい交流事業ふれあいアート展、身体障がい者ガソリン助成、録音物・点字物の郵送
- (4) ボランティア活動の充実
ボランティア登録、ボランティア保険手続、ボランティアコーディネート、講座の開催、市内の学校等と協働による福祉実践教室
- (5) 住民の困りごとの解決のための支援
総合相談（心配ごと相談、介護相談、障がい福祉相談、ボランティア相談、資金貸付相談）、地域見守り活動（みまもっ手）、ふれ愛電話、生活福祉資金貸付、日常生活自立支援事業、生活支援員派遣事業、生活支援体制整備事業、重層的支援体制整備事業、生活困窮者自立支援事業、成年後見支援センター事業、相談支援事業
- (6) 地域福祉団体の活動支援
いきいきクラブみよし連合会、みよし市身体障がい者福祉協議会、みよし市手をつなぐ親の会、みよし市遺族会
みよし市ボランティア連絡協議会
- (7) 良質な介護サービスの提供
介護保険事業、障がい福祉サービス事業、シルバーハウジング事業、地域包括支援センター事業、障がい者相談支援事業
- (8) 共同募金運動への協力

(3) 暮らし・はたらく相談センター

窓口	暮らし・はたらく相談センター（ふれあい交流館内）	
	暮らしに関すること	電話 0561-33-5020
	はたらくに関すること	電話 0561-33-5070
	暮らし・はたらくに関すること	ファクシミリ 0561-34-6331

「暮らし」や「はたらくこと」でお困りの方、不安のある方の相談を受け、「生活の立て直し」をお手伝いします。

1 対象者

市内在住・在勤の者及びその家族、関係者等

2 内容

- (1) 生活に関する総合的な相談・支援
- (2) 仕事に関する総合的な相談・支援

3 利用日時

月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで
(12月29日から翌年1月3日まで、及び祝日を除く。)

4 利用料

無料

(4) 福祉総合相談センター（ふくしの窓口）

窓口 福祉総合相談センター（市役所1階） 電話 0561-76-5663 ファクシミリ 0561-34-3388

障がい者、障がい児、高齢者、その他心身の病気のため日常生活又は社会生活を営む上で支障がある者及び生活困窮者の福祉サービス、困りごと等に関する相談に対し、迅速に対応するため、福祉総合相談センター（ふくしの窓口）を設置しています。

1 対象者

- (1) 日常生活又は社会生活を営むのに支障がある障がい者(児)、高齢者、その他心身の病気の方及びその関係者
- (2) 経済的な問題などで生活にお困りの方

2 業務内容

- (1) 対象者の総合的かつ専門的な相談に関する業務
- (2) 対象者の権利擁護及び虐待防止に関する業務
- (3) 地域の相談支援体制強化及び地域ネットワークづくりの取組に関する業務

3 利用料

無料

3 生活の支援

(1) みよし市くらし資金貸付

窓口 みよし市社会福祉協議会（福祉センター） 電話 0561-34-1588 ファクシミリ 0561-34-5860

生活の不安定な低所得世帯に対して、日々のくらしの維持に必要な生活資金及び不時の出費のため必要とする小口資金を貸付け、経済的自立と生活意欲の助長を図ります。

1 対象者

- (1) 低所得のため不時の出費等によって、生活が成り立たなくなるおそれのある世帯及び準世帯
- (2) 市内に1年以上居住している方
- (3) 貸付金の返済が確実に認められる方。ただし、この資金の貸付を受け、償還を完了していない方は除く。

※他の貸付との重複は不可

2 貸付ける資金

- (1) 生活費
- (2) 医療費
- (3) その他、くらしを営む上で必要と認められる資金

3 貸付金額

1世帯 10万円限度

4 償還

貸付の日から12か月以内に一時又は分割払い。ただし、いつでも繰上げ償還できるものとする。

5 利子

無利子

6 保証人

1名

7 手続きに必要なもの

- (1) 申込書一式（社会福祉協議会にあります。）
- (2) 実印及び印鑑登録証明書（申込者本人、保証人）
- (3) 住民票（申込者世帯、保証人）
- (4) 所得の状況がわかるもの（申込者世帯、保証人）
- (5) その他、生活状況が確認できるもの（申込者世帯、保証人）

8 利用の流れ

相談 → 申請 → 貸付決定 → 償還開始 → 生活状況報告

(2) 愛知県くらし資金貸付

窓口 みよし市社会福祉協議会（福祉センター） 電話 0561-34-1588 ファクシミリ 0561-34-5860

生活の不安定な低所得世帯に対して、日々のくらしの維持に必要な生活資金及び不時の出費のため必要とする小口資金を貸付け、経済的自立と生活意欲の助長を図ります。

1 対象者

- (1) 低所得のため不時の出費等によって、くらしの維持が困難な世帯
- (2) 県内に居住している方

※他の貸付との重複は不可。本貸付を受け、償還を完了していない方、その他公的資金等の貸付を受け、償還成績不良な方は原則として除く。

2 貸付ける資金

- (1) 生活費
- (2) 医療費
- (3) その他、くらしを営む上で必要と認められる資金

3 貸付金額

1 世帯 10万円限度

4 償還

貸付の日から9か月以内に一時又は分割払い。

5 利子

無利子

6 連帯保証人

1名以上

7 手続きに必要なもの

- (1) 申込書一式（社会福祉協議会にあります。）
- (2) 実印及び印鑑登録証明書（申込者本人、連帯保証人）
- (3) 住民票（申込者世帯、連帯保証人）
- (4) 所得の状況がわかるもの（申込者世帯、連帯保証人）
- (5) その他、生活状況が確認できるもの（申込者世帯、連帯保証人）

8 利用の流れ

相談 → 申請 → 貸付決定 → 償還開始 → 生活状況報告

(3) 生活福祉資金貸付

窓口 みよし市社会福祉協議会（福祉センター） 電話 0561-34-1588 ファクシミリ 0561-34-5860

低所得者世帯などに対して、低利又は無利子での資金の貸し付けと必要な援助指導を行うことにより、経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加を図り、その世帯の安定した生活を確保することを目的としています。

1 対象者

- (1) 低所得世帯
- (2) 障がい者世帯
- (3) 高齢者世帯

※資金の種類によっては、対象世帯が限定されます。

※世帯の収入が一定基準以下の世帯が対象となります。

2 資金種類

- (1) 総合支援資金
 - ア 生活支援費
 - イ 住宅入居費
 - ウ 一時生活再建費
- (2) 福祉資金
 - ア 福祉費
 - イ 緊急小口資金
- (3) 教育支援資金
 - ア 教育支援費
 - イ 就学支度費
- (4) 不動産担保型生活資金
- (5) 臨時特例つなぎ資金

3 手続きに必要なもの ※資金種類によって異なります。

- (1) 申込書（社会福祉協議会にあります。）
- (2) 実印及び印鑑登録証明書（申込者本人、連帯保証人）
- (3) 住民票（申込者世帯、連帯保証人）
- (4) 所得の状況がわかるもの（申込者世帯、連帯保証人）
- (5) その他、生活状況が確認できるもの（申込者世帯、連帯保証人）

4 利用の流れ

相談 → 申請 → 貸付決定 → 償還開始 → 生活状況報告

5 その他

- (1) 相談の段階で、借入希望者のご家族等と面談する場合があります。
- (2) 住民票の住所と居住地が異なる場合は、借入申込みができません。(総合支援資金を除く。)
- (3) 貸付審査により貸付できない場合があります。
- (4) 虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合は、貸付金の即時返済を求められます。

(4) 生活福祉資金利子補給

窓口 みよし市社会福祉協議会（福祉センター） 電話 0561-34-1588 ファクシミリ 0561-34-5860

生活福祉資金の貸付を受けた場合、資金の償還に伴って支払う利子の一部を補給します。

1 対象者

生活福祉資金貸付制度に定める資金の貸付を受けた方

2 内容

当該年度内に償還した利子相当額の3分の1以内の補助

3 手続きに必要なもの

- (1) 申請書（社会福祉協議会にあります。）
- (2) 当該年度中に支払った利子を証明する書類

(5) 相談窓口案内

ここに紹介させていただく相談は無料です。他の公的機関でも専門相談等が実施されておりますので、お気軽におたずねください。

種別	開催日	相談員	開催時間	相談場所	相談内容	
くらしのなんでも相談室	一般住民相談	住民相談員	9:00~12:00 13:00~17:00 ※受付は 16:30まで	市民課 窓口	皆さんが困っておられることの相談や意見・要望等についての相談など総合相談窓口としてお受けします。	
			10:00~12:00 13:00~17:00 ※受付は 16:30まで	サンネット 相談室		
	おくやみコーナー	毎週火曜日 水曜日 木曜日 ※休日等の場合は休み	市民課職員	9:00~ 10:30~ 13:30~ 15:00~ ※要予約	市民課 窓口	亡くなられた方の市役所での必要な手続きに関する相談をお受けします。
	外国人相談	月~金曜日 ※月、火曜日は午後の部のみ ※休日等の場合は休み	ポルトガル語 通訳員	【午前の部】 9:00~12:00 ※受付は 11:30まで 【午後の部】 13:00~17:00 ※受付は 16:30まで	市民課 窓口	ポルトガル語により行政の手続きや心配ごと等の相談をお受けします。
				9:00~12:00	こども 相談課 窓口	
		火曜日	9:00~12:00	納税課 窓口		
人権相談	毎月10日 ※休日等の場合は翌日	人権擁護委員	13:30~16:30 (合同開催)	市役所 会議室	いじめ問題、差別問題、家庭内の問題等人権に関する相談をお受けします。	
行政相談		行政相談委員			国や県、市役所の仕事や特殊法人等の仕事についての意見や要望の相談をお受けします。	
法律相談	毎月第2、第4 金曜日 ※休日等の場合は第1、第3金曜日	愛知県弁護士 会員	13:30~16:30 ※要予約	市役所 会議室	自由、権利、財産等を守るための法律問題の相談をお受けします。	

特設相談	税務相談	各4回/年 詳細はホームページで御確認ください。	税理士 行政書士	13:30~16:30 ※要予約	市役所 会議室	相続、贈与、譲渡所得などの税に関する相談をお受けします。
	法律相談		弁護士 司法書士			相続、贈与、生活トラブルなどの法律に関する相談をお受けします。
土地・家屋・相続・行政手続等の合同相談	司法書士相談	毎月第3火曜日 ※休日等の場合は翌日	愛知県司法書士会西三河支部豊田ブロック会員	13:30~16:30 (合同開催) ※要予約	市役所 会議室	土地・建物の売買、贈与等所有権に関する登記、遺言書や裁判所へ提出する書類の作成等の相談をお受けします。
	行政書士相談		愛知県行政書士会豊田支部会員			農地の転用、家の新築や改築、自動車を買ったときの車庫届等市役所へ提出する書類の作成等の相談をお受けします。
	土地家屋調査士相談		愛知県土地家屋調査士会豊田支部会員			土地・家屋等に関する調査、測量、申請手続き等の相談をお受けします。

問い合わせ/みよし市役所 市民課：電話 0561-32-8012

種別	開催日	相談員	開催時間	相談場所	相談内容
総合相談	月～金曜日 ※福祉センター開館日	社会福祉協議会職員	9:00 ～17:00	社会福祉協議会窓口	介護の悩み、介護保険・介護サービスを受けるにあたっての相談や、障がいのある方やその家族等の悩みごと、ボランティアに関する相談、低所得者の生活上の悩みごとや困りごと、一時的な暮らし資金の借入の相談をお受けします。
心配ごと相談	毎月5日、20日 ※休日等の場合は翌開館日		9:00 ～12:00	福祉センター相談室	日常の悩みごと、困りごとの相談をお受けします。

問い合わせ/みよし市社会福祉協議会：電話 0561-34-1588

種別	開催日	相談員	開催時間	相談場所	相談内容
福祉に関する 相談全般	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く。)	社会福祉士、 精神保健福祉士、保健師 等	8:30～12:00 13:00～17:15	市役所 ふくしの 窓口	障がい児・者、高齢者、生活 困窮者やその家族からの福祉サービス、困りごとなどに関する相談をお受けします。

問い合わせ／みよし市役所 ふくしの窓口：電話 0561-76-5663

種別	開催日	相談員	開催時間	相談場所	相談内容
こころの健康 相談	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く。)	精神保健福祉相談員又は保健師	9:00～12:00 13:00～16:30	愛知県 衣浦東部 保健所	不眠、うつ、幻覚、妄想、依存症の問題、ひきこもりなどのこころの健康に関する こと、家族の対応に関する ことなどの相談をお受けします。

問い合わせ／愛知県衣浦東部保健所：電話 0566-21-9337

種別	開催日	相談員	開催時間	相談場所	相談内容
女性の悩みごと 相談	毎週月曜日 (祝日、年末年始を除く。)	専門相談員	12:00～16:00	電話相談 0561 32-9539	家庭や職場、地域などで女性が直面する様々な問題に対して相談をお受けします。

問い合わせ／みよし市役所 こども相談課：電話 0561-76-5310

(6) 生活保護

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-76-5190 ファクシミリ 0561-34-3388

生活保護は、病気や高齢で働けなくなった、生計の中心となる方が亡くなったなど、様々な事情によって生活が立ち行かなくなってしまう時でも「健康で文化的な最低限度の生活」ができるように憲法（25条）や法律（生活保護法）で定められた制度です。さらに将来的に自立を目的とした支援も行います。

1 対象者

病気、高齢などの理由で就労できないために収入がなく、生活費、治療費などが不足する世帯

2 生活保護を受ける方の「義務」

- (1) 働ける方は、その能力に応じて勤労に励まなければなりません。
- (2) 年金、手当など他の法律による援助や扶助を受けてください。
- (3) 自動車、不動産、貴金属など財産、資産のある方は、まずそれらを処分し生活費に充ててください。
- (4) 親・子・兄弟姉妹・前夫(こどもの父親)などから援助を受けてください。
- (5) 受給した保護費は、支出の節約をし、計画的に使わなければなりません。

3 保護の種類

生活保護には8種類の扶助があり、年齢などにより基準が定められています。

保護は、このうち必要とされる扶助の基準の合計額と世帯員全員の全ての収入とを比較し、収入が少ない場合にその差額について支給を受けられます。

- (1) 生活扶助 …衣食など日常のくらしの費用
- (2) 住宅扶助 …家賃など住まいの費用（住宅ローンの返済は含まれません。）
- (3) 教育扶助 …義務教育（小・中学校）の費用
- (4) 医療扶助 …医者にかかる費用（室料は除く。）
- (5) 介護扶助 …介護サービスにかかる費用
- (6) 出産扶助 …お産の費用
- (7) 生業扶助 …手に職をつけたり、仕事に就くための費用、高等学校の就学費用
- (8) 葬祭扶助 …お葬式の費用

保護費の計算方法

保護費は、その世帯に必要とされる扶助の基準の合計額（最低生活費）と世帯の全ての収入とを比較し、下図に示す計算方法で算定されます。

世帯の最低生活費

収入
(就労収入、年金など)

支給される
保護費

※ 世帯の収入のうち、**勤労収入**には、一定額を控除する制度があります。

※最低生活費は、人数や年齢による世帯構成と住んでいる地域によって異なります。
詳しくは福祉課にお尋ねください。

4 利用の流れ

① 事前の相談

生活保護を受けたいと思ったら福祉課窓口に行き、詳しい説明を受けてください。生活保護制度だけでなく、他の社会保障制度などの利用についての相談もできます。不利益になる場合もありますので、説明やアドバイスをよく聞いた上で生活保護が必要な場合は申請しましょう。

② 申請

生活に困っている本人か家族又は扶養義務者の方が、福祉課に生活保護申請書とともに調査や審査に必要な書類を提出してください。特にお金に関わる証明書などは事前に準備してください。また申請時にこれまでの経緯や困窮状態について、お聞きしますので御協力ください。

③ 調査・審査

申請がありますと、職員（ケースワーカーと言います。）が家庭などを訪問して、次のような調査をします。

- どうして生活に困ったか、どれくらい困っているか、また、生活の状況は、家族のこと、健康状態、収入、就労状況などについてお尋ねします。
- 保護の要件は満たされているか、病気で働けない方の場合は医療機関で病状を尋ねたり、扶養義務者や資産などについて、調査します。

また、福祉事務所が必要な調査を行い、審査します。判断する前提条件として、「資産の活用」「稼働能力の活用」が、優先項目として、「扶養能力の活用」「他の制度の活用」があります。

④ 決定

調査に基づき、保護が必要かどうか、また、どの程度の保護が必要かを福祉事務所長が決定します。

⑤ 通知

保護が決定されると、申請の日から14日以内（遅くとも30日以内）に申請された方に文書で通知をします。決定の内容に不服がある場合には、県知事に対して審査請求をすることができます。

⑥ 受給開始

生活保護費は月単位で支給されます。申請した月については、申請日から月末までの日数を日割計算した額を支給します。生活保護を受けている世帯には、職員が定期的に家庭訪問をします。また自立に向けて就労などの支援を行います。

(7) 生活困窮者自立支援事業

窓口 みよし市暮らし・はたらく相談センター（ふれあい交流館内）

電話 0561-33-5020 ファクシミリ 0561-34-6331

生活や仕事などでお困りの方に対して、一人ひとりに合わせた相談・援助を行い、自立に向けた支援を行います。

1 対象者

経済的な問題などで生活にお困りの方

2 事業の内容

(1) 自立相談支援事業

生活に困窮されている方の相談に対して、本人が抱える課題を把握し、一人ひとりの状況に応じた支援計画を作成し、自立に向けた相談支援を実施し、生活の安定・自立を目指します。

(2) 住居確保給付金

離職により生活に困って住居を失った方や住宅を失うおそれのある方に、安定した就職活動ができるように、期限付きで家賃相当額（上限あり）、または家賃が低廉な住宅への転居費用を支援します。

(3) 就労準備支援事業

一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援します。生活習慣形成のための指導・訓練（生活自立）、就労の前段階として必要な社会的能力の習得（社会自立）、事業所での就労体験の場の提供、一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の習得などの支援（就労自立）を行います。

(4) 家計改善支援事業

家計収支等に関する課題の評価、分析と相談者の状況に応じた支援計画の作成をします。また、家計再建に向けたきめの細かい相談支援（公的制度の利用支援、家計表の作成等）や、多額の債務により生活に困っている方へは弁護士などの関係機関へのつなぎを実施します。

(5) 居住支援事業

住居を失った生活困窮者に対し、一定期間、自立のための一時的な居所を提供し、必要な支援を実施します。

3 料金

無料

4 相談支援の流れ

- (1) まず、困っていることを何でも相談してください。
- (2) 相談内容から適切な対応を判断します。
- (3) 必要な支援が計画的に提供できるように課題を分析します。
- (4) 相談者と一緒に自立への計画を立てます。
- (5) 自立への目標と一緒に取り組み、自立した生活を送れるように支援します。

(8) 災害見舞金の支給

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

災害により被害を受けた市民に対し、災害見舞金が支給されます。

1 対象者

みよし市に居住し住民登録のある方で、地震、風水害等の自然災害及び火災により被災した方

2 支給額

- (1) 死亡又は死亡したと推定される時 15万円
 - (2) 負傷により1週間以上入院治療を必要とする時 10万円以内
 - (3) 居住用住宅又は家財が全焼全壊若しくは流失した時 6万円以内
 - (4) 居住用住宅又は家財が半焼半壊する等著しく損傷した時 3万円以内
- ※(2)から(4)は、入院期間、被害程度及び世帯の状況により支給額が決まります。

3 手続きに必要なもの

- (1) 被災届（福祉課にあります。）
- (2) 振込口座確認書（福祉課にあります。）
- (3) 被災証明書（尾三消防本部（東郷町諸輪字曙18番地 電話 0561-38-0119）で交付されます。）
- (4) 印鑑

4 その他

- (1) 被災届は、行政区長の署名押印をもらい、被災から15日以内に提出してください。
- (2) 支給までに1～2か月程度かかります。

(9) 災害弔慰金等の支給

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

自然災害により亡くなった方の遺族に対する災害弔慰金、身体又は精神に障がいを受けた方に対する災害障がい見舞金、被害を受けた世帯に対する災害援護資金貸付の制度があります。

1 対象者

- (1) 災害弔慰金…………… 自然災害により亡くなった方の遺族
- (2) 災害障がい見舞金…… 自然災害により障がいを受けた方
- (3) 災害援護資金の貸付… 自然災害により被害を受けた世帯の世帯主

2 支給額

弔慰金等の種類、被害状況等により異なりますので、申請をする必要がある場合はお問い合わせください。

4 その他

(1) 地域福祉活動助成事業

窓口 みよし市社会福祉協議会（福祉センター） 電話 0561-34-1588 ファクシミリ 0561-34-5860

市民の地域福祉課題を解決するボランティア・市民活動団体が市民と連携及び協力し、主体的及び自主的に地域福祉活動に取り組む公益活動を支援することを目的としています。

1 対象者となる団体

法人格を持たないボランティア団体、任意団体又は特定非営利活動法人

2 助成対象

みよし市民と連携及び協力し、地域住民が主体となって実施する支え合い・助け合いなど地域福祉の視点が盛り込まれた活動

ただし、政治や宗教等と連動する事業など助成対象とならない事業があります。

3 助成金額

(1) 申請初年度 1 団体 150,000円以内

(2) 継続申請〔2年目以降（継続申請は4年を限度とします）〕

1 団体 100,000円以内

(2) ボランティア活動

窓口 みよし市ボランティアセンター（福祉センター） 電話 0561-34-1588 ファクシミリ 0561-34-5860

ボランティア活動とは、(1)人としての助け合い励ましあう活動、(2)心と心のふれ合いを大切にする活動、(3)地域の中でお互いにささえ合う活動、(4)社会の一員として協力する活動であり、物的支援、金銭支援、労力支援、技術的支援などさまざまな方法で行われています。

1 ボランティア登録

市内・市外で活動するボランティア団体及び個人ボランティアの登録を受け付けています。登録をしていただくと、活動の支援と紹介等をさせていただきます。ボランティア登録をしていただくことで、多くの仲間と交流することができます。

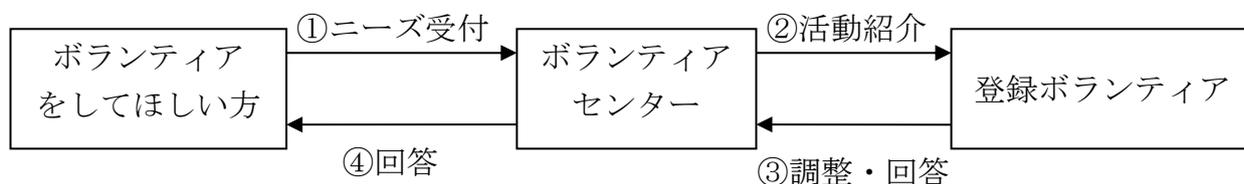
2 ボランティア保険手続

ボランティア活動をする際の方が一に備えて、ボランティア保険というものがあります。気持ちよくボランティア活動をするために、ボランティア保険への加入をおすすめしています。

また、ボランティア保険には「ボランティア活動保険」と「ボランティア行事保険」があります。詳しい内容については、お気軽にお問い合わせください。ボランティア保険の受付は窓口のみになります。

3 ボランティアコーディネート

ボランティアのニーズとの調整は下の図の流れになります。



5 各種団体

(1) みよし市民生児童委員協議会

窓口 市役所 福祉課

電話 0561-32-8010 ファクシミリ 0561-34-3388

※民生児童委員の連絡先は、市役所福祉課又は各行政区事務所にお問い合わせください。

民生委員・児童委員は、地域住民から社会福祉に関わる相談を受け、支援を行う制度です。地域に根ざした福祉活動を展開し、あたたかな地域社会づくりをめざしています。

No.	行政区	氏名	担当地区
1	新屋	久野文仁	1(1-4を除く)・2~4・6・20・21~22組 新屋、前田、新前田、油田、池下、井ノ花の一部、池ノ原、天王の一部、天王台の一部
2		原田幸尚	5・11・12組 井ノ花の一部、夕田、土取、火打山、仲ヶ山
3		太田律子	10・13組 東山台22~30番地、東山台32~50番地台、東山の一部
4		蛭川雅彦	1-4・14-19組 東山台1~21番地、東山台31番地
5		長屋清美	7~9組 天王の一部、天王台の一部、東山の一部、東山畑
6	三好上	梅村里江	西陣取山の一部、東陣取山、小坂の一部
7		原田文俊	西陣取山の一部、陣取山の一部、蜂ヶ池の一部、小坂の一部、中島の一部、平池の一部
8		小野田裕美	中鯰ヶ池、石畑、善休、東善休、弁財天、折坂、西ノ木戸の一部、上の一部
9		日高多美子	陣取山の一部、蜂ヶ池の一部、東蜂ヶ池の一部
10		原田裕子	上の一部、前畑、片原山、蜂ヶ池の一部、湯ノ前の一部、陣取山の一部
11	中西幸子	上の一部、湯ノ前の一部、大坪、森曾、小坂の一部、木之本、上砂後、湯ノ気、井ノ口、中島の一部	
12	三好下	星野孝子	1・2・3・4・6組 宮ノ越の一部、下池下、園原一丁目、二丁目の一部、五丁目の一部
13		加藤貴利	5・10・12・13・14・26・33組 大慈山、八和田山、東平子、向田、西平子、園原二丁目の一部、三丁目、四丁目、五丁目の一部、園原台、八和田の一部、下前田、植松、植松下、庚申塚、高根、塩田、東新月、赤羽根の一部
14		大嶋重彦	11・15・16・17・25・31・32組 八和田の一部、赤羽根の一部、姥子、半野木、西荒田の一部、東荒田、新月、植ノ畑の一部
15		小嶋博見	22・23・24・27・28・29・30組 薬師山の一部、一色前、原、下畷の一部、原前、杓子、西田、沖田、西荒田の一部、石塚、東一ノ沢、物由の一部、荒井の一部、西一色町荒井の一部
16		三根由香里	7・8・9・18・19・20・21組 宮ノ越の一部、八和田の一部、荒畑、荒池、下畷の一部、薬師山の一部、西ノ木戸の一部、植ノ畑の一部

No.	行政区	氏名	担当地区
17	西一色	成田修三	西一色行政区全域
18	福田	野々山春美	大沢、山畑、物由、中屋敷、清水、杓子、樋揚、池下、権現山、明知町八和田山、東海車輛社宅（市道明知福田線より北側（16組含む））
19		酒井少夜子	屋敷浦、碁盤田、川端、有塚、栗畑、一本松、東屋敷、西屋敷、井ヶ谷境、清水の一部（市道明知福田線より南側）
20	明知上	深谷志貴子	市道三好明知下線の北側全域 砲録山の一部、西ノ口、溝坂、後田、八弁田、多羅釜、明知みなよし台、島中、河田、花立、塔ノ下、北原、上屋敷、東谷、一木の一部、清水池浦、山中の一部、玄ノ山、杖狭間、狐塚、釜ヶ杖、鏡塚
21		岡本洋	市道三好明知下線の南側全域 根揚、河原、兎林、上原、中田、一木の一部、仏工田、青木、小浦、横根、池田、登立の一部、団子山の一部、屋浦、細口、細口浦、山中、黒山、大塚、今池の一部、下細口の一部
22	明知下	天野達也	市道明知新屋線の西側全域 流谷、平成、下畑、山下、豊、今池下、下屋敷の一部、落通、小池下、松葉池下、立山の一部、八幡前、小石山、深狭間、源氏狭間、登立の一部
23		伊藤みどり	市道明知新屋線の東側全域 松狭間、細口浦、神明東、美里、宮前、一本木、二本木、美並、今池の一部、団子山の一部、下屋敷の一部、松葉池浦、立山の一部
24	打越	木戸雅俊	1B・1C・1D・2・3A・3B・南台 百々、山ノ神、上池田、黒山、清水釜、諸輪坂の一部、池下、方貝外、上屋敷の一部、上前、東屋敷、西屋敷の一部、西ノ前
25		岡本ふみよ	4・5・6組 山伏の一部、北屋敷、島ノ山、前田、庚申の一部、鏡塚の一部
26		竹内鈴彦	1A・1E・1F・1G・1H、南台A、B、C組 三本松、畦違、西屋敷の一部、後田、上屋敷の一部、諸輪坂の一部、三百目、庚申の一部
27		光岡鉄司	7・8・9・10組 鏡塚の一部、苗座、南屋敷、下屋敷、小池下、西苗座、小林、九蔵釜、下鏡塚、南小林、北二池下、西池田、明知町下細口の一部

No.	行政区	氏名	担当地区
28	筋 生	青木 公男	15・16・17・18組 水洗、川岸当、上永井田、下永井田
29		大野 光夫	12・19・20組 藤塚の一部、辰己山、潮見
30		中河 基	1・2・3・4・13組 曙、あざみの一部、東山ノ神、下石田の一部、石田、百鳩、山ノ上、北海道、立山、山ノ神前、前田の一部、鳥居前、小金下、汁田の一部、後田、川原
31		佐々木 ひかる	5・6・7・8組、新田 並木、汁田の一部、川向、池上、小根、西山、西原、愛宕下、打上、仲田の一部、福谷町坂上の一部、福谷町蓬平地の一部
32	福 谷	近藤 裕美子	9・10・11・14組 向山、東浦、土郎谷、藤塚の一部、石坂の一部、郷浦、郷、南山ノ上、南池ノ上、池下、平池、原、山際、下辻、曾和、土取、梅ノ里、明知原、前田の一部
33		林 のり子	1・2・3・4・5・13組 仲田の一部、寺ノ前の一部、鑰ノ洞の一部、花立、阿弥陀堂の一部、吉良戸、堂ノ後、井守下、竹ヶ花、壺丁田、細田、北井山、才戸、宮ノ前、社口、小宮、杵ノ奥の一部、下り松の一部、三好丘六丁目の一部
34		鈴木 正憲	6・7・8・9・10・14・15組 仲田の一部、寺ノ前の一部、鑰ノ洞の一部、杵ノ奥の一部、棚田、寺田、最中、蔵屋敷、市場、落合、大日、蓬平地の一部、坂上の一部、下地念古、清水道、西荒井、善ヶ山、西道上、大坂の一部、筋生町（寺ヶ峪、あざみの一部、下石田の一部）、根浦町の一部、三好丘桜の一部
35		渡辺 輝久矢	11・12組 根浦、根浦町の一部
36	黒 笹	鈴木 謹次	黒笹一丁目10～25、黒笹二丁目 黒笹三丁目、黒笹町、黒笹山手
37		倉田 琴美	黒笹一丁目1～3、黒笹いずみ一丁目1～9、11～18、 黒笹いずみ二丁目
38		吉岡 美恵子	黒笹一丁目4～8、黒笹いずみ一丁目10、 黒笹いずみ三丁目

No.	行政区	氏名	担当地区
39	東山	君付幸子	弥栄A(1・2・4・6・9・10・11・12・ヴィレッタ栄・ロアジール)、宝栄地区
40		櫻田誠	東明地区全域
41		浅妻貴史	弥栄A(3・5・7・8・エクレール)、弥栄B(1~10・リアンヒロ)
42	高嶺	折山昌弘	高嶺行政区全域
43	好住	濱内はるみ	好住行政区全域
44	中島	小山真由美	3棟・4棟・5棟・6棟・9棟・10棟
45		筒井みゆき	7棟・8棟
46	ひばりヶ丘	西村準一	ひばりヶ丘行政区全域
47	あみだ堂	由井京子	あみだ堂行政区全域
48	山伏		
49	平池	梅川小夜子	平池行政区全域
50	上ヶ池	長谷川由美子	上ヶ池行政区全域
51	三好丘	尾関裁子	五丁目
52		高信美保	三丁目、四丁目
53		小嶋忠光	一丁目、二丁目
54		松倉邦子	六丁目
55		久田直見	七丁目、八丁目
56	三好丘緑	宇賀神光行	一丁目
57		尾崎道子	二丁目、三丁目、筋生町舟ヶ峪の一部
58		山田隆夫	四丁目、五丁目、筋生町山田
59	三好丘旭	今泉朱美	四丁目、五丁目
60		中山佳行	一丁目、二丁目、福谷町下り松の一部
61		小島臣美	三丁目
62	三好丘桜	野崎洋子	四丁目、五丁目
63		佐原友子	一丁目、二丁目
64		榎エツ子	三丁目
65	三好丘あおば	芹川友紀	一丁目
66		黒越正良	二丁目
67	主任児童委員	加藤美智子	北中学校区
68		伊藤隆守	南中学校区
69		加納千華子	三好丘中学校区
70		竹生八重	三好中学校区

(2) みよし市身体障がい者福祉協議会

窓口 みよし市社会福祉協議会（福祉センター） 電話 0561-34-1588 ファクシミリ 0561-34-5860

会員相互の連絡を図り、会員が一致団結し身体障がい者の自立更生と福祉増進に努め、進んで社会福祉に貢献することを目的とした団体です。

1 対象者

身体障がい者

2 活動内容

- (1) 会員相互の連絡調整
- (2) 身体障がい者援護思想の啓発宣伝
- (3) 身体障がい者福祉施策
- (4) 互助

3 会費

1,000円／年

(3) みよし市手をつなぐ親の会

窓口 みよし市社会福祉協議会（福祉センター） 電話 0561-34-1588 ファクシミリ 0561-34-5860

心身障がい（児）者の福祉を図ることを目的とした団体です。

1 対象者

心身障がい（児）者を持つ親

2 活動内容

- (1) 会員相互の親睦
- (2) 研修会
- (3) 情報交換

3 会費

- (1) 正会員 2,400円／年
- (2) 賛助会員（会の目的に賛同していただける人） 500円／年

(4) みよし市ボランティア連絡協議会

窓口 みよし市社会福祉協議会（福祉センター） 電話 0561-34-1588 ファクシミリ 0561-34-5860

ボランティアを志す方が助け合い、活動の輪を広げ、地域福祉に役立て、こころ豊かな
うるおいのあるまちづくりを目的とした団体です。

1 対象者

- (1) 目的に賛同するボランティアグループ
- (2) 目的に賛同するボランティア個人

2 活動内容

- (1) 会員の連絡調整
- (2) 会員の育成援助
- (3) 各種団体との交流連携
- (4) 地域社会への啓発
- (5) 社会福祉に関する調査
- (6) その他目的の達成のため必要と認める事業

3 会費

1,500円／年

(5) いきいきクラブみよし連合会

窓口 みよし市社会福祉協議会（福祉センター） 電話 0561-34-1588 ファクシミリ 0561-34-5860

行政区いきいきクラブの連携と会員相互の親睦を図り、地域社会の一員として、これまで培った豊かな経験、知識及び技能を発揮し、生涯を健康で、かつ生きがいを持って、地域を豊かにする社会活動を通じ、地域社会の発展に寄与することを目的とした団体です。

1 組織

行政区いきいきクラブ

2 活動内容

- (1) 友愛活動
- (2) 生活支援活動
- (3) 清掃・奉仕・環境活動
- (4) 文化・学習サークル活動
- (5) スポーツサークル活動
- (6) 安全活動

(6) みよし市遺族会

窓口 みよし市社会福祉協議会（福祉センター） 電話 0561-34-1588 ファクシミリ 0561-34-5860

英霊の顕彰、戦没者遺族の福祉増進、慰藉、救済、道義の高揚、品性の涵養に努めるとともに会員相互の連絡協調を図り資質の向上発展に資することを目的とした団体です。

1 対象者

戦没者遺族

2 活動内容

- (1) 行政区遺族会の連絡指導
- (2) 県遺族会との連携
- (3) 慰霊

3 会費

500円／年

施設一覧

施設名	電話番号	郵便番号	住 所
みよし市役所	32-2111 FAX 32-2165	470-0295	みよし市三好町小坂50
市民情報サービスセンター 「サンネット」	33-4150 FAX 33-4151	470-0202	みよし市三好丘2-2-1
みよし市くらし・はたらく 相談センター	33-5020 33-5070 FAX 34-6331	470-0224	みよし市三好町湯ノ前4-5 みよし市ふれあい交流館内
みよし市教育センター 「学びの森」	33-5010 FAX 32-2855	470-0224	みよし市三好町仲ヶ山43-11
みよし市立福祉センター	34-1588 FAX 34-5860	470-0224	みよし市三好町陣取山39-5
新屋老人憩いの家	34-1577	470-0224	みよし市三好町池ノ原1-21
中部老人憩いの家	32-2571	470-0224	みよし市三好町宮ノ越30-1
三好下老人憩いの家	34-6633	470-0227	みよし市園原2-1-1
西一色老人憩いの家	34-3200	470-0226	みよし市西一色町ノ林14
福田老人憩いの家	34-0255	470-0225	みよし市福田町東屋敷91-2
明知上老人憩いの家	32-3600	470-0214	みよし市明知町東谷30
明知下老人憩いの家	34-1067	470-0214	みよし市明知町下屋敷16-3
打越老人憩いの家	34-4633	470-0213	みよし市打越町前田27-1
筋生老人憩いの家	34-2621	470-0206	みよし市筋生町小金下3-1
福谷老人憩いの家	36-2080	470-0207	みよし市福谷町蔵屋敷1
黒笹老人憩いの家	36-5345	470-0231	みよし市黒笹1-10-4
東山老人憩いの家	34-0300	470-0224	みよし市三好町東山45-1
みよし市 福祉総合相談センター	76-5663	470-0295	みよし市三好町小坂50 (市役所内1階)
おかよし 地域包括支援センター	33-4177	470-0202	みよし市三好丘2-2-1
きたよし 地域包括支援センター	33-0791	470-0207	みよし市福谷町寺田4
なかよし 地域包括支援センター	34-6811	470-0224	みよし市三好町陣取山39-5
みなよし 地域包括支援センター	33-3502	470-0224	みよし市三好町八和田山15
筋生保育園	34-7557 FAX 34-7558	470-0206	みよし市筋生町仲田48-1
天王保育園	32-2346 FAX 34-6792	470-0224	みよし市三好町天王51-20
なかよし保育園	32-3048 FAX 34-6786	470-0226	みよし市西一色町二ノ沢8-2
みどり保育園	36-3330 FAX 36-5675	470-0204	みよし市三好丘桜4-11-1
打越保育園	34-0123 FAX 34-6791	470-0213	みよし市打越町畦違311
城山保育園	36-3310 FAX 36-5668	470-0207	みよし市福谷町市場61-2
明知保育園	32-1035 FAX 34-6795	470-0214	みよし市明知町細口浦41

すみれ保育園	34-3123 FAX 34-6763	470-0224	みよし市三好町八和田108
わかば保育園	34-1151 FAX 34-6790	470-0224	みよし市三好町大坪54
黒笹保育園	36-5107 FAX 36-5108	470-0207	みよし市福谷町西大山1-31
キッズハウスみよし (小規模保育事業所)	36-3131 FAX 36-5667	470-0202	みよし市三好丘1-11-5
みよしの森ほいくえん (小規模保育事業所)	56-7010 FAX 56-7011	470-0213	みよし市打越町新池浦110-4
三好文化こども園	32-2561 FAX 32-2560	470-0214	みよし市明知町後田59-1
なかよし地区 子育て支援センター (子育て総合支援センター内)	34-1250 FAX 34-0501	470-0221	みよし市西陣取山130
みなよし地区 子育て支援センター (打越保育園内)	34-1867 FAX 34-6791	470-0213	みよし市打越町畦違311
三好丘地区 子育て支援センター (みどり保育園内)	36-0785 FAX 36-5675	470-0204	みよし市三好丘桜4-11-1
黒笹地区 子育て支援センター (黒笹保育園内)	36-5722 FAX 36-5108	470-0207	みよし市福谷町西大山1-31
児童発達支援事業所よつば (明知保育園内)	32-1133 FAX 34-6795	470-0214	みよし市明知町細口浦41
子育てふれあい広場 (子育て総合支援センター内)	34-0500 FAX 34-0501	470-0221	みよし市西陣取山130
子育てふれあい広場 (カリヨンハウス内)	36-1181 FAX 36-1181	470-0202	みよし市三好丘2-2-1 カリヨンハウス 1F
みよし市ファミリー・サポ ート・センター (子育て総合支援センター内)	34-2228 FAX 34-2228	470-0221	みよし市西陣取山130
新屋児童館	34-0751	470-0224	みよし市三好町池ノ原1-21
三好上児童館	34-4067	470-0224	みよし市三好町上103
蜂ヶ池児童館	34-1850	470-0224	みよし市三好町蜂ヶ池29-12
三好下児童館	34-2088	470-0224	みよし市三好町八和田50-2
西一色児童館	32-1032	470-0226	みよし市西一色町池ノ内17
福田児童館	34-5018	470-0225	みよし市福田町東屋敷84
明知上児童館	34-1016	470-0214	みよし市明知町東谷10
明知下児童館	34-0622	470-0214	みよし市明知町下屋敷17
打越児童館	34-1022	470-0213	みよし市打越町前田27-1
筋生児童館	34-3327	470-0206	みよし市筋生町小金下2-1
福谷児童館	36-1585	470-0207	みよし市福谷町仲田21-3
東山児童館	34-3980	470-0224	みよし市三好町弥栄31-3
高嶺児童館	34-5402	470-0213	みよし市打越町新池浦63-1

みよし市 障がい者福祉センター	41-8288 FAX 34-5860	470-0224	みよし市三好町陣取山39-5
みよし市保健センター	34-5311 FAX 34-5969	470-0224	みよし市三好町陣取山54
みよし市民病院	33-3300 FAX 33-3308	470-0224	みよし市三好町八和田山15
みよし市 訪問看護ステーション	33-3500	470-0224	みよし市三好町八和田山15
中部小学校	32-1044 FAX 34-6121	470-0224	みよし市三好町宮ノ越31
北部小学校	36-1047 FAX 36-5821	470-0217	みよし市根浦町3-9-47
南部小学校	32-1062 FAX 34-6122	470-0214	みよし市明知町上細口27
天王小学校	32-2383 FAX 34-6123	470-0224	みよし市三好町天王51-75
三吉小学校	34-3888 FAX 34-6124	470-0224	みよし市三好町半野木1-27
三好丘小学校	36-3220 FAX 36-5822	470-0202	みよし市三好丘7-1
緑丘小学校	36-8800 FAX 36-8801	470-0205	みよし市三好丘緑1-1-1
黒笹小学校	36-1928 FAX 36-1929	470-0232	みよし市黒笹いずみ3-26-1
三好中学校	32-1043 FAX 33-1144	470-0224	みよし市三好町宮ノ越42
北中学校	36-4565 FAX 33-0006	470-0204	みよし市三好丘桜1-1-1
南中学校	34-1232 FAX 33-1145	470-0213	みよし市打越町三百目3
三好丘中学校	31-0781 FAX 31-0782	470-0202	みよし市三好丘2-14-10
豊田特別支援学校	0565-44-1151 FAX0565-44-1160	470-0342	豊田市大清水町原山66
三好特別支援学校	34-4832 FAX 32-4232	470-0213	みよし市打越町山ノ神1-2
高齢者生きがいセンター 「太陽の家」	34-1988 FAX 34-2831	470-0224	みよし市三好町井ノ花100-1
高齢者生きがいセンター 「福谷太陽の家」		470-0207	みよし市福谷町蔵屋敷1
高齢者生きがいセンター 「東山太陽の家」		470-0224	みよし市三好町東山45-1

その他施設

施設名	電話番号	郵便番号	住 所
愛知県豊田加茂 福祉相談センター	(0565) 33-0294 FAX (0565) 33-2212	471-0863	豊田市瑞穂町2丁目5-1
地域福祉課			
児童育成課 (豊田加茂児童・障がい者 相談センター)	(0565) 33-2211 FAX (0565) 33-2212		
愛知県衣浦東部保健所	(0566) 21-4778 FAX (0566) 25-1470	448-0857	刈谷市大手町1-12
愛知県衣浦東部保健所 みよし駐在	(0561) 34-4811 FAX (0561) 34-4813	470-0221	みよし市西陣取山90 (市民活動センター内)
愛知県西三河 児童・障がい者相談センター	(0564) 27-2779 FAX (0564) 22-2902	444-0860	岡崎市明大寺本町1-4
愛知県 精神保健福祉センター	(052) 962-5377 FAX (052) 962-5375	460-0001	名古屋市中区三の丸3-2-1
愛知県豊田警察署	(0565) 35-0110 ファックス110番 (県警本部) 0120-110-369	471-0877	豊田市錦町1-59-1
尾三消防本部	(0561) 38-0119 FAX (0561) 38-6962	470-0151	東郷町大字諸輪字曙18
愛知中部水道企業団	(0561) 38-0030 FAX (0561) 38-3134	470-0153	東郷町大字和合字北蚊谷212
中部電力パワーグリッド(株) 豊田営業所	(0565) 31-0390 FAX (0565) 31-7983	471-0869	豊田市十塚町1-1-1

総合福祉ガイドブック

発行／みよし市

〒470-0295

愛知県みよし市三好町小坂50番地

電話 0561-32-2111（代表）

編集／福祉部 福祉課

発行年月／令和7(2025)年3月

*この総合福祉ガイドブックは令和7(2025)年4月現在で編集
していますので、ご利用に当たっては担当窓口でご確認ください。